

地下水利用専用水道等に係る水道料金の
考え方と料金案 事例集

平成 31 年 3 月

公益社団法人 日本水道協会

目 次

第1章 日本における地下水の現状	
1. 水資源としての地下水に関する動向	1
(1) 近年の地下水に関する動向	1
(2) 水循環基本法の制定	2
2. 水道事業における地下水をめぐる状況	3
(1) 水道水源としての地下水	3
(2) 地下水利用専用水道の増加	5
(3) 地下水利用専用水道の増加による影響	6
第2章 地下水利用専用水道に対するこれまでの取組	
1. 水道事業者の取組	9
2. 日本水道協会の取組	14
(1) これまでの検討・取組	14
(2) 国への陳情活動	14
第3章 地下水利用専用水道への転換に係る実情把握と現状分析	
1. 地下水利用専用水道への転換状況の把握実態	16
2. 地下水利用専用水道への転換状況の把握方法	19
3. 地下水利用専用水道への転換に係る現状分析	21
(1) 地下水利用専用水道に係るコスト	21
(2) 損益分岐水量の変化について	22
第4章 地下水利用専用水道等への転換に係る先進事例紹介	
1. 先進事例のヒアリング調査	27
2. 紹介事例	27
(1) 地下水からの転換による水道料金・水道利用加入金の減額制度（神奈川県企業庁）	28
(2) 特別給水契約制度（流山市上下水道局）	32
(3) 水道施設維持負担金制度（京都市上下水道局）	36
(4) 「地下水等併用水道の対応」の制度（神戸市水道局）	40
(5) 個別需給給水契約「チョイス100（もも）」（岡山市水道局）	44
(6) 大口使用者特割制度（北九州市上下水道局）	48
(7) 大口使用者等特別料金制度（大分市上下水道局）	52

第1章 日本における地下水の現状

1. 水資源としての地下水に関する動向

(1) 近年の地下水に関する動向

「地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案（平成21年5月）」（以下「前回報告書」という。）発行から10年が経過する。この間、水資源としての地下水を取り巻く環境も変化した。

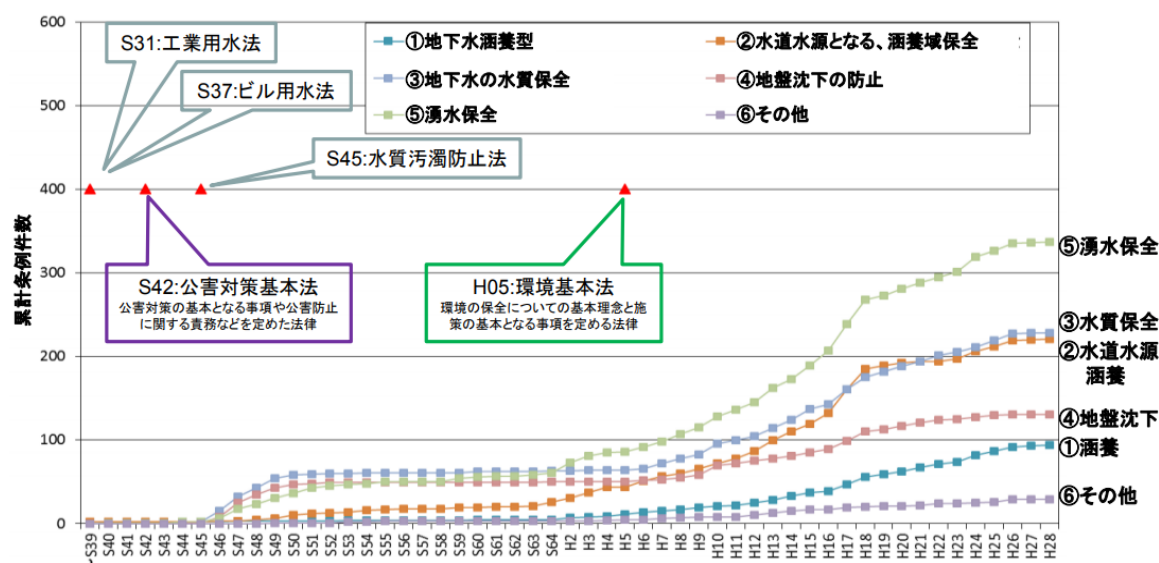
地域の豊富な地下水を観光資源として活用することや、地域活性化の方策として、豊かな地下水を背景とする産業誘致や地場産業の振興など、地下水の価値を幅広い観点から引き出す取組が見られる。

また、地下水保全に関する法令や条例の制定等の取組により、地下水障害に苦しんだ地域においても、地下水環境が回復した事例もある。

このように、かつては、その良質な水質や恒温性などの優れた特徴から、生活用水、工業用水、農業用水、養魚用水など、多様な用途に使用されてきた地下水は、高度経済成長期には、都市部において急速な経済発展による水需要の増加が地下水の過剰採取を招き、地盤沈下等が社会問題となった。これにより、法律等が整備され次第に地盤沈下等の問題は、沈静化したことなどを経て近年に至っている（図表1-1参照）。

なお、全国の地方公共団体の地下水保全や利用等に関する条例等の制定状況については、参考資料2「地下水関係条例一覧」を参照されたい。

図表1-1 地下水保全に関わる法令と条例の推移



※国土交通省水管理・国土保全局水資源部調べ

(2) 水循環基本法の制定

近年では、「水」の価値が再認識され、幅広く利用されるようになる一方、特に地下水のような限りある資源においては、保全と利用をバランスさせることが、地下水が継続的な資源であるために重要となる。

このような現状に鑑み、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠との趣旨から、水循環基本法が制定され、平成 26 年 7 月 1 日に施行された。

本法の目的は、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定、その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することとされている。本法には、次の 5 つの基本理念がある。

①水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組みが積極的に推進されなければならない。

②水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。

③健全な水環境への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならない。

④流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならない。

⑤水環境に関する国際協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組みの推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

本法を受けて、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「水循環基本計画」が平成 27 年 7 月に閣議決定された。

水循環基本計画では、水の適正かつ有効な利用の促進のため、地下水障害が生じることなく、生態系の保全等を確保しつつ、地域の地下水を守り、水資源等として利用する「持続可能な地下水の保全と利用」を、地方公共団体等の地域の関係者が主体となって地域の実情に応じて取り組む「地下水マネジメント」を推進することとなった。地下水マネジメントでは、地下水の公共性の高さも念頭において、地域社会の実情を踏まえ、持続可能な地下水の保全と利用に関わる利害関係者の調整や合意形成、取組等が適切に行われていることが重要とされる。

なお、平成 25 年 8 月水制度改革議員連盟^{※1}の諮問機関として設置された水循環基本法フォローアップ委員会^{※2}では、これまで土地所有権に付随するものと位置付けられてきた地下水を、国民共有の貴重な財産として公共性の高い水資源と位置付け、持続可能な涵養、保全、利用を実現することを目的として、多様な利害関係者の連携と共同を基本に議論が進んでいる。

※1 水制度改革議員連盟

各政党の横断的な連携のもと、水循環基本法の基本理念を活かし、これまでの水関連制度の改正や新たな制度の創設をめざして活動している議員連盟

※2 水循環基本法フォローアップ委員会

水循環基本法の基本理念が広く共有され具現化されることをめざして設置された委員会

2. 水道事業における地下水をめぐる状況

(1) 水道水源としての地下水

水道水源として地下水を捉えた場合、まず水質面においては一般的に河川等の地表水に比べて良好かつ安定しており、良質な水道水源である。

また、コスト面においても、ダム等の大規模水源施設を築造することに比べ、効率的かつ安価に水源を確保することができ、さらに水質が良好なため、浄水処理に係るコストも低減できることから、他の水源を使用した場合に比べ給水原価を大幅に抑えることができるなど、水道事業者にとって大きなメリットがある（図表 1－2 参照）。

図表 1－2 水源別給水原価等の比較

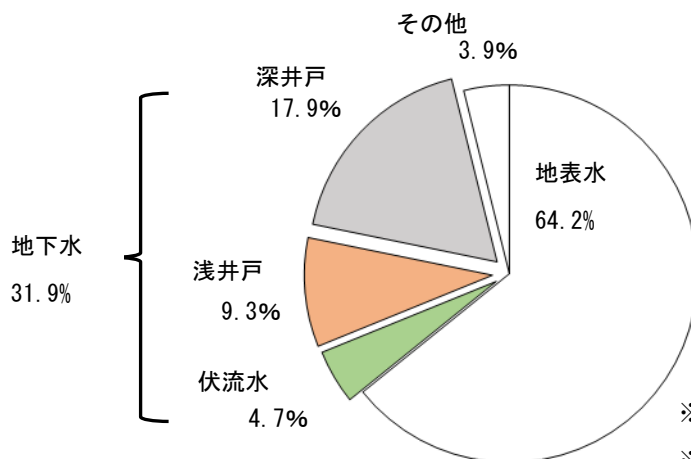
(単位：円)

	平均	水源別の状況 (H28 年)				(H19 年)
		ダムを主とするもの	受水を主とするもの	表流水を主とするもの	その他	その他
給水原価	163.27	182.53	165.84	151.27	142.93	146.76
供給単価	172.40	189.22	172.48	169.10	152.38	146.37
1月10m ³ 家庭用料金	1,539	1,644	1,590	1,696	1,424	1,345

※出典：水道事業経営指標（平成 28 年度）

そのため、水道事業者としては、これまでも貴重な水道水源の一つとして地下水を活用してきており、深井戸、浅井戸、伏流水を合わせた地下水が水道事業の水源に占める割合は、ほぼ3分の1となっている（図表 1－3 参照）。

図表 1－3 年間取水量による水道事業の水源内訳（H28）



※出典：平成 28 年度 水道統計

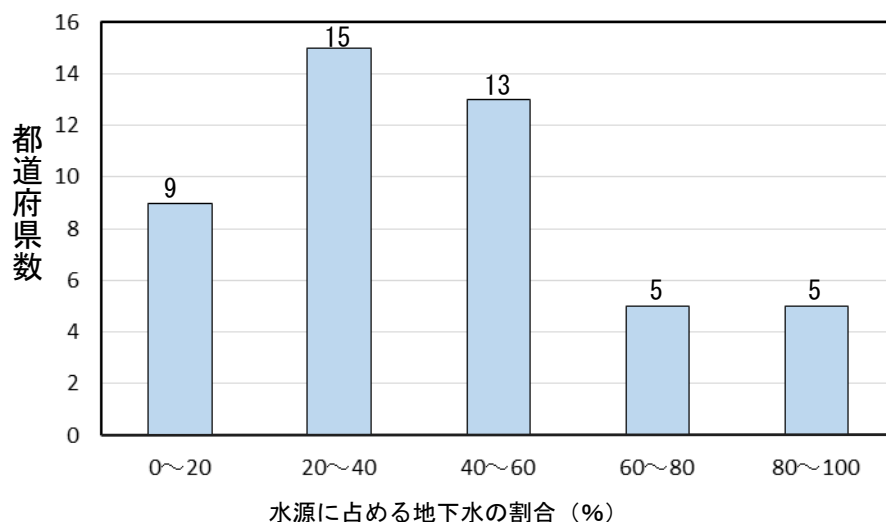
※簡易水道事業及び水道用水供給事業を除く

※浄水受入を除く

この水源に占める地下水の割合については、地域によって大きな差があるものの、水源の8割以上を地下水に依存している地域もあり、水道事業にとって地下水はなくてはならないものといえる（図表 1－4 参照）。

なお、地域によっては、地下水が揮発性有機塩素化合物であるテトラクロロエチレンやトリクロロエチレン等を含んでいる場合があるため、エアレーションや粒状活性炭吸着による除去が必要となる場合がある。

図表 1－4 水源に占める地下水の割合分布



※出典：平成 28 年度 水道統計

※簡易水道事業及び水道用水供給事業を除く

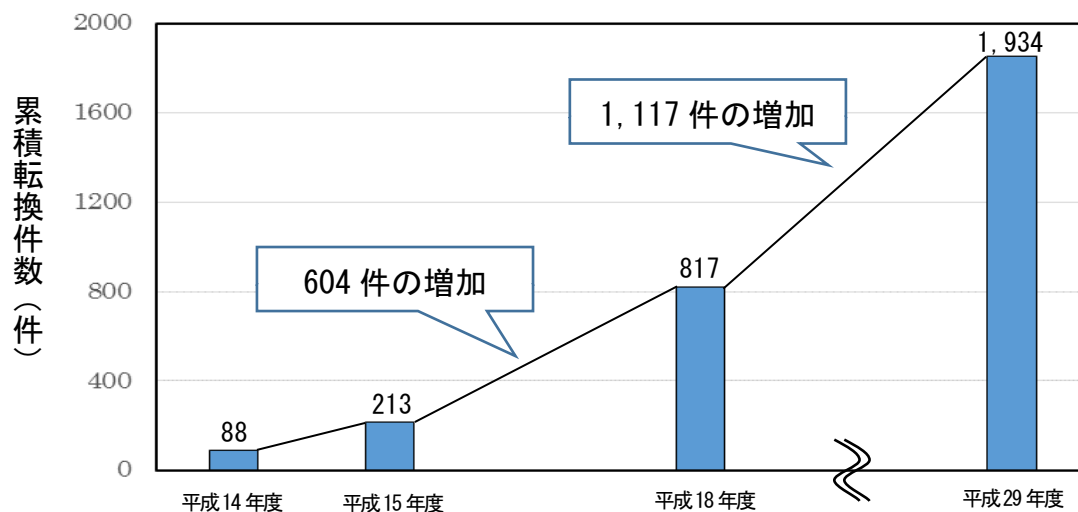
(2) 地下水利用専用水道の増加

①地下水利用専用水道への転換状況

本協会が平成 16 年 4 月に行ったアンケート調査結果及び平成 20 年 7 月に全国 469 の水道事業者に対し行ったアンケート調査結果（以下「平成 20 年アンケート」という。）によると、平成 14 年度以降の給水人口 10 万人以上の水道事業者における転換件数は、平成 14 年度から平成 15 年度にかけては約 100 件の増加であったものの、その後 3 年間では 604 件の増加と、約 2 倍のペースで増加していた。

また、本報告書作成にあたり、平成 30 年 5 月にアンケート（以下「平成 30 年アンケート」という。）を実施し、この調査結果では、給水人口 10 万人以上の水道事業者における転換件数は、平成 18 年度から比較をすると、約 10 年で 1,117 件増加した（図表 1－5 参照）。

図表 1-5 地下水利用専用水道への転換件数（平成 14 年度以降の累積）



※平成 14 年度・15 年度の数值は、「地下水利用専用水道の拡大に関する報告書」（平成 17 年 3 月）による平成 14 年度当初をゼロとした場合の数值

※平成 18 年度の数值は、平成 20 年 7 月のアンケート調査結果における、給水人口 10 万人以上の水道事業者（有効回答事業者数：215）の数值

※平成 29 年度の数值は、本追補版アンケート調査結果における、給水人口 10 万人以上の水道事業者（有効回答事業者数：219）の数值

②地下水利用専用水道の増加の背景

このように地下水利用専用水道が増加している背景としては、平成 30 年アンケートの結果から、地下水利用専用水道の導入コストの低下や災害対策等における水源の二重化が考えられる（図表 1-6 参照）。

図表 1-6 考えられる地下水利用専用水道への転換理由

〔有効回答事業者数：187 有効回答総件数：281〕

項目	地下水導入コストの減少	災害対策時における水源の二重化	不明	その他
回答件数	115 (61.5)	87 (46.5)	48 (25.7)	31 (16.6)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

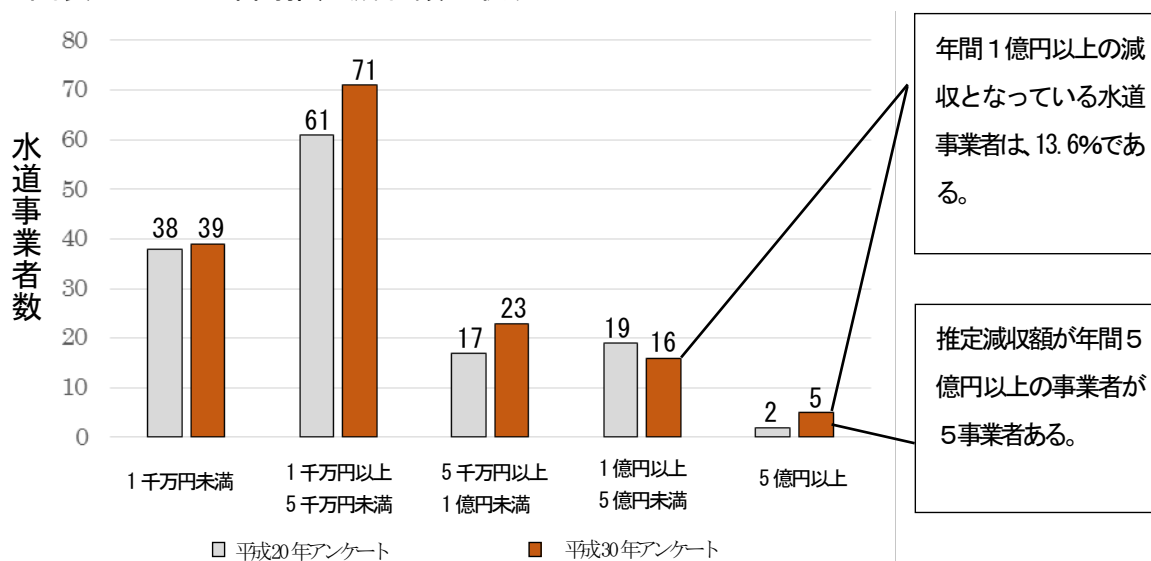
(3) 地下水利用専用水道の増加による影響

水道の大口使用者が水道から地下水利用専用水道に切り換えた場合、水道事業の給水量が減少し、それに伴い、給水収益も減少となる。加えて、水道事業者には給水義務があり、バックアップ用として水道を使用する場合でも、これに対応可能な施設を整備し維持しておく必要がある。このため、これに係る固定費を回収できず、結果として、一般の水道使用者への負担につながる恐れが

ある。特にこの収益に与える影響は水道事業の経営に直結するものであり、地下水利用専用水道の設置者が増加している地域においては看過できない問題である。

平成30年アンケートの結果によれば、地下水利用専用水道へ転換することにより、給水収益の推定減収額が年間1億円以上減少した水道事業者は、21件(13.6%)であり、そのうちの推定減収額が5億円以上の水道事業者が5件(3.2%)であった(図表1-7参照)。

図表1-7 年間推定減収額の状況



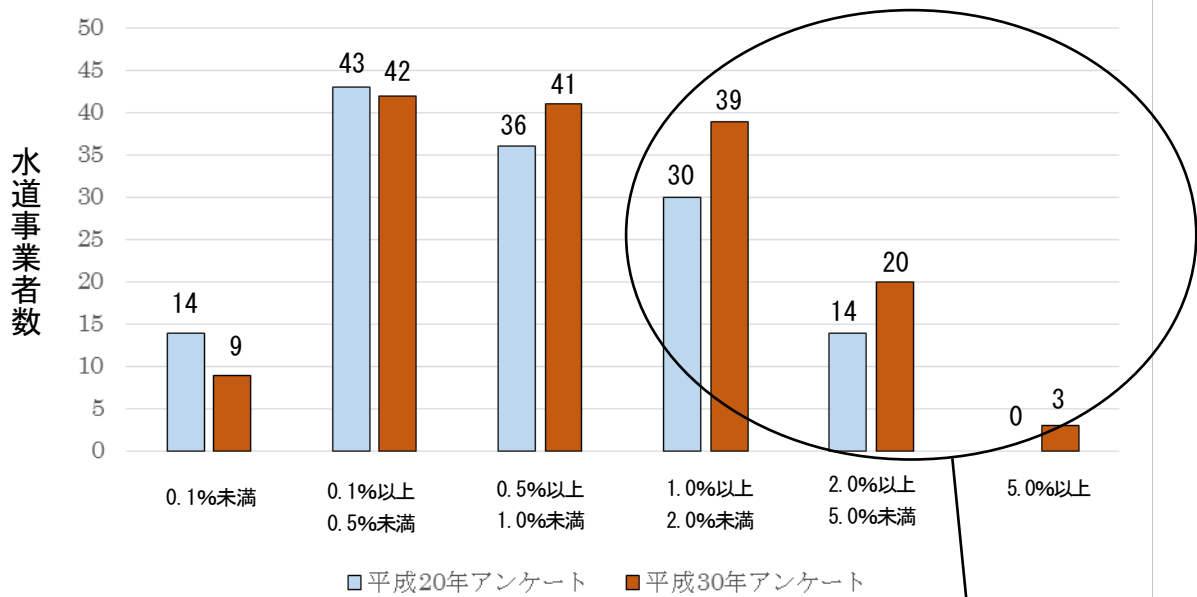
※平成20年アンケート [有効回答事業者数: 137]
 ※平成30年アンケート [有効回答事業者数: 154]

年間1億円以上の減収となっている水道事業者は13.6%である。

推定減収額が年間5億円以上の事業者が5事業者ある。

次に、推定減収額が給水収益全体に与える影響を見ると、給水収益が1%以上の減少となっている水道事業者は、平成20年アンケートの結果では44件(32.1%)であったが、平成30年アンケートでは62件(40.3%)と増加している。また、全体的に水道使用量の減少及び給水収益に対する減収額の割合について、平成20年アンケートと比較した場合に増加していることから、水道事業に及ぼす影響は、非常に大きいと考えられる(図表1-8参照)。

図表 1 - 8 年間推定減収額の給水収益に対する割合



※平成 20 年アンケート [有効回答事業者数 : 137]
 ※平成 30 年アンケート [有効回答事業者数 : 154]

給水収益が 1%以上の減収となっている水道事業者
 平成 20 年アンケート : 32.1% 平成 30 年アンケート : 40.2%

第2章 地下水利用専用水道に対するこれまでの取組

1. 水道事業者の取組

平成30年アンケートによると、地下水利用専用水道に転換した事業者（以下「転換事業者」という。）の有無を把握する187の水道事業者のうち、18の水道事業者では、転換事業者に対して積極的に対策等を検討し、何らかの報告書を取りまとめている。また、47の水道事業者では、水道料金、地下水抑制規制、水道利用のPRなど様々な対応策を独自に検討し、または実際に対応策を導入している（図表2-1～図表2-3参照）。

平成20年アンケートと比較をすると、「水道料金に関する対応策」を検討し、実施している事業者の割合が3.9%から12.3%へと8.4ポイント増加しているものの、対応策を未検討の事業者割合が60%を超えることから、依然として多くの水道事業者においては、転換事業者への対応策の検討まで至っていないものと思われる（図表2-3参照）。

図表2-1 地下水利用専用水道への転換事業者に対する報告書の作成時期

[有効回答事業者数：18]

区 分	H19年度 以前	H20～ H24	H25	H26	H27	H28	H29
事業者数	2 (11.1)	3 (16.7)	0 (0)	1 (5.5)	3 (16.7)	3 (16.7)	6 (33.3)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

図表2-2 地下水利用専用水道への転換事業者に対する報告書の作成内容

[有効回答事業者数：18 有効回答総件数：28]

区 分	アンケート 調査結果	水道事業の 取組事例	他都市の 取組事例	その他
事業者数	8 (44.4)	6 (33.3)	7 (38.9)	7 (38.9)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

図表2-3 地下水利用専用水道への転換事業者の増加に対する対応策の検討状況

[有効回答事業者数：187 有効回答総件数：205]

分類	水道料金に関する 対応策			揚水規制に関する 対応策			PR等に関する 対応策			未検討	その他
	①	②	③	①	②	③	①	②	③		
回答項目	①	②	③	①	②	③	①	②	③		
事業者数	23 (12.3)	8 (4.3)	17 (9.1)	1 (0.5)	0 (0)	4 (2.1)	11 (5.9)	4 (2.1)	2 (1.1)	124 (66.3)	11 (5.9)
分類ごとの合計	48 (25.7)			5 (2.7)			17 (9.1)			124 (66.3)	11 (5.9)
H20 アンケート	6 (3.9)	9 (5.8)	11 (7.1)	0 (0)	0 (0)	8 (5.2)	10 (6.4)	2 (1.3)	4 (2.6)	104 (67.1)	18 (11.6)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

※回答項目①、②、③については、①「検討し、実施している」、②「検討し、実施する予定である」、③「検討したが、実施の予定はない」

※平成20年アンケートの有効回答事業者数は155

図表2-4 検討・導入された対応策

[有効回答事業者数：55 有効回答総件数：96]

項目	実施済み	実施予定	検討したが、 実施予定無し	事業者数
個別需給契約制度	9	4	6	19(19.8)
逦増逦減併用型料金	6	5	8	19(19.8)
固定費負担制度	2	2	7	11(11.5)
条例による地下水の 揚水規制	0	0	4	4(4.2)
大口使用者への訪問 による水道料金PR	10	3	5	18(18.8)
HPでの水道料金PR	4	1	0	5(5.2)
その他	15	1	4	20(20.8)

※()内は、有効回答総件数に対する割合

※本報告書における個別需給契約制度、逦増逦減併用型料金及び固定費負担制度については、参考資料1「地下水利用専用水道に関するアンケート調査結果」119頁を参照

また、本協会では、平成30年アンケートの実施にあたり、水道事業者が講じる各対応策の検討・導入に関し、その経緯、具体的な対応策や対応策導入効果など、平成20年アンケートでは行わなかった項目について追加の調査を行った（図表2-5～図表2-10参照）。

転換事業者の増加に対する対応策の検討・導入の経緯については、「給水収益の大幅な減少」を理由とする回答が最も多く67.1%であった（図表2-5参照）。加えて、年間の合計推定減収額「1千万円以上1億円未満」である事業者が61.0%を占めることから、水道事業経営に大きな影響があることを示していると考えられる（図表2-6参照）。

図表2-5 転換事業者の増加に対する対応策の検討・導入の経緯

[有効回答事業者数：55 有効回答総件数：82]

項目	議会からの要望	給水収益の大幅な減少	住民からの要望	その他
実施済み	6	27	2	10
実施予定	0	10	0	3
検討したが、実施予定無し	1	18	0	5
事業者数	7 (8.5)	55 (67.1)	2 (2.4)	18 (22.0)

※()内は、有効回答総件数に対する割合

図表2-6 地下水利用専用水道への転換によって減少した合計推定減収額(年間)

[有効回答事業者数：154]

区分	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上
事業者数	39 (25.3)	71 (46.1)	23 (14.9)	16 (10.4)	5 (3.3)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

転換事業者に対する対応策について、検討開始から実際の導入までには、約80%の事業者においては1年以上の期間を要しており、また、実施予定事業者においては約90%が1年以上の期間を要する見込みである（図表2-7参照）。

図表2-7 対応策検討開始から実際の導入までの期間

[有効回答事業者数：24 有効回答総件数：34]

項目	2年以上	1年以上～ 2年未満	1年未満
実施済み事業者数	12 (35.3)	15 (44.1)	7 (20.6)

※()内は、有効回答総件数に対する割合 (%)

[有効回答事業者数：9 有効回答総件数：12]

項目	2年以上	1年以上～ 2年未満	1年未満
実施予定事業者数	9 (75.0)	2 (16.7)	1 (8.3)

※()内は、有効回答総件数に対する割合 (%)

転換事業者に対する対応策の導入時期の結果を見ると、平成28年度から増加傾向にあり、かつ、平成28年度及び平成29年度における対応策導入事業体が約40%を占めている(図表2-8参照)。

図表2-8 対応策の導入時期

[有効回答事業者数：23 有効回答総件数：33]

項目	H19年度 以前	H20～ H24	H25	H26	H27	H28	H29
事業者数	5 (15.2)	10 (30.3)	3 (9.1)	1 (3.0)	1 (3.0)	5 (15.2)	8 (24.2)

※()内は、有効回答総件数に対する割合 (%)

転換事業者に対する対応策の導入効果を業種別に見ると、病院が最も多く23.8%を占める結果となっている。この理由としては、医療関係については、「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知)により、井戸設備の整備や災害時の診療に必要な水を確保すること等を積極的に推進することが求められているため、地下水を利用する件数が多かったことによるものと考えられる。

また、転換事業者に対する対応策の導入効果を増加した推定の合計水道使用量で見ると、1万m³以上10万m³以下の割合が58.4%であり、年間の合計推定増収額は1千万円以上5千万円未満の割合が58.3%という結果になっている(図

表2-9参照)。

なお、検討された対応策導入にあたり、議会や回帰事業者等への説明で工夫した点及び転換事業者への誘致(PR)で工夫した点については、参考資料1「地下水利用専用水道に関するアンケート調査結果」問19及び問20を参照されたい。

図表2-9 転換事業者増加に対する対応策の導入効果

業種別の回帰件数

[有効回答事業者数：13 回帰総件数：63]

業 種	件数	割合	業 種	件数	割合
病 院	15	23.8%	教育施設	4	6.3%
販 売 業	11	17.5%	サービス業(スポーツ施設等)	3	4.8%
ホテル・旅館	7	11.1%	事務所・ビル	1	1.6%
製造業(食品含む)	4	6.3%	そ の 他	18	28.6%

※「割合」は回帰総件数に対する割合(%)

増加した合計水道使用量(年間推定量)

[有効回答事業者数：12]

区 分	2千m ³ 未満	2千m ³ 以上 1万m ³ 未満	1万m ³ 以上 10万m ³ 未満	10万m ³ 以上 100万m ³ 未満	100万m ³ 以上
事業者数	0(0)	1(8.3)	7(58.4)	4(33.3)	0(0)

※()内は有効回答事業者数に対する割合(%)

合計推定増収額(年間)

[有効回答事業者数：12]

区 分	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上
事業者数	5(41.7)	7(58.3)	0(0)	0(0)	0(0)

※()内は有効回答事業者数に対する割合(%)

(参考) 給水収益に対する増収額の割合

[有効回答事業者数：12]

区 分	0.1%未満	0.1%以上 0.5%未満	0.5%以上 1.0%未満	1.0%以上 2.0%未満	2.0%以上 5.0%未満	5.0%以上
事業者数	4(33.3)	6(50.0)	2(16.7)	0(0)	0(0)	0(0)

※()内は有効回答事業者数に対する割合(%)

転換事業者への対応策導入にあたり、21.4%の水道事業者においては、法的に何らかの整理をしている（図表2-10参照）。なお、法的な整理をした主な内容については、参考資料1「地下水利用専用水道に関するアンケート調査結果」問18を参照されたい。

図表2-10 対応策の導入にあたって法的な整理の有無

[有効回答事業者数：28]

項目	整理した	整理していない
事業者数	6 (21.4)	22 (78.6)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

2. 日本水道協会の取組

(1) これまでの検討・取組

平成15年に岡山市で開催された本協会第72回総会において、地下水利用専用水道に関連した会員提出問題が初めて提出された。その中で、今後の専用水道に対する対応策や規制の方針を検討し、地下水利用の適正化について関係者に理解を求めよう、本協会へ要望がなされた。

これを受け、事務常設調査委員会及び経営調査専門委員会において、地下水の水処理、水道事業と専用水道の混合給水、地下水保全、水道料金など多方面からの検討を行い、平成17年3月に「地下水利用専用水道の拡大に関する報告書」を取りまとめた。この他には、水道料金算定要領の改定にあたり設置された水道料金制度特別調査委員会が日本水道協会会長に答申した「水道料金制度特別調査委員会報告書（平成20年3月）」の中において、地下水利用専用水道の設置者に対する水道料金について、その検討結果を記述している。

同委員会における検討の際に、地下水利用専用水道等の実体把握に努めつつ、引き続き検討を行っていくことが求められたことから、「地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案（平成21年5月）」を取りまとめ、各水道事業者へ報告を行った。

(2) 国への陳情活動

前述のとおり、平成15年に岡山市で開催された本協会第72回総会において、地下水利用専用水道に関連した会員提出問題が初めて提出されたところであるが、これ以降、途切れることなく全国的な水道事業者の問題として全国総会の会員提出問題に提出され、討議の結果、関係各省へ陳情を実施している。

なお、平成30年度も「地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応に

ついて」が提出され、総会で決議した後、直近の運営会議後に、関係各省へ陳情活動を実施した（参考資料3「地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について」参照）。

第3章 地下水利用専用水道への転換に係る実情把握と現状分析

1. 地下水利用専用水道への転換状況の把握実態

前述したように、地下水利用専用水道の増加は給水収益にも影響を及ぼしており、各水道事業者においても給水収益にどの程度の影響が出ているか、分析を行うことが重要となる。平成30年アンケートによると、経常的な分析を実施している事業者と大きく収益が減少した場合に分析を実施している事業者を合わせると、約80%の水道事業者が給水収益に係る増減分析を実施している（図表3-1参照）。

図表3-1 給水収益に係る増減分析の実施

[有効回答事業者数：405]

区 分	事業者数
経常的に分析を実施している	272 (67.2)
大きく収益が減少した場合のみ分析を実施している	50 (12.3)
分析は実施していない	70 (17.3)
その他	13 (3.2)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

また、各水道事業者における大口使用者に係る使用水量の変化等については、「把握している」が73.2%、「把握していない」が24.5%であった（図表3-2参照）。

大口使用者の定義については、前回報告書において「使用水量が概ね日量60m³以上の大口使用者が地下水利用専用水道への転換を図る可能性がある」としていたことから、平成30年アンケートでは大口使用者は「月に1,800m³以上使用する使用者」としている。なお、各水道事業者により、大口使用者についての定義がある場合は、その基準により回答している。

図表 3-2 大口使用者に係る使用水量の変化等の把握

[有効回答事業者数：395]

区 分	事業者数
把握している	289 (73.2)
把握していない	97 (24.5)
大口使用者は存在しない	9 (2.3)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

転換事業者については、46.2%の水道事業者が把握している。また、平成 20 年アンケートでは 38.6%であり、比較すると 7.6 ポイント増加している (図表 3-3 参照)。

図表 3-3 転換事業者の有無

[有効回答事業者数：405]

区 分	事業者数	
	H30 アンケート	H20 アンケート
転換事業者が 1 件以上あることが分かっている	187 (46.2)	161 (38.6)
転換事業者が全くないことが分かっている	76 (18.7)	76 (18.2)
あるかどうか把握できていない	142 (35.1)	180 (43.2)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

※平成 20 年アンケートの有効回答事業者数は 417

一方、「転換事業者が全くないことが分かっている」と回答した事業者にその理由について尋ねたところ、従来から水道料金の水準が低いこと、地下水の水量が豊富でないこと、及び法令・条例等により揚水規制されていること等が挙げられた (図表 3-4 参照)。

図表 3-4 転換事業者が無い理由

[有効回答事業者数：75 有効回答総件数：97]

区 分	事業者数	
	H30 アンケート	H20 アンケート
従来から水道料金の水準が低く、水道利用の方が地下水利用専用水道への転換よりも有利だから	24 (32.0)	21 (27.6)
従来から、給水区域内は、地下水について法令・条例等により揚水規制されているから	11 (14.7)	19 (25.0)
従来から大口使用者に対して水道利用のPR等を行ってきたから	7 (9.3)	5 (6.6)
大口使用者が存在しないから	4 (5.3)	1 (1.3)
地下水の水質が良くない等水質に問題がある、または不安があるから	11 (14.7)	11 ^{*1} (14.5)
地下水の水量が豊富でない、または、不安定だから	22 (29.3)	7 ^{*1} (9.2)
その他	18 (24.0)	14 (18.4)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

※平成 20 年アンケートの有効回答事業者数は 76

※1 平成 20 年アンケートでは「その他」の回答として挙げられていたが、件数が多かったため平成 30 年アンケートでは設問として設定した。

転換事業者について「把握していない」と回答した水道事業者については、そもそも把握する必要性を感じていない水道事業者と、把握する必要性は感じているものの、検討または取組に至っていない水道事業者の大きく 2 つに分かれた。

把握する必要性を感じていない理由として最も多かったのが、転換事業者の多い都市とは条件が異なるため、転換事業者による影響はないか、あっても小さいと判断しているという回答が 32.8%を占めている。

また、把握する必要性は感じているが、把握する有効な手段が見当たらないと回答した事業者は 44.0%であった (図表 3-5 参照)。

図表 3-5 転換事業者の有無を把握していない理由

[有効回答事業者数：134 有効回答総件数：182]

区 分	事業者数
現在の経営状態が良好であるため、把握する必要性を感じていない	8 (6.0)
転換事業者の多い都市とは条件が異なるため、転換事業者による影響はないか、あっても小さいと判断している	44 (32.8)
大口使用者の使用水量が減少していないため、把握する必要性を感じていない	24 (17.9)
給水収益が減少していないため、把握する必要性を感じていない	12 (9.0)
把握する必要性は感じているが、人手不足のため検討に至っていない	21 (15.7)
把握する必要性は感じているが、把握する有効な手段が見当たらない	59 (44.0)
その他	14 (10.4)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

2. 地下水利用専用水道への転換状況の把握方法

平成 30 年アンケートで転換事業者が 1 件以上あると回答した水道事業者に、転換事業者の有無の把握方法について尋ねた結果は以下のとおりであった（図表 3-6 参照）。

転換事業者による給水装置の改造工事申請により把握しているという回答が最も多く 46.0%であり、次いで専用水道設置の申請先（都道府県、保健所設置の市等）からの情報提供が 42.8%、地下水利用専用水道への転換（又は転換予定）事業者からの相談等が 40.1%となっている。

多くの方法は水道事業者単独で行うことができる把握方法であるが、水道事業者単独ではなく、都道府県や市長部局等と連携して把握する方法として、専用水道設置の申請先（都道府県、保健所設置の市等）や関係部署から情報提供をしてもらい転換事業者の有無を把握している水道事業者も多く見られた。

平成 30 年アンケートと平成 20 年アンケートを比較すると転換事業者による給水装置の改造工事の申請の際に情報を把握している水道事業者が 16.2 ポイント増えている。

図表 3-6 転換事業者の有無の把握方法

[有効回答事業者数：187 有効回答総件数：350]

区 分	事業者数	
	H30 アンケート	H20 アンケート
大口使用者に対するアンケート・訪問等による調査	19 (10.2)	11 (6.8)
専用水道設置の申請先（都道府県、保健所設置の市等）からの情報提供	80 (42.8)	64 (39.8)
転換事業者の水道の使用量の変化	72 (38.5)	70 (43.5)
転換事業者による給水装置の改造工事申請	86 (46.0)	48 (29.8)
地下水利用専用水道への転換（又は転換予定）事業者からの相談等	75 (40.1)	57 (35.4)
その他	18 (9.6)	17 (10.6)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

※平成 20 年アンケートの有効回答事業者数は 161

一方、平成 30 年アンケートで転換事業者が全くないと回答した水道事業者に、転換事業者の有無の把握方法について尋ねた結果は以下のとおりであった（図表 3-7 参照）。

給水装置の改造工事申請の際などに把握をしている事業者が最も多く 45.9%、次いで、専用水道設置の申請先（都道府県や保健所設置の市等）からの情報提供により把握している水道事業者が 44.6%となっている。

図表 3-7 転換事業者の有無の把握方法

[有効回答事業者数：74 有効回答総件数：122]

区 分	事業者数
大口使用者に対するアンケート・訪問等による調査	0 (0)
専用水道設置の申請先（都道府県、保健所設置の市等）からの情報提供	33 (44.6)
転換事業者の水道の使用量の変化	18 (24.3)
転換事業者による給水装置の改造工事申請	34 (45.9)
地下水利用専用水道への転換（又は転換予定）事業者からの相談等	22 (29.7)
その他	15 (20.3)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合 (%)

3. 地下水利用専用水道への転換に係る現状分析

(1) 地下水利用専用水道に係るコスト

平成30年アンケートの結果から、地下水利用専用水道への転換者が増加傾向にあると考えられており、その要因の一つである地下水利用専用水道に係るコストの変化に着目した。

本報告書では、前回報告書から10年が経過し、このコストがどのように変化しているのか、水道事業者が聞き取りを行った事例について、調査し取りまとめた。内容は、地下水利用専用水道設置者の業種、導入費用（円/月）、維持管理費（円/m³）についてである。取りまとめを行った事例の中でも、導入費用、維持管理費それぞれについて回答を得られた個別の事例を以下に示す（図表3-8参照）。

図表3-8 地下水利用専用水道に係るコスト事例

業種	導入費用（円/月）	維持管理費（円/m ³ ）
販売業（デパート等）	18,750	31
ホテル・旅館	250,000	31
ホテル・旅館	546,592	58
ホテル・旅館	318,000	133
ホテル・旅館	80,000	239
ホテル・旅館	259,740	301
病院	219,240	104
製造業（食品含む）	208,333	73
製造業（食品含む）	12,500	139
教育施設	39,988	303
その他	20,833	38
その他	528,675	145
平均	208,554	133

※あくまでも一部の水道事業者から聞き取りを行った結果であるため、全ての水道事業者に必ず当てはまるものではない。それぞれの水道事業者において、実態調査を行い各地域や実情に沿った適正なコストを把握することが重要である。

地下水利用専用水道に係るコストについて、地下水設備業者によって導入費用や維持管理費におけるコストの差が大きいこと、地方ごとに大きな差が見られたこと、及び地下水利用者の規模・業種によって設置に係るコストに大きな差があったこと等が確認された。

なお、今回行った調査では、あくまでも一部の水道事業者から聞き取りを行った結果に過ぎず、この結果が全ての水道事業者に当てはまるものではないことに留意されたい。

そのため、地下水利用専用水道の転換事業者への対応策を講じる際は、それぞれの水道事業者において実態調査等を行い、各地域や実情に沿った適正なコストを把握する必要がある。

(2) 損益分岐水量の変化について

前回報告書では、固定費の配分方法の変更に伴う水道料金の見直しを行うことで、地下水利用専用水道と水道の併用使用者に対する損益分岐水量の分析を行った。

本報告書では、前回報告書の分析に加え、地下水利用専用水道に係るコストの変化に伴う損益分岐水量を算出した。

以上より、本報告書では以下の2パターンについて確認する。

- ①料金体系見直しによる損益分岐水量の変化
- ②地下水利用専用水道に係るコストの変化による損益分岐水量の変化

<損益分岐水量の計算における設定条件>

- ・ 本報告書で検討を行う地下水利用専用水道に係るコスト（以下「H31コスト」という。）は21頁の図表3-8の平均コストを参考とし、以下のとおりとする。

＜H31 コスト＞	
○地下水利用設備リース料	209,000円/月
○維持管理費	133円/m ³

なお、前回報告書の中では、地下水利用専用水道に係るコスト（以下「H21コスト」という。）については、以下のように想定をしていた。

＜H21 コスト＞	
○地下水利用設備リース料	350,000円/月
○維持管理費	100円/m ³

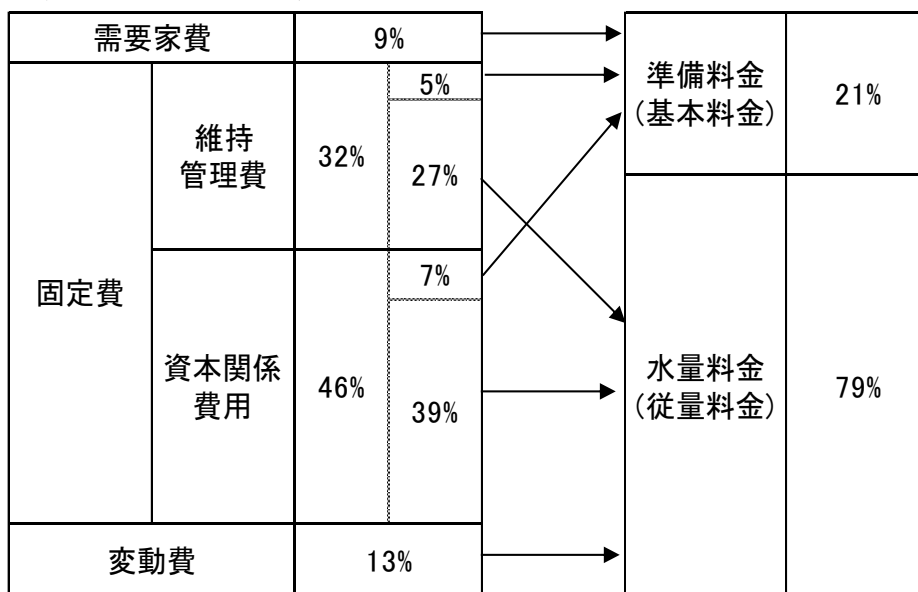
- ・ 地下水利用専用水道設置者の使用実態を勘案して、地下水転換後も水道使用量の20%は上水道を使用するものとする。

<原価配賦及び料金設定条件>

- ・ 総括原価の構成は、前回報告書と同様、水道料金算定要領の配賦例に基づき、需要家費約9%、固定費約78%（維持管理費約32%、資本関係費用約46%）、変動費約13%とする。

- 平均給水量／最大給水量＝85％（負荷率）、
平均給水量／浄水施設能力＝70％（施設利用率）とする。
- 固定費の当初配分基準は、水道料金算定要領における固定費の配分基準
（i）「固定費総額に対し、最大給水量に対する最大給水量と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法」を適用する。
これにより、総括原価は準備料金へ約21％、水量料金へ約79％配分されることになる。
- 口径別の基本料金については、前回報告書の例に基づき、20mm、25mm、40mm、50mm及び75mm以上の5区分とし、水道料金算定要領に基づく原価配賦を実施したとして設定する。
- 口径ごとの使用者数や、料金区画及び使用水量の分布等についても、前回報告書と同様に設定した。
これらの条件により、設定した当初の原価配賦及び料金表は以下のとおりである（図表3－9及び図表3－10参照）。

図表3－9 原価配賦の設定（当初）



図表3－10 見直し前料金（当初）

口径	基本料金	上段：従量水量(m ³) / 下段：従量料金(円)							
		1～10	11～	31～	101～	201～	501～	5,001～	10,001～
20mm	1,000								
25mm	2,000								
40mm	3,000	20	170	200	250	290	355	400	450
50mm	10,000								
75mm以上	30,000								

これらを前提とし、前回報告書と同様、シミュレーションケース1※により固定費の配分を実施する。

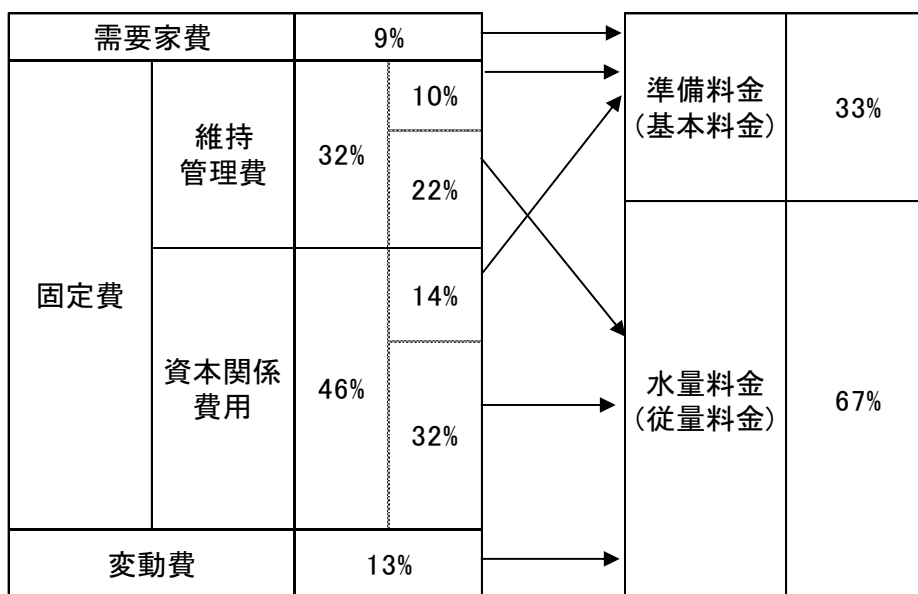
※シミュレーションケース1

水道料金算定要領における固定費の配分基準(ii)「固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法」により、固定費の配分を実施した場合(固定費が最も多く準備料金に配分されるケース)

この条件により計算した場合、準備料金が約33%、水量料金が約67%となる。

これらの条件により設定した、見直し後の原価配賦及び料金表は以下のとおりである(図表3-11及び図表3-12参照)。

図表3-11 原価配賦の設定(前回報告書「固定費の配分の変更」)



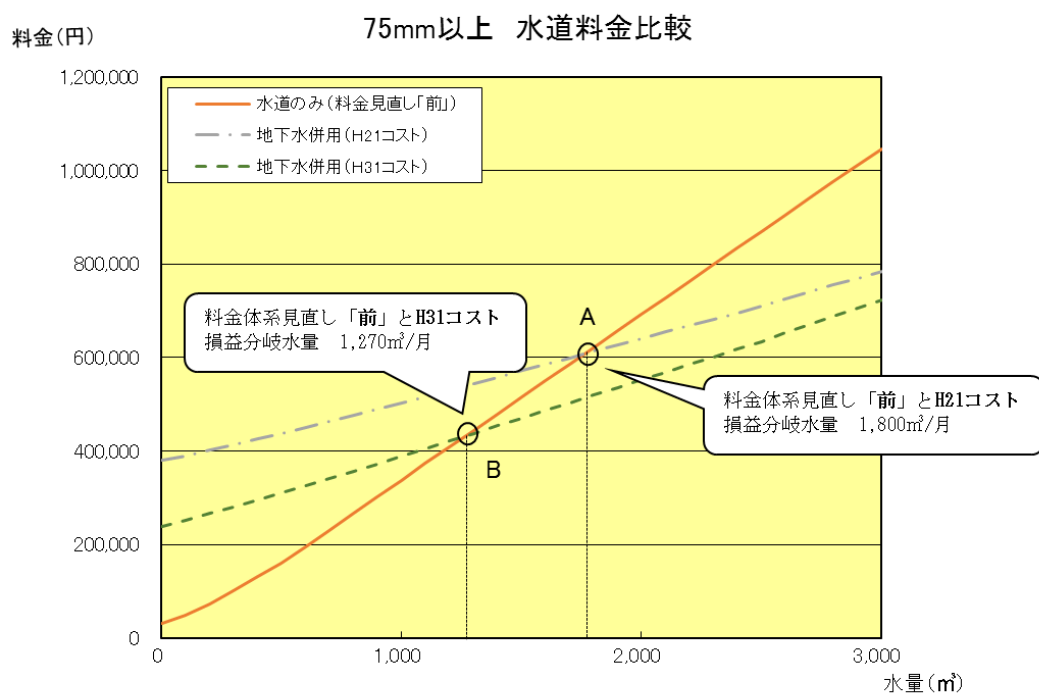
図表3-12 料金表(前回報告書「見直し後料金」)

口径	基本料金	上段:従量水量(m ³) / 下段:従量料金(円)							
		1~10	11~	31~	101~	201~	501~	5,001~	10,001~
20mm	1,000	18	144	168	210	244	298	336	378
25mm	2,000								
40mm	3,000								
50mm	50,000								
75mm以上	150,000								

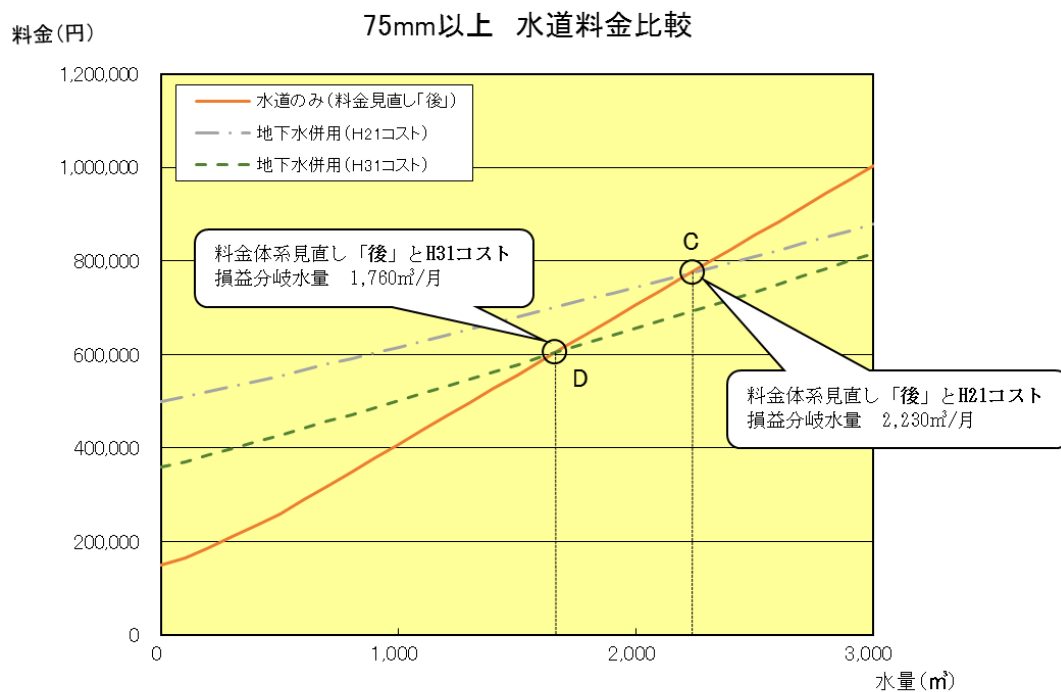
<損益分岐水量の算出>

料金体系見直し「前」と「後」において、H21コストとH31コストを使用し算出した損益分岐水量を以下に示す(図表3-13及び図表3-14参照)。

図表 3-13 料金体系見直し「前」における、H21コストとH31コストの比較



図表 3-14 料金体系見直し「後」における、H21コストとH31コストの比較



※地下水併用の場合、22頁のとおり水道使用量の20%は上水道を使用するとして計算している。

※あくまでも日本水道協会によるシミュレーション結果であるため、水道事業者ごとに実態調査やシミュレーション等を行い、各地域や実情に沿った適正なコストを把握することが重要である。

①料金体系見直しによる損益分岐水量の変化について

前回報告書同様、料金体系の見直しを行うことで損益分岐水量は、H31コストでもB点1,270^mからD点1,760^mに増加するが、前回報告書料金体系見直し「前」のA点1,800^mを下回る結果となった。

②地下水利用専用水道に係るコストの変化による損益分岐水量の変化について

H21コストとH31コストを比較すると、1^mあたりの維持管理費は100円から133円と増加しているが、地下水利用設備リース料は350,000円/月から209,000円/月へと大きく減少している。

損益分岐水量は、地下水利用設備リース料の減少が影響し、料金体系見直し「前」はA点1,800^mからB点1,270^mへ、また料金体系見直し「後」はC点2,230^mからD点1,760^mへ減少した。

第4章 地下水利用専用水道等への転換に係る先進事例紹介

1. 先進事例のヒアリング調査

前述したように、前回報告書の発行から10年が経過し、水道事業を取り巻く環境も変化した。また、各事業者においても、地下水利用専用水道等への転換に対し、個別に検討を行い、先進的な対応を行っている事業者が増えている。

本協会では、これら先進的な対応を行っている事業者にヒアリング調査を行い、その結果を先進事例として紹介する。

なお、これらの先進事例を参考とする場合には、各事業体の条例等に従って対応することに留意されたい。

2. 紹介事例

- (1) 地下水からの転換による水道料金・水道利用加入金の減額制度（神奈川県企業庁）
- (2) 特別給水契約制度（流山市上下水道局）
- (3) 水道施設維持負担金制度（京都市上下水道局）
- (4) 「地下水等併用水道の対応」の制度（神戸市水道局）
- (5) 個別需給給水契約「チョイス100（もも）」（岡山市水道局）
- (6) 大口使用者特割制度（北九州市上下水道局）
- (7) 大口使用者等特別料金制度（大分市上下水道局）

(1) 地下水からの転換による水道料金・水道利用加入金の減額制度（神奈川県企業庁）

1. 事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
2,817,514 人	305,968,015 m ³	48,129,515 千円

2. 転換事業者の把握

神奈川県企業庁では、大口使用者の使用水量が大幅に減少した場合に聞き取りをした結果、地下水利用に転換したことが判明することがあるものの、地下水への転換事業者について正確な把握はしていなかった。そのため、平成 22 年 4 月の制度導入検討開始後、同年 7 月には県内給水区域の大口使用者に対するアンケートや訪問調査を実施することで、地下水利用の実態の把握を行った。

また、地下水を利用している事業者の正確な数や利用量についても把握する手段はなかったことから、県健康医療局生活衛生課で毎年実施している「水道統計調査」における「専用水道調査」で地下水を原水としている者の数を把握したほか、県環境農政局大気水質課が把握している「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」による指定地域内の事業者数、井戸設置数、地下水採取量の推移を参考にして、地下水の利用者数及び利用量を推測した。

3. 導入の経緯

導入検討当時、神奈川県営水道給水区域内では水道使用量が減少しており、家事用に比べ、特に業務用において大幅に減少している状況となっていた。業務用使用水量の減少の主な要因として、経済的な要因、節水意識の高揚、地下水利用の増加の 3 つが考えられた。

県営水道の水道料金体系は、生活用水の低廉化への配慮から、用途別、逦増制、また、基本料金と従量料金の二部料金制度を採用しており家事用を優遇しているが、安定した経営をしていくためには、業務用の水道使用量、料金収入の増加を図る必要があった。

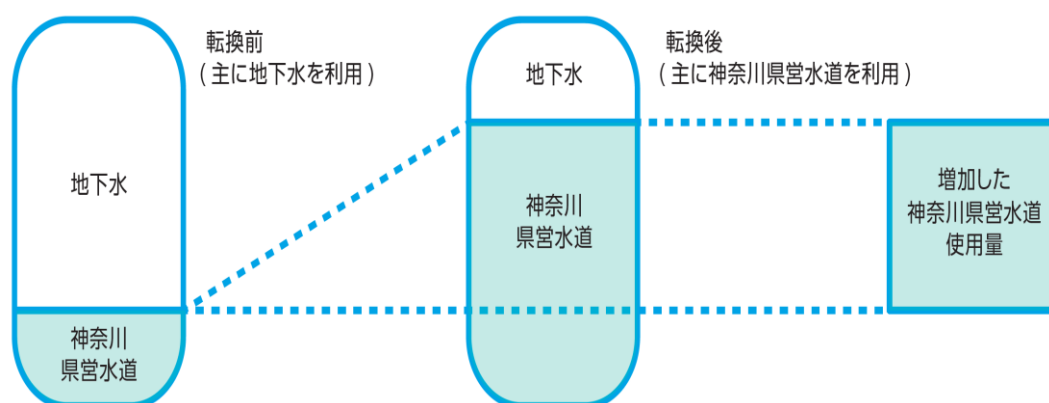
神奈川県企業庁では、充実した水源を保有しており、この水源を有効活用した使用水量の増加のための取組みとして、平成 23 年 4 月、地下水の利用から神奈川県営水道の利用に転換を促す「地下水からの転換による水道料金・水道利用加入金の減額制度」を導入した。

4. 水道料金減額制度

(1) 制度概要

地下水の利用から神奈川県営水道の利用に転換した場合、申請により、増加した水道使用量の水道料金を減額する（図表4-1参照）。本制度は、条例の改正を伴うものではなく、減免制度の一部として運用している。

図表4-1 水道料金の減額イメージ



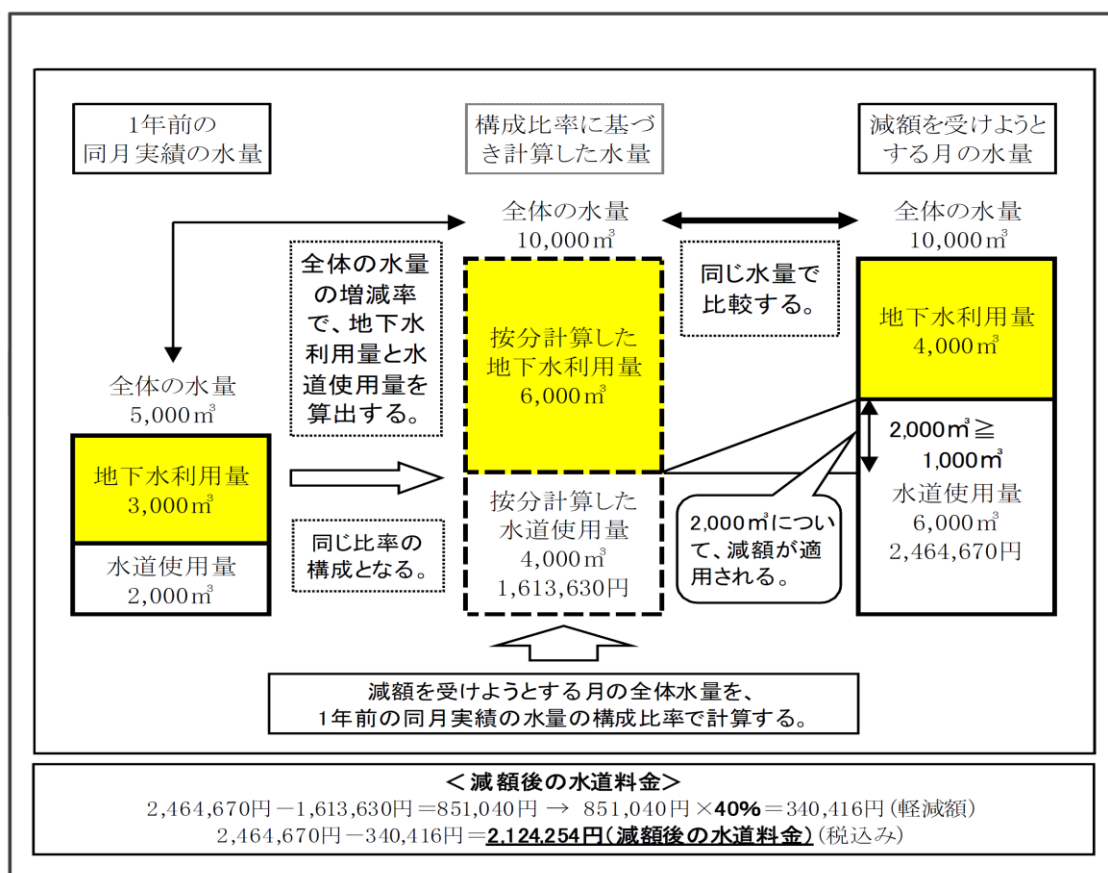
(2) 対象及び適用要件

「業務用が適用されていること」、「申請所在地で地下水を1年以上使用していること」、「地下水から神奈川県営水道に転換した日から1年以内に減額の申請をおこなうこと」及び「増加した水道使用量が1,000 m³/月を超えていること」を減額の適用条件としている。

(3) 減額金額の算定方法

転換前と同じ月で比較して、転換後の水道使用量が1,000 m³以上増加した場合、増加した水道使用量の水道料金の40%を減額する（図表4-2参照）。

図表 4-2 水道料金の減額計算の例



5. 水道利用加入金減額制度

(1) 制度概要

地下水の利用を完全にやめて神奈川県営水道を利用していくにあたり、新規の水道利用申し込みや、給水装置の口径を増径する場合、水道利用加入金を減額する。

(2) 対象及び適用要件

「水道料金減額制度の適用要件を満たしていること」、「地下水利用を完全にやめること」、「40mm以上の口径の給水装置を設置すること、もしくは、給水装置の口径を40mm以上に増径すること」を減額の適用条件としている。

(3) 減額金額の算定方法

新規の水道利用申し込みや、給水装置の改造（増径）により発生する水道利用加入金の50%を減額する（図表4-3参照）。

図表 4 - 3 水道利用加入金単価表と減額率

(税抜額)

区分	量水器口径	加入金額	適用後金額 (減額率 50%)
新規	40mm	875,000 円	437,500 円
	50mm	1,350,000 円	675,000 円
	75mm	3,250,000 円	1,625,000 円
	100mm	5,550,000 円	2,775,000 円
	150mm	12,500,000 円	6,250,000 円
	150mm を超えるもの	12,500,000 円 + 管理者が別に定める額	6,250,000 円 + (管理者が別に定める額 × 50%)
改造	設置済量水器口径の加入金額と設置する量水器口径の加入金額との差額	条例に規定されている額及び管理者が別に定める額に係る部分の差額について 50%	

6. 水道料金減免制度適用事業者数及び推定増収額

年度別水道料金減免制度適用事業者数及び推定増収額は次のとおりである(図表 4 - 4 参照)。

図表 4 - 4 年度別水道料金減免制度適用事業者数及び推定増収額

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規適用件数	1	1	1	1	1	1	0
適用解除件数	0	0	0	0	1	1	0
当年度適用件数	1	2	3	4	4	5	5
推定増収額 (千円：税込)	10,758	10,146	50,186	80,173	16,046	19,220	25,795

※平成 28 年度の 1 件のみ水道料金減免制度及び水道利用加入金の減免制度を適用している。

7. 事業者への対応

神奈川県企業庁では、制度周知のため、ホームページ等への掲載を行っている。

また、電話により事業者から問合せ等があるが、希望する事業者に対し、訪問して現状についてヒアリングを実施、個別に料金試算を行い、制度についての説明を行っている。さらに、設備更新等をきっかけに給水相談のため来所した事業者に対しても、制度適用の可能性がある場合は制度の紹介を行っている。

(2) 特別給水契約制度（流山市上下水道局）

1. 事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
183,988 人	16,882,193 m ³	2,879,223 千円

2. 転換事業者の把握

流山市では、地下水利用専用水道等への転換事業者の把握方法について、検針時の使用水量の変化により把握している。また、地下水利用専用水道が、一般家庭用以外の商業等に係る使用であった場合には、下水道事業において私設メーターを設置するよう指導を行っている。下水道排水量と上水道使用量の変動を基に、推測をたて、現地確認等を行った上で把握している。

3. 特別給水契約制度

(1) 制度概要

特別給水契約制度は大口水道使用者で、一定の水量を超えて使用した場合に、基準水量を超えた水量については、低額な料金単価で提供する契約制度であり、大口水道使用者へ水道水を安く提供できる制度である。

(2) 対象及び適用要件

直近の1年間における1ヶ月当たりの使用水量が基準水量である 500 m³（年間 6,000 m³）を超える使用実績があるか、または当該使用が明らかであると認められるもの。

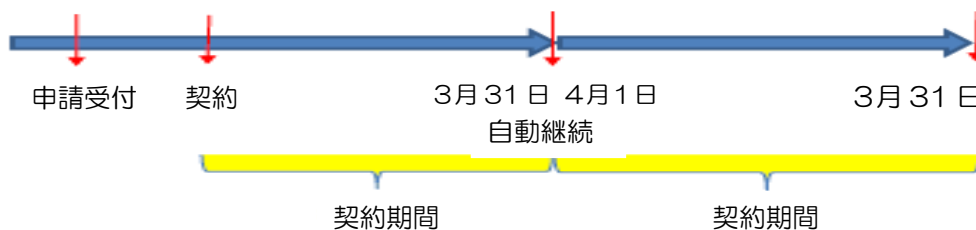
(3) 契約期間・料金適用の期間

①契約期間

契約を結んだ日からその日の属する年度末（3月31日）までとなり、契約満了に先立って申し出がない場合には、期間満了後も1年間の自動契約となる。

なお、年度途中の解約は可能であるが、解約後1年間は再契約が不可能となる（図表4-5参照）。

図表4-5 契約期間のイメージ



②料金適用の期間

原則として契約を結んだ日以降、最初の検針日の属する水道の使用分からとなる。

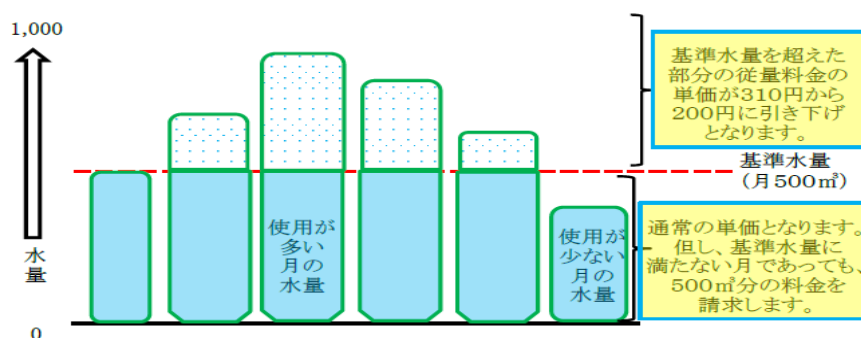
また、本契約を解除後も引き続き水道を使用する場合は、原則として解約日以降、最初の検針日の属する水道の使用分までとなる。

なお、契約の解除に併せて、水道の使用を中止する場合は、清算となる。

(4) 基準水量の設定方法と水道料金

基準水量は、特別給水契約を締結した後、従量料金を引き下げる基準となる水量で、基準水量を超える水量 1 m³当たりの従量料金を 310 円から 200 円と定めた。ただし、当契約は基準水量に満たない場合でも、基準水量を使用したものとみなし、基本料金を含め 500 m³分の水道料金を徴収するものである（図表 4-6 参照）。

図表 4-6 適用単価のイメージ



(5) 制度導入に伴う収益への影響

流山市では、平成 28 年度の使用実績をベースとすると基準水量を超える対象は 57 施設であり、これら全てが特別給水契約を締結したと仮定した場合、約 3,500 万円（税抜）の減収を予測している。

また、この減収分については、①人口増加傾向にあり給水収益が増加していること、②地下水利用から水道水への回帰する事業者が数社見込まれていること、③開発等事前協議において水道水を利用するよう働きかけることにより、減収を補填できるものと考えている。

4. 導入の経緯

(1) 導入の背景

流山市では全国的な事例と同様に、病院や大規模店舗、福祉施設等でコストの削減や災害時の安全対策を理由に地下水利用の専用水道を設置し、水道水か

ら地下水（井戸水）に切り替える事例が増加していた。

このため、平成27年4月1日から従量料金の増度の緩和をはかり、1ヶ月当たり100m³を超えた使用水量の単価を税抜400円から310円に引き下げた（図表4-7）ところではあるが、地下水への移行については、拡大傾向が続いた。

図表4-7 平成27年4月1日料金改定（増度の緩和）

一か月当たり料金単価(改正前)		従量料金(円/m ³)						(税抜)
口径 (mm)	基本料金 (円)	0~ 5m ³	5m ³ を超え 10m ³	10m ³ を超え 20m ³	20m ³ を超え 50m ³	50m ³ を超え 100m ³	100m ³ を 超えるもの	
13	960	0	14	140	200	310	400	
20	1,330	0	14	140	200	310	400	
25	1,640	0	14	140	200	310	400	
40	4,605	140	140	140	200	310	400	
50	7,825	140	140	140	200	310	400	
75	17,010	140	140	140	200	310	400	

↓

一か月当たり料金単価(改正後)		従量料金(円/m ³)						(税抜)
口径 (mm)	基本料金 (円)	0~ 5m ³	5m ³ を超え 10m ³	10m ³ を超え 20m ³	20m ³ を超え 50m ³	50m ³ を超え 100m ³	100m ³ を 超えるもの	
13	960	0	14	140	200	310	310	
20	1,330	0	14	140	200	310	310	
25	1,640	0	14	140	200	310	310	
40	4,605	140	140	140	200	310	310	
50	7,825	140	140	140	200	310	310	
75	17,010	140	140	140	200	310	310	

このことから、さらに地下水利用専用水道の抑止に努め、また大口地下水利用者の水道水への回帰を促すことを目的として、一定の基準水量を超えて使用した場合に、基準水量を超えた水量について、低額な料金単価で提供する契約制度である本制度を平成29年4月1日から制定した。これにより、一定量以上の水道水を利用する者と別個に契約することで、さらに安い価格で水道水を提供できるよう料金体系を見直した（図表4-8）。

図表4-8 平成29年4月1日料金改定（特別給水契約制度導入）

一か月当たり料金単価(改正前)		従量料金(円/m ³)					(税抜)
口径 (mm)	基本料金 (円)	0~ 5m ³	5m ³ を超え 10m ³	10m ³ を超え 20m ³	20m ³ を超え 50m ³	50m ³ を 超えるもの	
13	960	0	14	140	200	310	
20	1,330	0	14	140	200	310	
25	1,640	0	14	140	200	310	
40	4,605	140	140	140	200	310	
50	7,825	140	140	140	200	310	
75	17,010	140	140	140	200	310	

↓

一か月当たり料金単価(改正後)		従量料金(円/m ³)						(税抜)
口径 (mm)	基本料金 (円)	0~ 5m ³	5m ³ を超え 10m ³	10m ³ を超え 20m ³	20m ³ を超え 50m ³	50m ³ を超え 500m ³	500m ³ を 超えるもの	
13	960	0	14	140	200	310	200	
20	1,330	0	14	140	200	310	200	
25	1,640	0	14	140	200	310	200	
40	4,605	140	140	140	200	310	200	
50	7,825	140	140	140	200	310	200	
75	17,010	140	140	140	200	310	200	

なお、制度の導入に当たっては、流山市上下水道事業運営審議会において、水資源保護の観点から渇水時等に影響のない制度改正とすること、制度導入後にはその内容を関係先に積極的に周知すること等の意見があった。この点については、ホームページや広報誌における広報活動や、民間事業者との意見交換会及び戸別訪問における説明等、十分な配慮を行った。

(2) 地下水への移行事例

実際に水道水から地下水へ移行した事業者の事例を介し、地下水へ移行した際の減収額と、もし地下水に移行せずに特別給水契約を締結した場合の減収額を比較して、特別給水契約制度を導入することにより、給水収益でどのくらいメリットがあるのかを検証した。

事例は、平成25年3月に地下水に切り替えた学校法人のケースで、地下水に切り替える前は年間使用水量が約23,600^m³、水道料金は年間984万3千円であった。地下水に切り替え後は、年間使用水量が約970^m³、水道料金は年間35万円に激減し、この結果この施設だけで年間約1千万円に近い減収となった。

この施設が地下水に移行せずに特別給水契約を締結した場合は、約200万円程度の減収で済む計算になる。

このように、実際に地下水に移行した場合には、水道水と地下水との使用比率は1：9以上の比率となり、9割以上を地下水で賄われてしまい、地下水に移行された場合のほうが、大幅な減収となる恐れがある。

5. 導入効果

本契約制度は平成29年4月に制定された制度であることから、具体的な効果については明らかになってはいないものの、当初40,000^m³の地下水利用の専用水道で申請があったホテル事業（平成31年4月完成予定）において、事前協議の段階で本契約の概要を説明したところ、本契約を締結し、水道水を利用することで建設が進められている。

(3) 水道施設維持負担金制度（京都市上下水道局）

1. 事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
1,464,511 人	166,380,206 m ³	27,681,398 千円

2. 転換事業者の把握と届出

上下水道局として事業を一体的に運営する京都市では、給水装置工事に関する事業者からの事前申請及び相談、専用水道の窓口である市の衛生部局からの情報提供、地下水等の利用に伴う公共下水道への汚水排除届の受理等により、地下水等利用専用水道への転換事業者の把握を行っている（地下水等利用専用水道の定義は3(2)参照）。このほか、公共下水道への排出量の内訳（水道水及び地下水等の排出量）を分析することにより、各事業者の水道水と地下水等の使用割合についての定量的な把握を行っている。

なお、制度創設に関する水道事業条例の改正により、平成 30 年 4 月以降、地下水等利用専用水道を設置する場合は、工事着手前に必要事項の届出を義務付けている（図表 4-9 参照）。

図表 4-9 必要事項の届出

【主な届出事項】

- 地下水等利用専用水道を設置する施設の名称及び所在地
- 地下水等利用専用水道による水の供給を開始する年月日
- 1 年間に使用する予定の水道水の水量
- 1 年間に必要となる準備水道水（通常利用している地下水等が利用できない事態が生じたときに必要となる水道水）の水量
- 施設の図面（給水配管図）、計測装置（メーター）の位置図、配水管への逆流防止措置 等

3. 水道施設維持負担金制度

(1) 制度概要

水道事業の経費は、施設の維持管理に係る固定費が大半を占めているが、経費を賄う水道料金については、一般家庭等の基本料金を低く抑えるため、使用水量に応じて支払われる従量料金にも固定費を配分している。

地下水等利用専用水道の設置者の多くは、通常時の水道水の使用水量が施設規模に対して少量であるため、一般の水道使用者と比べ、従量料金に配分している固定費が適正に負担されていない状況にある。

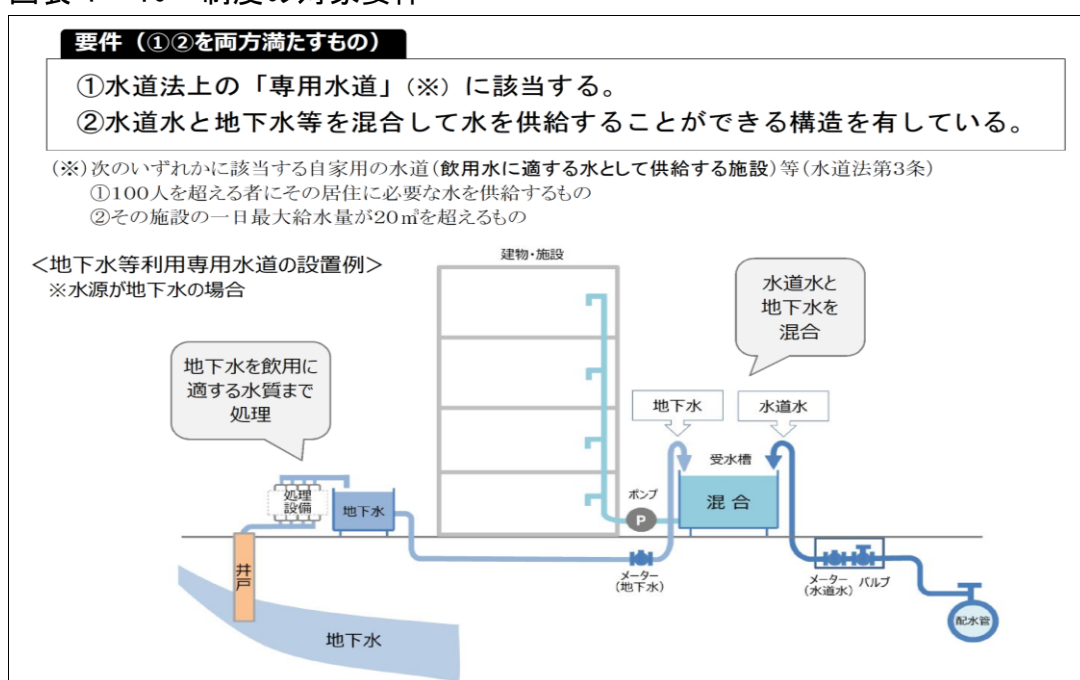
このため、将来にわたる水道施設の維持のための負担の適正化を図ることに

より、使用者間の負担の公平性を確保することを目的とし、地下水等利用専用水道を設置している水道使用者から、水道料金とは別に、「水道施設維持負担金」として、水道施設の使用料を徴収するものである。

(2) 制度の対象要件

水道法に定める専用水道のうち、水道水と地下水等を混合して水を供給することができる構造を有するものを「地下水等利用専用水道」と定義し、当該施設の設置者を制度の対象とする（図表4-10参照）。

図表4-10 制度の対象要件

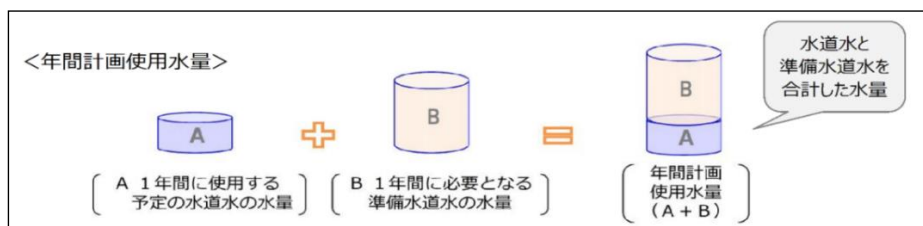


(3) 負担金の算定方法

①年間計画使用水量の認定

地下水等利用専用水道の設置者から届出のあった水量等を考慮し、1年間に必要となる水道水の水量を「年間計画使用水量」として認定する（図表4-11参照）。この「年間計画使用水量」は1年単位で変更を行うことが可能であり、実態に見合った運用が可能となっている。

図表4-11 年間計画使用水量



②水道施設維持負担金の算定

1年間の水道水使用量の実績（水道水実使用水量）が「年間計画使用水量の1/2」に満たない場合、以下の算定式により水道施設維持負担金の額を算定する（図表4-12参照）。

図表4-12 水道施設維持負担金の算定式

$$\text{水道施設維持負担金の額} = \left[\text{年間計画使用水量} - \text{水道水実使用水量}_{(\ast 2)} \times 2 \right] \times \text{負担金単価}_{(\ast 1)} \times \text{消費税}$$

(143円/m³)

(※1) 水道水1 m³当たりの従量料金に配分した固定費の平均値。数値は現行の料金制度の算定根拠である「京都市上下水道事業中期経営プラン（2013-2017）」に掲げる財政計画による。

(※2) 水道料金として負担される固定費分を控除するもの。地下水等利用専用水道の使用者の水量規模を考慮すると、水道料金単価が負担金単価の約2倍に相当することから、年間計画使用水量から水道水実使用量を2倍した水量を控除している。

(4) 経過措置

既存の地下水等利用専用水道の設置者に対しては、設備投資を行っていること等に配慮し、所定の期間内（※）に届出があった場合に、以下の内容の経過措置を適用する（図表4-13参照）。

図表4-13 経過措置の内容

- ① 平成30年度分は水道施設維持負担金を免除
- ② 平成31年度分から33年度分までは、次の割合を掛けた負担金額を請求
平成31年度分：1/4 平成32年度分：1/2 平成33年度分：3/4

(※) 届出の受付期間 平成29年10月～30年3月（制度開始前の半年間）

(5) その他

制度の実効性を確保するため、改正条例に以下の規定を設けている。

①報告、資料の提出及び立入検査

地下水等利用専用水道（該当するか明らかでない専用水道も含む）の設置者等に対し、必要な報告又は資料の提出を求めるとや立入検査を行うことができる。

②給水停止

地下水等利用専用水道の設置者が水道施設維持負担金を期限内に納入しない場合、正当な理由なく立入検査を拒み、又は妨げている場合には、給水を停止することができる。

③過料

水道施設維持負担金の支払を免れようとした場合、地下水等利用専用水道に係る届出をせず、又は虚偽の報告をした場合等には、5万円以下の過料を科す。

4. 導入の経緯

導入の経緯は、以下のとおりである（図表4-14参照）。

図表4-14 導入の経緯

平成23年 3月	京都市会において、全会一致で「地下水の専用水道については、より適切な対策を目指して負担金徴収等料金制度の在り方等とも併せて十分な検討を行うこと」との付帯決議が付された
平成25年 10月	大口径の基本料金及び基本水量を大幅に引き上げるとともに、従量料金の最高単価を引き下げる料金改定を実施。更なる対策として、一般の水道使用者への影響も考慮し、料金制度とは別の枠組みによる負担金制度の導入を検討
平成28年 3月	京都市上下水道事業経営審議会に「地下水利用の在り方等に関する専門部会」を設置し、約2年にわたる審議を経て、「京都市の地下水利用の在り方等についての意見書」が提出
平成28年 9～10月	水道施設維持負担金制度の創設に関する市民意見募集（パブリックコメント）を実施
平成29年 3月	水道施設維持負担金制度の創設に関する京都市水道事業条例の改正案を提出し、全会一致で可決
平成30年 4月	改正条例を施行し、運用開始

5. 市民・事業者への対応

制度周知のため、ホームページへの記事掲載や制度周知用リーフレットの市内各戸への回覧を行うことに加え、各窓口等にも制度説明用パンフレット及びポスターの掲示を行い、専用水道の設置や建築に関する相談に訪れた事業者等に、制度の情報提供を行っている。

また、対象者や対象となる可能性のある事業者に対しては、現地に出向き、制度の内容や必要となる手続き等の個別説明を実施した。このほか、対象者を遺漏なく把握するため、地下水等を一定量以上使用している事業者等に対し、制度周知用パンフレットを送付するとともに、水道水との混合の状況や、地下水等の利用状況に関する調査を実施した。

この結果、京都市が制度の対象として把握している全ての対象事業者からの届出を受理した。

(4) 「地下水等併用水道の対応」の制度（神戸市水道局）

1. 事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
1,524,371 人	179,486,467 m ³	30,306,398 千円

2. 転換事業者の把握と届け出

神戸市では、本制度の施行以前は、水道から地下水に切り換える事業者等からの給水装置の改造工事申請や、地下水利用を計画する事業者からの相談等により、水道利用者の地下水利用について一定の把握をしていた。

平成 23 年 10 月に新設した地下水等併用水道にかかる制度では、水道水を地下水などの補給水として利用可能な設備を設置する、またはすでに設置している場合は、「地下水等併用水道」として必要事項の届出が義務付けられた。

これにより、現在では、水道水を地下水等の補給水として利用する場合について、水道事業として適切な対応を行うために必要な情報を把握することが可能となっている。

3. 固定費負担金制度

(1) 導入の経緯

膜を使った安価な水処理技術を活用して、光熱水費の削減や災害対策等を目的に水道水から地下水に切り換える企業が全国的に増加し、神戸市においては、工場・ホテル等の大口利用者を中心に平成 15 年度を境に、水道水から地下水への切り換えが増加した。

これらの利用者は、地下水の渇水時など非常時に備えて、切り換え後も給水装置を従来のまま使用していることが多く、日常的な水道使用量に比べて過大な給水装置となっているため、水道水の停滞による水質悪化など水道水質面に課題が生じてきた。また、水道料金体系は一般的に固定費の大部分を従量料金に配分しており、給水装置に対して日常的に水道使用量が過少な状態が続くと、水道施設の維持管理費・減価償却費などの固定費を水道料金として適正に回収できないという課題が生じてきた。

地下水等を利用した水道への対応は、神戸市にとって喫緊の課題であることから、神戸市上下水道事業審議会では、神戸市長からの「水道事業における地下水利用水道への対応のあり方」についての諮問に対し、平成 22 年 3 月に地下水利用水道への対応における基本的な方向性について、答申を行った。

この答申を受けて、神戸市では、届出の義務、水質の適正管理及び固定費の

負担を目的とした制度設計を行い、「地下水等併用水道への対応」として本制度の導入に至っている。

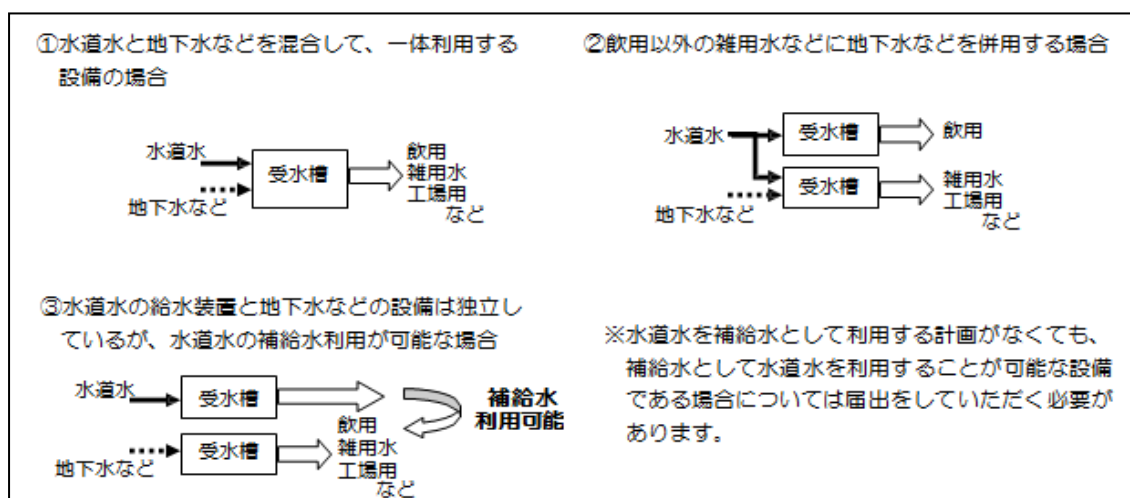
(2) 制度概要

本制度は、地下水等の利用を制限するための制度ではなく、地下水等併用水道の利用者に対して、水道使用量の極端な減少による滞留水の予防、水道水の急な増量時の事前協議など、水道水の水質を適正に管理する義務の明確化を図るとともに、地下水等への補給水利用も含めて施設等に見合う固定費の負担を求めることを目的とした制度である。

(3) 対象及び適用要件

利用者が地下水、河川水その他の水（神戸市の水道事業により供給される以外のものに限る）を採取し、又は貯蔵し、及びその採取し、又は貯蔵した水を利用すること又は第三者に利用させることができる設備を設置した場合におけるその設備を「地下水等併用水道」と定義し、対象としている（図表4-15参照）。

図表4-15 地下水等併用水道の事例



※水道メーターが口径 20mm 以下（マンションなど集合住宅における各戸メーターを除く）の施設、及び水道水の補給水として利用することのできない施設は対象外です。

(4) 負担金の算定方法

実際の水道使用量からみて過大な口径の給水装置を設置し、地下水等の補給水として相応の水道水を希望することにより、水道事業に著しい影響を与えるとみなした場合に固定費の負担を求める。

①協定の締結

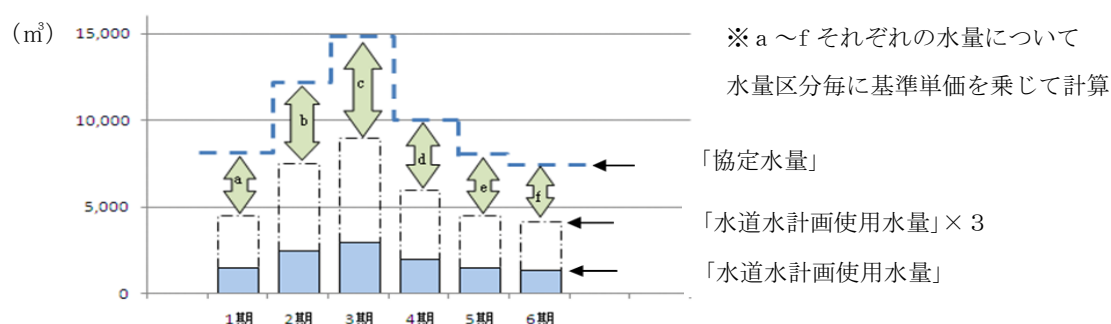
水道水や補給水の利用についての具体的計画に関して、地下水等併用水道の

利用者と協定を締結する。協定では、補給水利用を含めて最大限必要な水量（水道水計画使用水量＋水道水補給水計画使用水量）を協定水量とし、協定水量、日常的な使用水量（水道水計画使用水量）など、固定費の算定に必要な計画水量を定めている。

②固定費負担金の算定

固定費負担金は、協定水量が水道計画使用水量の3倍を超える場合に適用し、その水量（図表4-16参照）に固定費単価（従量料金の固定費相当額）（図表4-17参照）を乗じて算出する。なお、固定費負担金は、期別（2ヶ月ごと）に計算し、年1回まとめて請求する。

図表4-16 負担金イメージ



図表4-17 基準単価（消費税込）

一般用		業務用	
水量区分（1戸または1ヶ所当たり、2月につき）	基準単価（1m³につき）	水量区分（1戸または1ヶ所当たり、2月につき）	基準単価（1m³につき）
～40m³	135.0円	～60m³	167.4円
41～60m³	140.4円	61～120m³	210.6円
61～200m³	199.8円	121～200m³	248.4円
201m³～	232.2円	201～600m³	270.0円
公衆浴場用		601～2,000m³	307.8円
1m³～	91.8円	2,001m³～	334.8円
共用家事用		(六甲山上水道)	
20m³～	70.2円	～60m³	162.0円
		61～120m³	210.6円
		121～200m³	237.6円
		201～600m³	259.2円
		601～2,000m³	297.0円
		2,001m³～	324.0円

(5) 経過措置

神戸市水道条例を改正し、「届出の義務」「水質の適正管理」「固定費の負担」を求める制度を平成23年10月1日から施行した。この中で、「固定費の負担」

については、新制度の施行前から地下水等併用水道を利用している既存利用者に対して、「当分の間」適用しないとする経過措置を設けた。

その後、平成 27 年 9 月末をもって経過措置を廃止し、10 月 1 日からは全ての地下水等併用水道の利用者に固定費の負担が適用されるように条例を改正した。

(6) その他

①届出

地下水等併用水道の利用者の水使用実態を把握するため、水源、補給形態、計画使用水量等の内容や図面等について、届出を義務付けている。

②水質の適正管理

水道水長期停滞による水質劣化を防止するための必要な措置や、水道水の使用水量が急増する場合の事前協議、第三者被害に対する責任など、水質管理上の遵守すべき事項を定め、届出に際して誓約書の提出を求めている。

③違約金

協定水量を意図的に小さくした場合の対応として、協定水量を超えて使用した場合に違約金を徴収することができる。

4. 市民・事業者への対応

神戸市では、ホームページへの掲載や地下水等併用水道の利用者への個別訪問等により、制度周知を行った。

現在は、定期的に個別訪問を実施して利用者のニーズ把握に努めるとともに、地下水等設備更新時など水道水へ回帰してもらえよう、水質の安全性やバックアップ体制などの水道のメリットについても積極的に PR を行っている。

5. 導入効果

本制度の新設時に、既に地下水等併用水道を利用していた既存利用者は 371 件であった。その後に地下水等併用水道の新設した利用者を含めて、直近の平成 29 年度末における地下水等併用水道の届出件数は 414 件となっている。

本制度の施行により、地下水等併用水道の利用者の多くは、固定費負担金を負担するのではなく、固定費負担金が発生しない水準まで水道水の使用水量を増加させる、又は地下水等への補給水利用を取りやめる等の対応を行っている。これらの動きは、地下水等への新たな切り換えの抑制や水道使用量の確保などに一定の効果があったと言える。加えて、制度を運用していく上で、出来る限り利用者との「フェイス・トゥ・フェイス」の対応に努めており、利用者の水運用における実情を把握できたことも大きな成果として認められた。

(5) 個別需給給水契約「チョイス 100 (もも)」(岡山市水道局)

1. 事業体情報 (平成 29 年度末)

給水人口	有収水量	給水収益 (税抜)
706,417 人	81,350,288 m ³	12,676,859 千円

2. 転換事業者の把握

岡山市の保健所では、専用水道の布設工事に係る確認申請等が提出された際に、水道局にも相談するよう促している。

3. 個別需給給水契約「チョイス 100 (もも)」

(1) 制度概要

岡山市では、受水量増量に伴う供給能力の向上、小口使用者の増加と大口使用者の使用水量の減少による需要構造の変化及び、しばしば発生する渇水などの背景から、水道事業審議会から市民の満足に応える施策の一つとして、選択制のある料金メニュー導入の必要性が提言された。これを受け、新たな料金制度の一つとして、次に示す内容と目的をもつ個別需給給水契約制度を創設した。

- ①水の供給量に余裕がある場合、一定量を超えて使用した水量について、低額な料金単価を設定することにより、使用者の水消費意欲を刺激し、使用量の減少傾向に歯止めをかけるとともに、事業経営の安定化を図る。
- ②渇水などの非常時の場合、あらかじめ設定した水量を使用者が抑制することにより、有効な水量抑制対策とする。
- ③事業者と使用者双方にメリットのある選択度を加味した料金設定により、経済活性化の支援に資する。

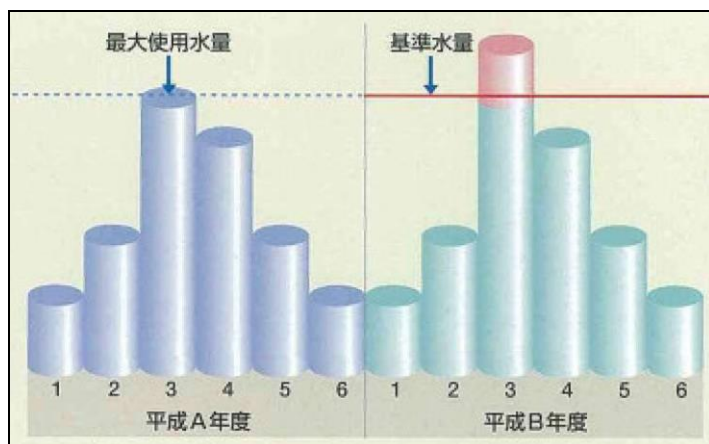
(2) 対象及び適用要件

契約申込み前の1年間に、2ヶ月(1期)で6,000 m³以上の使用実績がある一般使用者で、申込みのあるものを対象としている。

(3) 基準水量の設定方法と水道料金

基準水量は、個別需給給水契約の適用を希望する過去1年間の使用実績から、最大使用水量を基に算定(図表4-18参照)するが、前年の最大使用水量を基準水量とすると、毎年基準水量が高くなり、契約者のメリットが少なくなるため、契約の更新にあたって、特段の事情のない限り変更しないこととしている。

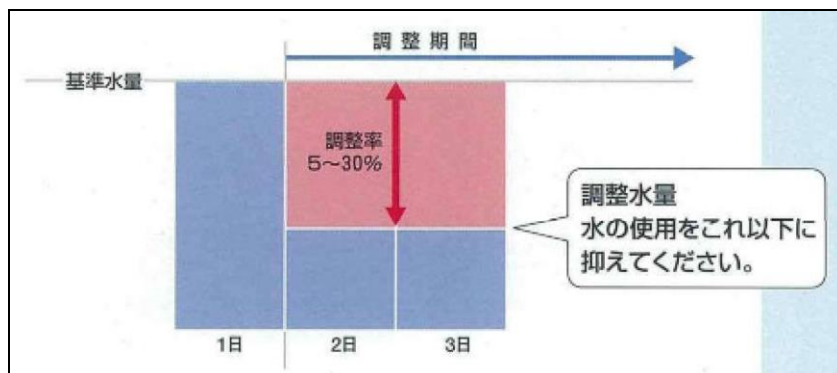
図表 4-18 基準水量の算定イメージ



(4) 調整期間と調整水量の設定方法

調整期間とは、個別需給給水契約の契約者に、渇水など非常時に、水の使用を抑制してもらう期間のことであり、調整水量とは、調整期間中、水の使用を抑制してもらうための水量のことである。この調整水量は、5～30%の範囲で基準水量から減量した水量を1日単位で設定し、この調整水量を超えて使用された場合は、超えた水量分について、通常より高い単価の料金を加算している（図表4-19参照）。なお、契約者に使用水量の抑制を依頼する場合は、調整開始2日前までに調整期間及び調整水量を通知するが、平成29年度末時点において、いまだ使用水量の抑制を行ったことはない。

図表 4-19 調整水量のイメージ



(5) 料金の設定

基準水量を超える水量については、単価 70 円/m³を適用する一方、調整水量を超える水量については、単価 430 円/m³を適用する。なお、この 70 円は、3 段目単価 216 円の3分の1にし、契約者に対し、インパクトのある単価に設定している。一方、430 円は、3 段目単価 216 円の2倍に設定している（図表4-

20 参照)。

図表 4-20 基準水量を超える水量の単価

一般用		個別需給給水契約	
水量	単価	水量	単価
100m ³ まで	170円	100m ³ まで	170円
100m ³ を超え～600m ³ まで	195円	100m ³ を超え～600m ³ まで	195円
600m ³ を超える水量	216円	600m ³ を超え～基準水量まで	216円
		基準水量を超える水量	70円

調整水量設定後、
調整水量を超えた水量1m³につき430円

4. 導入の経緯

平成 17 年 4 月の苦田ダムの運用開始に伴い、岡山県広域水道企業団からの受水費の増加及び小口径使用者の増加や大口径使用者の使用水量の減少といった需要構造の変化を背景に、財政状況の悪化が想定された。そのため、平成 17 年度に料金改定を予定し、岡山市水道事業審議会に諮問を行った結果、平成 16 年 9 月、同審議会より「適正な料金水準及び料金体系等のあり方に関する提言」が報告され、その中で、市民の満足に応える施策のひとつとして、選択制のある料金メニュー導入の必要性が提言された。これを受け、平成 16 年 11 月定例市議会において、岡山市水道条例を一部改正し、個別需給給水契約を創設した。

なお、同条例の改正には、個別需給給水契約の創設のほか、基本水量制の廃止、逡増度の緩和、及び減免制度の廃止等の見直しが含まれ、使用者負担の公平を確保する内容となっている。

5. 市民・事業者への対応

制度導入にあたり、契約内容を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、送付するとともに、水道局の幹部自らが企業を訪問し、制度の趣旨や基準水量以上の使用料金が破格の料金設定になっている点を説明した。この結果、平成 17 年度当時、110 件の対象企業のうち、42 件の契約をすることができ、平成 29 年度時点では、94 件の対象企業のうち、32 件の契約となっている。なお、平成 17 年度からの契約件数の減少は、廃業や移転等によるものである。

6. 導入効果

平成 16 年度と 17 年度を比較した結果、個別需給給水契約者の使用水量は約

4%の増量となっており、水需要に対する一定のインセンティブが働いた。また、契約者の中には、地下水利用専用水道を設置している契約者もいるが、水道の使用量は増加しており、地下水設備の増強などに対し、抑制効果がみられる。なお、その後の詳細な分析は行っていないが、専用水道の戸数が平成19年度には5件であったが、平成29年度は7件と増加幅が微少になっている。

7. 今後の課題等

岡山市の個別需給給水契約制度は、平成17年に全国で初めて導入し、10年以上が経過している。そのため、岡山市としては他事業体の事例等を参考に、以下のような点について、制度見直しの検討を考えている。

まず、岡山市の場合、適用要件として、当該契約を申し込む前の1年間において、2ヶ月で約6,000 m³以上の使用実績があることとしている。このため、平成29年では、対象は94件に限定され、実際の契約件数も32件にとどまっている。これに対し、同じ個別需給給水契約を導入している他都市では、適用要件が、1ヶ月で1,000 m³以上の使用実績としているため、契約件数も70件と、岡山市より多くなっている事例もある。

また、岡山市では、1年契約で双方どちらも申し出がない場合は、契約期間を自動的に1年間延長している。これは、事実上の永年の契約であるとも言え、このことにより、基準水量も変更しにくくなっている。一方、他都市においては、契約期間を7年と定め、基準水量の変更も岡山市より容易にできる制度となっている事例もある。

さらに、岡山市では渇水時等非常時における使用量抑制のため、調整水量を定めているが、他都市においては、減量規定のみとしている事例も見られ、制度が根付きやすくなっている。

他にも、他都市では、平成21年4月以降に地下水利用専用水道を設置していないこと（廃止した日から1年以上経過した場合を除く。）を制度適用要件としている事例もあるが、岡山市は地下水利用対策が目的の中心ではないこともあり、同様な要件は設けていない点が挙げられる。

以上が他都市と比較した際に見えてくる岡山市の課題である。岡山市の水道事業を取り巻く環境は、当該制度を設けた時点から変化してきており、また、当該制度は、当初の目的以外に、地下水利用対策というもう一つの目的を持つこととなったことから、不備な点が目立つようになってきた。制定から一度も大幅な改定を行っていないことから、岡山市は今後、環境の変化や上述の課題等を踏まえたうえで、より効果的な地下水利用対策となるよう制度見直しの検討を考えている。

(6) 大口使用者特割制度（北九州市上下水道局）

1. 事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
994,209 人	99,963,516 m ³	15,095,250 千円

2. 転換事業者の把握

北九州市では、市の衛生部局に提出される届出を情報提供してもらい、地下水利用専用水道への転換事業者の把握を行っている。情報提供は毎年行われるため、定期的な情報のアップデートもなされている。

また、水道の使用料の変化及び下水道使用料の変化から地下水利用専用水道を使用していると思われる水道使用者を把握している。

3. 大口使用者特割制度

(1) 制度概要

北九州市では、平成 21 年 4 月 1 日に、基本水量の撤廃と逡増度の緩和（4.29 ⇒ 3.97）を柱とし、△1.8%の料金改定率となる料金体系の見直しを行った。この料金改定に併せて、大口使用者が水道を使用しやすい環境を作りつつ、地下水利用者の水道回帰を促進し、大口使用者の水需要の喚起や既存企業などの業務拡大を支援することで、地域経済を活性化することを目的として、平成 21 年 4 月から北九州市個別需給給水契約制度（以下「大口使用者特割制度」という。）を導入した。

この制度は、一定の条件の下で、個別に基準水量を定めて給水契約を締結し、基準水量を超える部分について、安い単価を設定するものである。

(2) 対象及び適用要件

① 申込条件

地下水転換利用者を含め、対象を広くするため、過去 10 年間で、1 ヶ月あたり 3,000 m³以上の使用実績があることとした。

また、その他の申込条件としては、北九州市の水道を 1 年間以上使用していること、用途は一般用であること（集合住宅を除く）、水道料金を滞納していないこと、本契約の解除後 1 年以上経過していることなどが挙げられる。

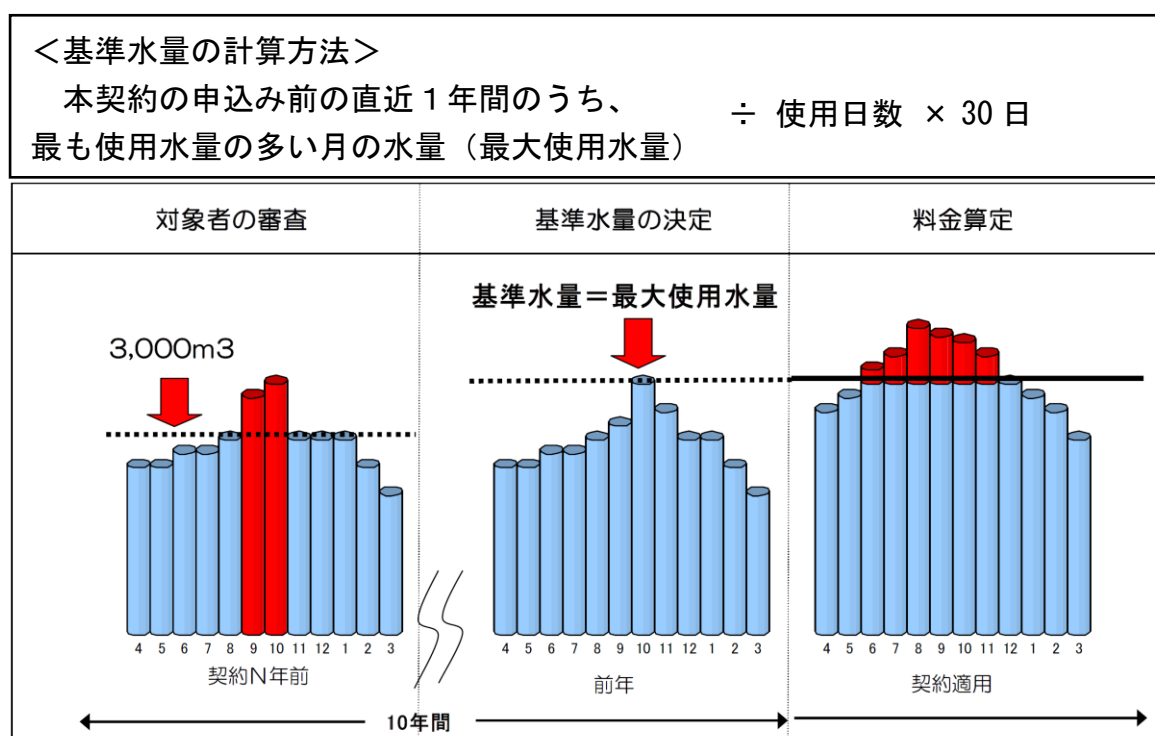
本契約の期間は、契約を結んだ日からその日の属する年度末（3 月 31 日）までとなる。契約期間終了の 1 ヶ月前までに契約解除の申出がない場合は、契約期間を同一条件で継続する。

②基準水量

契約の申込み前の直近1年間のうち、最も使用水量の多い月の水量（最大使用水量）を適用し（図表4-21参照）、最大使用水量が1,000 m³未満のときは1,000 m³を基準水量として、下限を設けた。

北九州市の特徴として、この基準水量を最長7年間継続することとし、長期的に利用するメリットを与えている。

図表4-21 大口使用者特割制度のイメージ



③従量料金

基準水量を超えて使用した水量分の単価が、160 円/m³（税抜）となり、通常料金の半額近い金額となる（図表4-22参照）。

※通常の従量料金単価は310 円/m³（税抜、1ヶ月当たり1,001 m³以上）

図表4-22 水道料金算定

基本料金	口径 (mm)	40	50	75	100	150	200	250	300
	料金	4,500	9,840	21,600	45,200	124,100	255,700	432,000	687,000

従量料金	使用水量 (m ³)	1~25	26~50	51~200	201~1,000	1,001~
	単価	122	156	208	288	310

大口特割

1,001~基準水量まで	310
基準水量を超える水量	160

④協力要請

湯水時などに使用水量の減量を要請できることとした。

⑤適用除外

制度開始（平成 21 年 4 月 1 日）後に地下水等を水源とする専用水道の利用を始めた者については、大口使用者特割制度の趣旨にそぐわないため、本契約の対象外とした（廃止後、1 年以上経過したものを除く）。

4. 導入の経緯

当時、逡増制料金の負担感による地下水転換等の水道離れを背景に、水需要の喚起や水道離れの抑制、地下水利用者の水道への回帰等を図る必要があった。

このような中、第三者委員会である基本計画検討委員会から、基本水量制及び逡増制のあり方について見直しを検討するよう提言を受けた（平成 19 年 1 月）。

この提言を踏まえ、平成 21 年 4 月 1 日に基本水量の撤廃及び逡増度の緩和を含む料金改定を行い、併せて大口使用者特割制度を導入した。

5. 市民・事業者への対応

北九州市では、大口使用者特割制度導入前に制度対象者のうち使用水量の多い上位使用者等に対して、個別に訪問し、制度の説明を行ったり、制度対象者にパンフレットを送付するなど周知を行ってきた。

現在でもホームページで公表し、一般の利用者が情報を得ることのできる体制を整えている。

6. 実績及び導入効果（平成 29 年度末）

（1）実績

①契約状況：69 件（対象 145）、64 事業者（対象 126）

②超過水量：115,546 m³（平成 29 年度の基準水量を超えた水量）

③超過金額：19,966 千円（平成 29 年度の基準水量を超えた金額）

（2）導入効果（3つの狙い）

①地下水利用から水道への回帰

大口使用者特割制度の一つ目の狙いは、過去に地下水へ転換した事業者を水道へ回帰させることである。このタイミングとしては、膜処理施設のリース期間終了時等であり、実際にそのタイミングをとらえた営業により、転換事業者のうち、3 社が地下水利用（膜処理施設）を廃止し、大口使用者特割制度の契約締結に至った。

その他の対象者についても、フォローアップを行いながら、施設のリース期

間満了のタイミングを捉え、水道への回帰を促している。

②地下水利用転換の抑止

二つ目の狙いは、水道から地下水への転換を抑止することである。大口使用者特割制度施行後、新たな地下水利用専用水道への転換事業者は、この制度を利用できず、制度設立前から契約している本制度対象者が有利になることから、一定の抑止効果が期待される。

実際に、制度設立後、地下水利用専用水道に転換した大口の事業者は6社となっており、一定の抑止効果があったものと思われる。

③大口使用者の水需要の喚起及び業務拡大支援

三つ目の狙いは、大口利用者の水道利用を喚起することである。これまでは、業務拡大時等に水道料金コストを削減するため、新たな投資（雑用水利用施設など）を行い、水道使用量の減量を検討していたが、この制度があることで、これらの施設を設置することなく、水道を利用するインセンティブが得られる。超過金額の一部はこの効果と考えられる。

7. 今後の課題等

今後の課題として、大口使用者特割制度の対象が過去1年以上の水道利用者であることを条件としているため、新規立地事業に即時の適用ができないことや、地下水転換事業者の膜処理単価が大口使用者特割制度による割引料金よりも安価となっていることもあり、現在の料金設定であると必ずしも水道回帰につながっていない場合があることなどが挙げられる。

さらに、地下水利用専用水道設置事業者においては、地下水が利用できなくなった場合のバックアップとして施設規模に見合った給水管を接続しているが、通常時には施設規模に対して水道使用量が少量となり、水道施設の維持管理に係る経費の負担が適正でないため、他の使用者との公平性について検討していく必要がある。

事例として、近年他都市で導入されたようなメーター口径に応じた費用負担制度についても注視している。

大口使用者特割制度については、施行されてから一定の導入効果が得られていることから、料金収入減少の抑止策の一助となる制度であると言える。

今後ともより一層の制度活用に向け、現状把握と積極的な営業活動を行い、制度の周知を続けていく必要がある。

(7) 大口使用者等特別料金制度（大分市上下水道局）

1. 事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
475,916 人	44,379,970 m ³	8,826,979 千円

2. 転換事業者の把握

検針時に水量異常があった場合、検針員による使用者への聞き取りにより把握しているほか、地下水転換者に対するアンケート・訪問等による調査、専用水道設置の申請先からの情報提供により把握している。

3. 大口使用者等特別料金制度

(1) 制度概要

平成 29 年度から従量料金の最高単価を 1 m³あたり 500 円から 385 円に引き下げる料金改定を実施した。

同時に、要件を満たす水道使用者については、個別に契約を結ぶことで、基準水量を超えて使用した水道の単価を 1 m³あたり 230 円に設定する「大口使用者等特別料金制度」を新設した。

(2) 対象及び適用要件

次のいずれかに該当する水道使用者を対象としている。

- ①地下水と水道水を併用している。
- ②平成 28 年度に年間 3,000 m³以上の使用実績がある。
- ③平成 29 年度以降に年間 3,000 m³以上の使用実績がある。
- ④平成 29 年度以降に新たに水道を使用開始し、年間 3,000 m³以上の使用見込みがある。

申請には、次の要件を全て満たしていることが必要としている。

- ・市水道を 1 年以上継続して使用していること（上記④の場合を除く）。
- ・用途が一般用であること。マンション等の集合住宅は対象外とする。
- ・水道料金を完納していること。
- ・国、県、市の施設でないこと（上記①の場合を除く）。

(3) 適用期間

適用期間は、決定通知書に記載された適用開始年月から平成 39 年（2027 年）

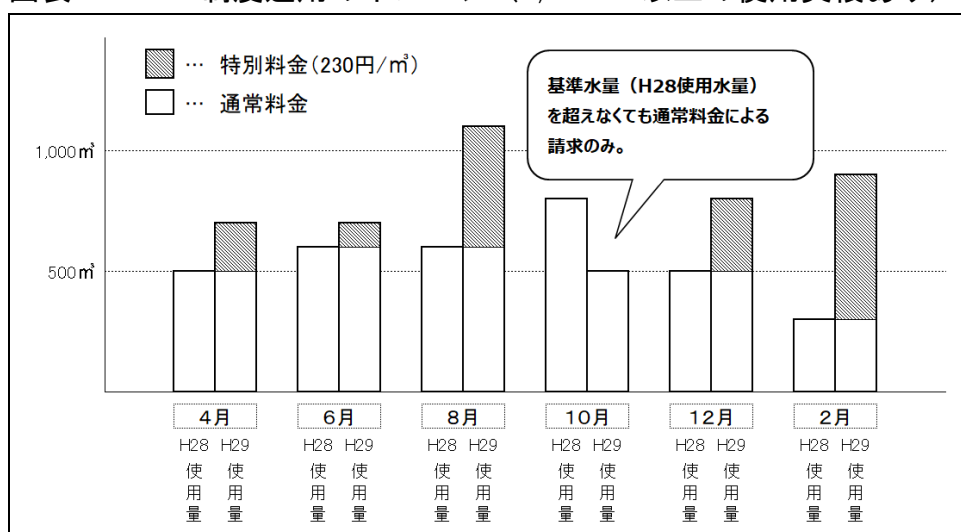
3月31日までとし、契約後は毎年自動更新となる。

(4) 基準水量

平成28年度以降、初めて年間3,000 m³以上の使用実績があった年度を基準年度とすることにより、基準年度の収益確保が可能となり、増加した使用水量分は純増収となることから特別料金を適用する。

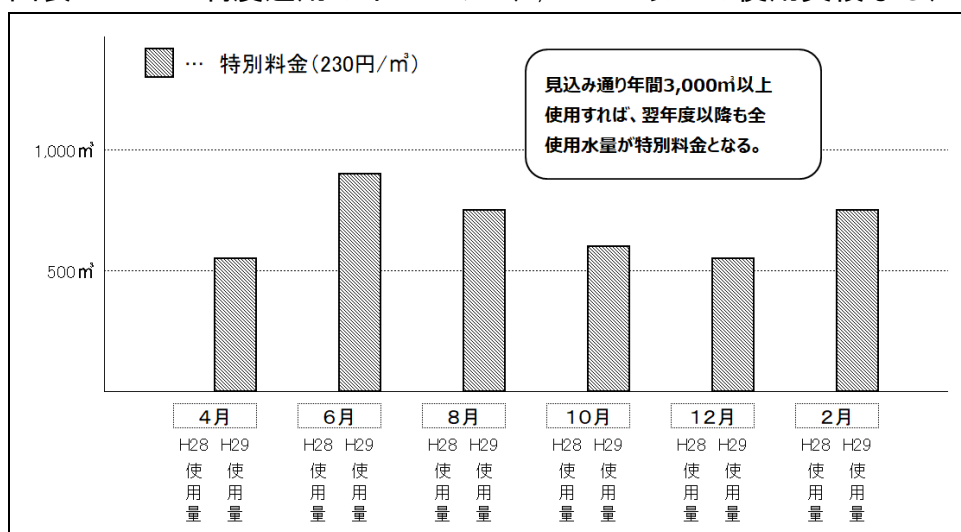
また、基準年度の各期の水量を基準水量とするため、使用者ごと、納期ごとに異なる基準水量となる（図表4-23参照）。

図表4-23 制度適用のイメージ（3,000 m³以上の使用実績あり）



ただし、上記④の対象者については、基準水量は0 m³となる（図表4-24参照）。

図表4-24 制度適用のイメージ（3,000 m³以上の使用実績なし）



(5) 制度の特徴

水量条件を年間 3,000 m³ (2ヶ月あたり 500 m³) と比較的lowめに設定しており、一部のホテルや病院だけでなく、飲食店、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等、様々な業種の使用者が利用できる制度である。

また、基準水量を超えなかった場合も、基準水量分のみなし請求等を行わず、使用した水量を通常請求するのみとなっており、使用者にとって大きなデメリットがないことが特徴である。

4. 導入の経緯

大分市は、昭和 39 年に新産業都市に指定されて以来、急速に人口が伸び続けたことから、水道の整備が追い付かず、給水制限や 100 戸以上の団地開発の制限等を昭和 54 年から実施していたが、大分川ダム事業の建設に参画することで「暫定豊水水利権」を取得して開発の制限を昭和 63 年に解除した。

このような措置と併せ、料金体系では、最終の第 5 段階の料金を 1 m³あたり 500 円と逡増度を極端に高く設定して、大口使用者の需要を抑制した。

これにより、平成 11 年度より地下水専用水道へ転換する使用者が増加するなどして、平成 12 年度には約 111 億円あった料金収入が、平成 28 年度には約 100 億円 (11 億円の減収) となった。

そこで、大口使用者の地下水専用水道への転換を想定して、地下水転換者数の実態把握を行った。その結果、地下水転換者は約 50 件で、影響額は 9 億円となった。他都市の事例等を参考に対策を検討する中で、管理者も含めた管理職により 50 件すべての企業を訪問し、アンケート調査を実施した。

アンケート調査の回答内容や訪問時の聞き取りにより、「水道料金が安価になれば水道水の再使用を前向きに検討する」、「現時点での早急な切り替えは困難であるが、リース期間満了時や自己施設の更新時において、コスト比較により水道水の再使用も検討する」等の回答が得られたことから、地下水転換者に対して料金を低く設定する「特別料金制度」の新設が水道水回帰対応策として最も有効な手段であるとの感触を得た。

大分市では、平成 8 年度に 14.7%の料金改定をして以来、20 年間料金の見直しを行ってこなかったが、平成 29 年度に逡増度緩和のために料金改定を行い、平成 29 年 4 月検針分より、最高単価を 1 m³あたり 500 円から 385 円に引き下げた。

同時に、アンケート調査では、「単価として妥当な金額」の設問に対して、1 m³あたり 230 円との回答が一番多かったことから、一定要件を満たす使用者に対して特別料金により水道水を供給する「大口使用者等特別料金制度」を新設し、平成 29 年 4 月請求分から適用した。

5. 市民・事業者への対応

(1) 各メディアの活用

市報、水道局広報誌、ホームページへの掲載等、従来の方法に加え、地元ケーブルテレビへの職員出演やラジオCMの放送、駅前デジタルサイネージ（電子看板）の活用など、様々なメディアを通じて広報活動を行った。

他にも、市主催イベントでのチラシ配布や商工会議所等へのポスター掲示、水需要の高い業種の組合（石油組合、タクシー組合等）を訪問してのパンフレット設置等、考え得る限りの手法を用いて制度周知に努めた。

(2) 対象者への直接PR

制度対象者のうち、地下水と水道水を併用する使用者については、市で把握していた企業等約 50 件を訪問し、直接制度の説明を行っていたが、平成 28 年度に年間 3,000 m³以上使用実績のある使用者については、対象者が約 400 件と多く、限られた人員の中で他の業務を抱えながらの訪問説明には限界があった。

そこで、新制度を周知し利用を促すことを目的に、対象使用者にダイレクトメールを送付した。

6. 導入効果

平成 30 年 10 月 31 日現在、地下水転換者 65 件、平成 28 年度年間 3,000 m³超使用者 379 件、新規使用開始者 18 件の計 462 件から、制度利用の申込があった。また、平成 29 年度中の地下水転換者は 0 件となり、年間で制度を適用した増加有収水量は約 35 万 m³、水道料金は約 5,100 万円の増収となった。

今後、制度を 2027 年 3 月まで継続運用することの周知を図っていくとともに、水道使用新規申し込みの際、受付窓口において制度説明を行っていることから、地下水利用施設のリース期間満了時や更新時における水道水への回帰が期待されており、将来に向けた水需要と料金収入の確保が見込まれている。

7. 今後の課題等

今後の給水収益や使用水量の状況等に注視しながら、長期的な経営戦略に立脚した将来的な経営状況を展望し、不公平感のない料金体系を構築することが課題である。課題解決に向け、地下水転換者のより一層の実態把握や受付窓口での新規水道使用開始者への制度周知等、利用者の拡大を図るとともに、水質及び水量の安定性や災害時の対応等、水道水利用のメリットについても、大口使用者に積極的にPRし、安定的な水需要と料金収入の確保を目指している。

第5章 転換対策に係る事例集

本章では、平成30年アンケートで「転換事業者の増加に対する対応策を実施した」と回答した事業者のうち、第4章で紹介した事例以外の先進事例を紹介する。「個別需給給水契約制度」、「逦増逦減併用型・逦増度緩和型料金」、「大口使用者への訪問による水道料金PR」、「その他」の順に掲載している。

1. 個別需給給水契約制度

(1) 福島市水道局 ～地下水利用専用水道転換対策～

団体情報（平成29年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
282,162人	27,651,593 m ³	6,494,649千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

大口使用者において、水道水から地下水へ転換するケースが見受けられ、これによる水道料金の減収が水道事業の経営に大きな影響を及ぼす可能性が懸念されたため検討を開始した。

(2) 経過

条例等の制定において、適用条件、割引単価、申込方法、制度の契約期間、基準水量及び割引水量の設定等の検討を行い、平成28年7月より制度を開始した。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

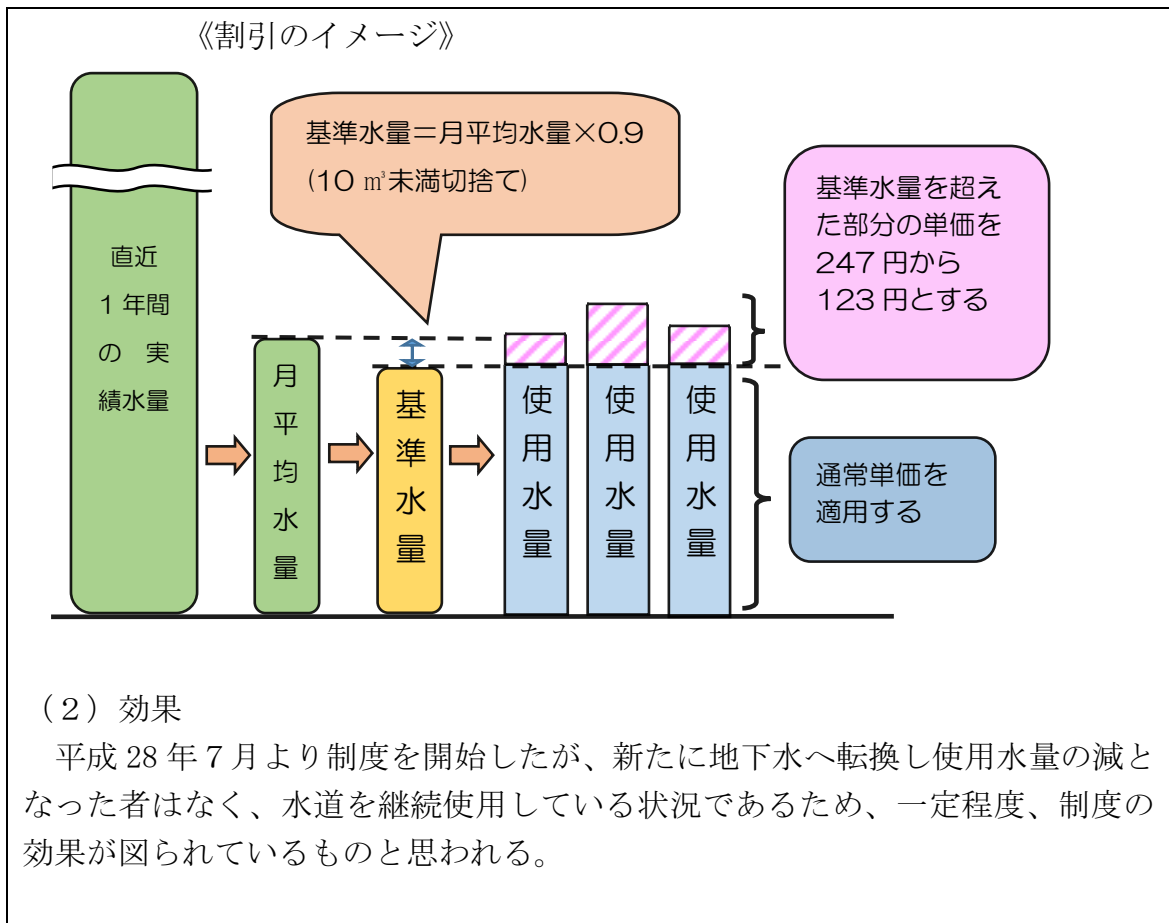
基準水量を超えて使用した水量に割引単価を設定することで、大口使用者の水道離れの抑制を図るとともに地域事業者の活性化を通じて水道事業の安定化につなげるものである。

◎主な適用条件

申込み時の直近1年間の月平均使用水量が1メートルにつき1,500 m³以上であること。

◎基準水量の算定

申込み日に確認できる直近1年間の月平均使用水量に0.9を乗じて得た水量とする。



今後の課題等

契約者全体の使用水量は前年度を下回っており、制度導入による効果の検証が困難である。

問合せ先

担当課	福島市水道局水道総務課
電話番号	024-535-1117
メールアドレス	suidou-soumu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

2. 逓増逓減併用型・逓増度緩和型料金

(1) 盛岡市上下水道局 ～料金改定に伴う地下水専用水道への切替抑制策～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
284,879 人	28,555,598 m ³	6,190,686 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

盛岡市の水道料金は基本料金と従量料金で構成され、これまでの従量料金は使用水量の増加に伴って単価が割高となる逓増型料金体系としており、一般家庭の料金が比較的低額に抑えられている一方で、企業等の大口使用者には、より多くの負担を求めるものとなっていたものである。

このため、大口使用者の地下水専用水道と上水道の併用、いわゆる「上水道離れ」を引き起こし、上水道使用水量の減少とそれに伴う料金収入の減少の一因となっていたものである。

(2) 経過

平成 27 年 3 月に策定した「第三次盛岡市水道事業基本計画（もりおか水道ビジョン）」において、水道料金制度の研究を掲げ、平成 27 年度から料金改定の作業を進め、平成 28 年度に盛岡市上下水道事業経営審議会への諮問・答申を経て給水条例の議決に至り、平成 29 年 4 月 1 日に新料金を施行したものである。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

大口使用者の地下水専用水道への切替を抑制するため、平成 29 年 4 月施行の水道料金改定において、大量の使用水量区分（1,001 m³以上）を新設し、逓増逓減併用型の水道体系を採用したものである。

なお、水道料金改定においては、安定した料金収入を確保するため、基本料金の割合も高めているものである。

従量料金（消費税込み）					
用途等の区分	水量区分	新料金(円)	旧料金(円)	比較増減(円)	
一般用	口径 25mm 以下	1～10 m ³	64	66.96	▲ 2.96
		11～20 m ³	122	133.92	▲ 11.92
		21～30 m ³	216	226.80	▲ 10.80
		31～1000 m ³	270	293.76	▲ 23.76
		1001 m ³ ～	216		▲ 77.76
	口径 30mm 以上	1～50 m ³	270	272.16	▲ 2.16
		51～1000 m ³	270	293.76	▲ 23.76
		1001 m ³ ～	216		▲ 77.76
浴場用	一般公衆浴場		51	51.84	▲0.84
	温泉浴場	1～100 m ³	140	140.40	▲0.40
		101 m ³ ～	216	226.80	▲10.80
臨時用		507	507.60	▲0.60	

（２）効果

平成 29 年 4 月の水道料金改定以降において、地下水専用水道から上水道に回帰した事例はまだ見られない状況である。一方、料金改定前の 28 年度と改定後の 29 年度を比較した場合、大口使用者の調定件数及び給水量の割合に大きな変動はないが、大口使用者の料金調定額の割合は軽減傾向がみられ、料金改定時の目標としていた「大口・一般使用者の負担の適正化」に一定の効果があつたものである。

今後の課題等

地下水利用により都市部等の地盤沈下の恐れがある地域については、県条例等により地下水利用を規制している事例がある。水循環基本法の施行や水循環基本計画の策定等により、地下水を含む水循環に関わる様々な施策が講じられてきていることから、今後の規制や施策検討の動向等を注視しながら、引き続き、地下水専用水道への切替抑制対策を研究していくものである。

問合せ先

担当課	盛岡市上下水道局経営企画課
電話番号	019-623-1441
メールアドレス	keieikikaku@city.morioka.iwate.jp

(2) 成田市水道部 ～逡増逡減併用型料金の導入～

事業体情報 (平成 29 年度末)

給水人口	有収水量	給水収益 (税抜)
72,824 人	7,078,660 m ³	1,531,714 千円

取組の経緯

- (1) 検討を開始したきっかけ
企業等の大口利用者の地下水転換が全国的な傾向として見受けられていたため。
- (2) 経過
大口利用者の地下水転換を防止するため、平成 24 年 4 月 1 日付けで料金体系を変更し、逡増逡減併用型とした。

取組の具体的内容、効果

- (1) 取組の具体的内容
平成 24 年度 4 月 1 日付けで水道料金の改訂を行った際に、逡増逡減併用型の料金体系を導入した。
- (2) 効果
不明

今後の課題等

特になし。

問合せ先

担当課	成田市水道部業務課
電話番号	0476-22-0269
メールアドレス	gyomu@city.narita.chiba.jp

(3) 磐田市環境水道部 ～新料金制度へ改定～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
161,304 人	18,682,772 m ³	2,569,275 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

大型ショッピングセンターが膜ろ過施設を設置し、地下水専用水道へ転換し、上水を予備水源としたことにより、平成 28 年度から給水収益が激減したことによる。

(2) 経過

平成 30 年度料金改定に向け、水道事業審議会からも収益の確保の観点から、大口需要家の確保の検討を提案され、逡減制料金制度も視野に入れたが、一般利用者への皺寄せが顕著となる見込みとなったため、逡増度の軽減を採用した。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

平成 30 年 4 月より料金制度を改め、改定率平均 10.7%の料金アップを実施した。その内訳として、生活用口径 13mm の改定率は 12.6%であるが、大口利用の口径 100mm の改定率は 6.0%に抑制した。

(2) 効果

現時点の効果は認められない。

今後の課題等

県地下水条例により、地域別に揚水量の規制が敷かれているが、近年の地下水位回復の兆候から、規制緩和の動きが出ている。これにより、上水利用企業の一層の水道離れ、地下水転換が懸念される。

問合せ先

担当課	磐田市環境水道部水道課
電話番号	0538-58-3110
メールアドレス	suido@city.iwata.lg.jp

(4) 高知市上下水道局 ～大口使用者の料金単価引き下げ～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
315,113 人	36,803,871 m ³	6,285,405 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

本市の従量料金は生活用水の低廉化と水需要の抑制を目的として、逡増制を採用しているが、他の事業体に比べ高い逡増となっているため一定以上使用する大口使用者が地下水利用専用水道に転換したため。

(2) 経過

平成 23 年 7 月改定。その後、大口使用者の地下水専用水道へ転換した事例は減少した。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

大口水道使用者の地下水利用専用水道への転換を抑制するため、平成 23 年 7 月 1 日から水道料金の一部改定を行ない、1,000 m³/月を越える利用に関する料金単価について、1 か月あたり 335 円/m³から 280 円/m³に引き下げた。

(2) 効果

改定後、地下水利用専用水道に転換した事業者が減少しており、一定の抑制効果があったものと考えている。

今後の課題等

大口使用者の既存の使用水量を確保するだけでは、逡減単価とした部分が減収となるため、基本料金と従量料金を見直し、今後想定される水需要の減少傾向に対応できる料金体系の検討が必要である。

問合せ先

担当課	高知市上下水道局お客さまサービス課
電話番号	088-821-9231
メールアドレス	kc-240800@city.kochi.lg.jp

3. 大口使用者への訪問による水道料金PR

(1) 会津若松市水道部

～管理職による専用水道使用者等への訪問による水道PR～

事業体情報（平成29年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
117,363人	13,497,227 m ³	2,800,505千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

大口の工場使用者による水道使用量が大きく減少し、専用水道使用者や水道未加入の施設などに対し、水道使用加入や使用量の拡大のため管理職による個別訪問を行うこととした。

(2) 経過

平成24年度使用水量減少のため、水道部内で検討。翌平成25年度から管理職による専用水道使用者や施設等へ個別訪問開始。現在も管理者及び管理職により、各種会合を利用したセールスを実施中。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

専用水道使用者へ管理職が訪問し水道使用のPRを行った。

(2) 効果

すぐに効果は発現されなかったものの、数年後、水道水が安心だということで使用量が少しずつ伸びているケースがあった。

今後の課題等

水道使用量の使用拡大について、どのような宣伝広報が有効か対策を講じる必要がある。

問合せ先

担当課	会津若松市水道部総務課
電話番号	0242-22-6073
メールアドレス	suidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(2) 名古屋市上下水道局 ～事業者を対象とするお客さま訪問活動～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
2,445,920 人	262,581,315 m ³	41,992,900 千円

取組の経緯

① 給水収益が減少傾向にあることを受け、お客さまに安心して水道水を使用していただくように信頼関係を構築することが必要であったため、訪問活動を実施してきた。

平成 26 年度までは、医療機関や社会福祉施設など、重要給水施設を中心に訪問活動を行っていたが、平成 27 年度より、給水収益を確保していくための取り組みとして、大口使用のお客さまも訪問活動の対象に加えた。さらに、平成 28 年度からは、「年間使用水量 10,000 m³以上のお客さま」を訪問活動の対象として定義し、年間 100 件の訪問活動を実施することとした。

② お客さま訪問を開始した当時は、地下水を利用した専用水道の使用者が急増していたことから、専用水道導入のきっかけや設備状況等を把握するため、訪問活動を実施してきた。

併せて、数年使用してきた施設に対しても訪問活動を実施して使用実感について聞き取りを行う中で、施設の管理に手がかかるといった実態が把握できたため、リース契約等の期間満了が近いと見込まれる施設への訪問活動を実施することとした。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

① 年間使用水量が 10,000 m³以上である大口使用のお客さまのもとへ、局職員が直接訪問して、日頃から水道水を使用していただいていることへのお礼と、各事業者の上下水道に対するニーズや、今後の水使用の把握に努める。

② 地下水を利用した専用水道の使用者の施設のうち、設備のリース契約等の期間満了が近いと見込まれる施設へ訪問し、現地の状況確認や利用状況の聞き取りを行い、再び水道水に切り替えて利用していただけるように働きかける。

(2) 効果

- ① 大口使用のお客さまのニーズ・動向の把握や今後も安心して水道水を使用し
ていただくための信頼関係の構築を図ることができる。
- ② 設備のリース契約の期間満了が近い施設が、地下水の利用を中止して水道
水の利用に回帰した実績が2件ある。

今後の課題等

特になし。

問合せ先

担当課	名古屋市上下水道局営業課
電話番号	052-972-3638
メールアドレス	eigy@jogesuido.city.nagoya.lg.jp

(3) 松江市上下水道局

～料金改定に伴う大口使用者への訪問による水道料金PR～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
191,241 人	20,372,262 m ³	4,396,667 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

水需要は、大口需要者の地下水利用や少子高齢化による人口減少、節水機器の普及などにより減少傾向で推移している。そのような状況の中で、地下水ビジネスの低価格化もあって、大口需要者の地下水利用専用水道化が進み、給水収益の減少に繋がっている。（年間地下水利用量 約 30 万 m³）

また、地下水利用の専用水道事業者は、バックアップ目的で水道事業者と給水契約を結んでおり、水道事業者はいつでも水道水を給水できるよう備えているが、水道使用量はわずかで、これに係る費用（固定費）は回収できていない。これらのことから、検討を開始した。

(2) 経過

平成 23 年度から新たに島根県水道用水供給事業（斐伊川水系）からの受水を開始し安定水源を確保したことから、積年の課題であった水不足の解消を図ることができた。

これにより、必要な水を安心して使っていただける環境が整ったことから、地下水利用の大口需要者に再び水道水使用に回帰いただく取り組みが可能となった。

常設の外部委員会においても、本市の懸案事項であった「水道料金体系のあり方」について、他都市における地下水対策の状況等も参考に集中審議いただき、提言いただく中、料金体系の抜本的な見直しを行うことを決定した。

平成 27 年 1 月に基本料金と給水料金の割合見直しと逡増度の緩和を実施し、地下水利用の専用水道事業者の水道回帰の取組を強化することとした。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

- 平成 27 年 1 月に料金体系の抜本的な見直しと料金改定を実施した。
料金体系の見直し内容
 - ①基本料金と給水料金の割合 2 : 8 ⇒ 4 : 6
 - ②給水料金の単価の遡増度 4.4 倍から 3.5 倍に緩和
(最低単価 : 71 円、最高単価 : 310 円) ⇒ (最低単価 : 67 円、最高単価 : 240 円)
- 料金体系の見直しにあたっては、事前に水道水を月 500 m³以上使用する大口需要者へのアンケート実施をはじめ、市内の企業団地 6 か所で意見交換等を実施し、現行の水道料金に対する大口需要者の意見等を聞いた。
- 料金改定後は、大口需要者への料金体系見直しを P R し、大口需要者が新たに地下水利用に転換することの抑制を図った。
- また、地下水利用の専用水道事業者を訪問して、料金体系見直しによる遡増度緩和等の説明や現在実施している耐震化事業による災害時の安定給水の確保などについて P R し、地下水利用から水道水使用への再転換を促している。

(2) 効果

- 平成 27 年 1 月の料金改定以降は、大口需要者による新たな地下水転換の事例は発生していない。
- また、地下水利用から水道水使用へ転換した事例が 1 件あった。

今後の課題等

地下水利用の大口需要者が年間 3,000 m³以上を地下水利用から水道水使用に転換した場合に、水道へ転換した水量分の給水料金を減免する制度を検討している。【詳細については現在、検討中】

問合せ先

担当課	松江市上下水道局経営企画課
電話番号	0852-55-4896
メールアドレス	suidou@water.matsue.shimane.jp

4. その他

(1) 帯広市上下水道部 ～水道バックアップ料金制度～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
163,336 人	14,708,385 m ³	3,565,905 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

現行の水道料金制度は、使用水量に応じて負担を求める体系としているが、専用水道事業者の水道使用水量を極端に抑制するといった新たな水使用形態の出現により、適正な建設資金コスト回収ができなくなっていることから、新たな負担の仕組みを構築したものの。

(2) 経過

1 改正条例名 帯広市水道事業給水条例（水道バックアップ料金制度の新設）

① 条例議決・公布日 平成 23 年 11 月 30 日

② 施行日 平成 24 年 4 月 1 日

2 平成 22 年度以降の取組み

日本水道協会を通じて関係省庁に対し、地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について、以下の内容を要望している。

① 水道事業認可区域内における新たな専用水道の規制など、必要な法整備を行うこと。

② 専用水道の設置者等に対し、一定の負担を求めることができる仕組みを創設すること。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

1 制度の概要

水道水を非常時の補給水として利用する専用水道事業者を対象に、補給水を給水するための将来に向けた建設投資資金の確保及び一般利用者との負担の公平性の確保のため、バックアップという新たなサービスに対する、給水契約の口径に応じた料金を賦課する任意契約の制度である。

① 給水契約の口径を単位とした定額料金の設定

② 水道使用水量に応じた割引制度を導入

③ 医療機関は半額

2 制度の目的

- ① 「バックアップ」という新たなサービスに対する料金賦課
- ② 専用水道事業者とその他の一般利用者との負担の公平性の確保
- ③ 水道事業を継続可能なものにするため、将来に向けての建設投資財源の確保

3 対象者

水道法第3条第6項に規定する専用水道事業者として帯広市水道事業と給水契約を交わし、更に新たな契約により水道をバックアップとして利用する者

(2) 効果

- ① 制度導入後、事業者の制度理解に広がりがあった。
- ② バックアップ料金徴収により、専用水道事業者と一般利用者の不公平は一定程度緩和された。
- ③ 制度導入後、新たな専用水道への転換は進んでいない。

今後の課題等

- ① 強制力がないことで、統一的な運用ができていない。(契約事業者と未契約事業者の存在)
- ② 制度当初見込んでいたバックアップ料金が確保されていない。

問合せ先

担当課	帯広市上下水道部総務課
電話番号	0155-65-4211
メールアドレス	water_general@city.obihiro.hokkaido.jp

(2) 四日市市上下水道局 ～大口水道利用者減額制度～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
311,731 人	35,989,462 m ³	6,663,980 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

井戸水等への切り替えにより給水収益が減少していたため、井戸水等から水道への切り替えを促進し、給水収益を増加させようとした。

(2) 経過

平成 25 年 4 月 制度運用開始。

平成 30 年 4 月 平成 25 年度登録水栓の基準水量の見直し。5 年間の使用水量がすべて基準水量の 2 倍を超えたものはおらず更新なし。

※平成 25 年度以降、毎年登録水栓あり。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

水道を多量に利用することで、水道料金を減額する制度を制定した。
以下制度内容。

【適用要件】

- ・本市の水道を継続して 3 年以上使用している。
- ・1 年度（6 期月）当たり 12,000 m³以上の使用実績がある。
- ・1 年度（6 期月）において、1 月当たり 1,000 m³以上の使用があった月が 3 か月以上ある。

【基準水量の設定】

- ・申込み前の直近 3 年間の使用水量の平均値とする。
- ・5 年ごとに見直しを行う。ただし、見直しの時点で 5 年間の使用水量がすべて基準水量の 2 倍を超えていた場合は、見直し前の基準水量で更新できる。

【減額率】

- ・ 使用水量が基準水量の 1.1 倍までは、現行の従量料金を適用する。
- ・ 基準水量の 1.1 倍を超えた使用水量については、下記のとおり減額後の従量料金単価を適用する。

区 分	減額	減額後の従量料金単価 (101 m ³ ～)
基準水量の 1.1 倍 < 使用水量 ≤ 基準水量の 1.5 倍	3 割	355.32 円 ⇒ 248.724 円 (/m ³) ▲106.596 円
基準水量の 1.5 倍 < 使用水量 ≤ 基準水量の 2.0 倍	5 割	355.32 円 ⇒ 177.660 円 (/m ³) ▲177.660 円
基準水量の 2.0 倍 < 使用水量	7 割	355.32 円 ⇒ 106.596 円 (/m ³) ▲248.724 円

【水道料金の精算】

- ・ 水道料金は 1 年ごとに精算を行う。
- ・ 精算後、減額となった金額を還付する。

(2) 効果

- ・ 登録水栓 58 栓のうち 33 栓が基準水量に対して使用水量を増加させた。
(+77, 002 m³)
- ・ 登録水栓 58 栓のうち 20 栓が減額対象となった。(基準水量に対して使用水量を+180, 423 m³増加させた。)

問合せ先

担当課	四日市市上下水道局お客様センター
電話番号	059-354-8355
メールアドレス	okyakusamacenter@city.yokkaichi.mie.jp

(3) 吹田市水道部 ～地下水等利用専用水道設置者に対する指導等～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
369,590 人	40,012,946m ³	6,005,567千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

当初、既に複数の地下水等利用専用水道があり、また、市の水道からの転換や新たな設置により地下水等利用専用水道設置者が増加する状況であった。地下水等利用専用水道が水道水質へ及ぼすリスクを考慮して、対策を講じる必要があった。

(2) 経過

平成 28 年 10 月に水道条例の一部を改正し、上記 1 のとおり協議及び届出の義務化等を行った。

以降、同条例に基づき、平成 30 年 9 月までに 8 件の地下水等利用専用水道設置者との協議を実施し、必要な助言・指導等を行ってきており、地下水等利用専用水道に起因する本市の水質事故等は発生していない。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

地下水等利用専用水道に起因する水道水質への悪影響を未然に防ぐことを目的に、水道事業者として適切な指導・助言等ができるように、条例によりその設置者に対して以下のとおり協議及び届出を求めている。

① 事前協議及び届出

地下水等利用専用水道設置者に対し、事前協議と施設の概要、混合水の用途、市が供給する水道水と地下水等の使用割合、既設水道メーター口径などが確認できる届出の義務付け

② 水道水の滞留防止対策の指導

水道水が給水管内に長時間滞留することによる水質劣化を防止するため、適正な給水管口径や適正な使用水量などについての助言・指導

③ 混合水等の配水管への逆流防止対策の指導

地下水等利用専用水道施設内での誤接合による混合水等の配水管への逆流を未然に防ぐために必要な措置の助言・指導

④ 水道水増量使用時の事前届出

他の水道使用者に赤水や水圧低下等の影響を及ぼす可能性があるため、市が供給する水道水の使用量を通常時に比べて著しく増量する際の事前届出の義務付け

(2) 効果

- ① 水道水の滞留や市の配水管への逆流、また一時的に本市が供給する水道水を大量に使用することが原因で起こる他の水道使用者への給水障害など、市が供給する水道水への悪影響の未然防止が期待できる。
- ② 地下水等利用専用水道設置者の実態把握に繋がる。

今後の課題等

地下水等利用専用水道の増加は、水道の水質に悪影響を及ぼすリスクがあるばかりでなく、水道事業の経営課題である水需要の減少の一因にもなっている。今後、他事業体の事例等を参考に法的根拠を明確にしながら負担金の徴収などの対策の検討が必要と考えている。

問合せ先

担当課	吹田市水道部企画室
電話番号	06-6384-1253
メールアドレス	w-keiri@city.suita.osaka.jp

(4) 橿原市上下水道部 ～地下水からの転換による水道料金軽減制度～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
122,777 人	12,644,998 m ³	2,697,637 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

人口減少や節水意識の向上に伴い、減少する有収水量の確保対策として検討を始めた。

(2) 経過

地下水利用者が上水道への転換を図った際に利用者側もメリットがあり、市側にもメリットがある要綱を策定し運用に至っている。

取組の具体的内容、効果

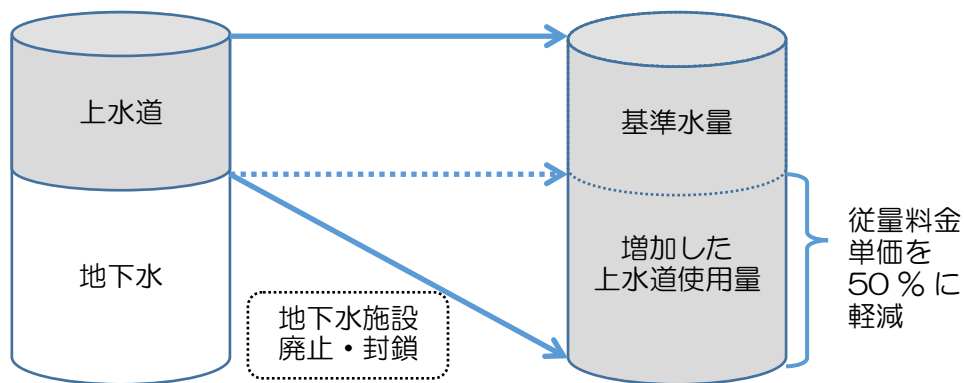
—— 地下水からの転換による水道料金軽減制度について ——

1年以上継続して使用している上水道使用者または地下水使用者が、地下水設備を廃止又は封鎖し、上水道利用に切り換えた場合（一部のみ切り換えでも可）は、切り換えにより増加したとみなされる上水道使用量に対する水道料金を軽減する制度であり、別途申請が必要となる。

【減免される水道料金】

基準水量（過去3年間の上水道給水量の1ヵ月平均・下限50 m³）を超過した給水量にかかる従量料金単価を、50%（10円未満切上げ）に軽減

水道料金の減額イメージ図



【申請に必要なもの】

1. 申請書
2. 地下水施設の性能及び地下水使用水量等が確認できる書類
3. 地下水施設の水量計量機器の設置場所等が確認できる書類
4. その他指定する書類

【軽減する期間】

地下水から上水道に切り換えて使用していると認められる期間

【軽減開始時期】

軽減決定日後の最初の検針月

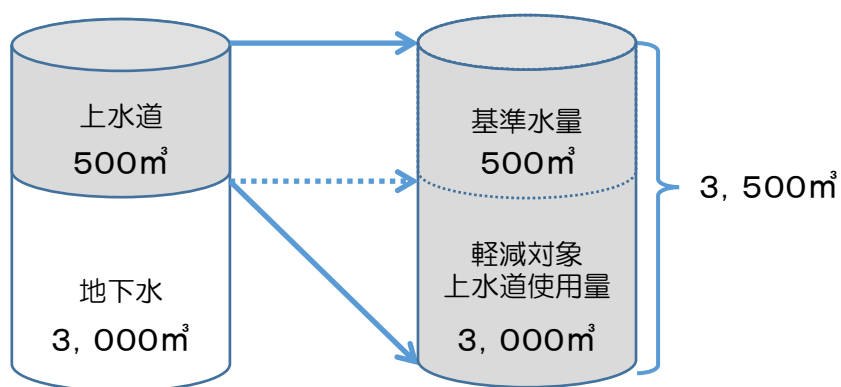
【その他】

- ・軽減が決定したら速やかに「地下水不使用届出書」を提出すること。
- ・軽減適用後、必要があると認める場合は基準水量を再計算し、水道料金を遡及して請求する場合がある。

◎適用例（A）

過去3年間の1ヵ月あたり平均使用量 500 m³

切替水量 3,000 m³、口径 50mm の場合



【料金比較】

区分	水量	通常料金	
		単価	料金
基本料金(50mm)			3,320
従量料金	基準水量	500	167,250
	501~1000	500	375
	1001~3000	2000	410
	3001~3500	500	430
合計			1,393,070

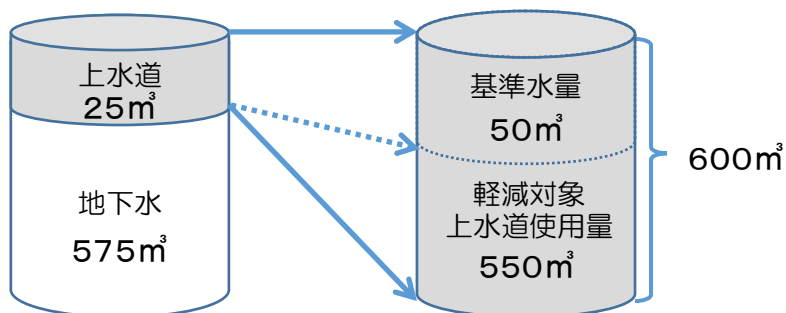


(税別)

軽減後料金	
単価	料金
	3,320
	167,250
190	95,000
210	420,000
220	110,000
	795,570

◎適用例 (B)

過去3年間の1ヵ月あたり平均使用量 25 m³ (基準水量は下限の50 m³)
 切替水量 575 m³、口径 40mm の場合



【料金比較】

区分	水量	通常料金	
		単価	料金
基本料金(40mm)			670
従量料金	基準水量	50	10,500
	51~100	50	295
	101~500	400	355
	501~600	100	375
合計			205,420



(税別)

軽減後料金	
単価	料金
	670
	10,500
150	7,500
180	72,000
190	19,000
	109,670

今後の課題等

地下水利用者に対する広報や周知の方法。

問合せ先

担当課	橿原市上下水道部経営総務課
電話番号	0744-27-4411
メールアドレス	water@city.kashihara.nara.jp

(5) 草津市上下水道部

～大口水道使用者の地下水転換を抑制する目的で

実施した設置条例等の改正～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
132,654 人	15,655,474 m ³	2,090,979 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

平成 14 年 8 月に市内で使用水量の最も多い法人から地下水転換の申し出があり、平成 15 年 2 月には市内の商業施設から、平成 15 年 8 月にも市内の工場から地下水転換の申し出があり検討を始めた。

(2) 経過

平成 15 年 11 月改正条例案の成立、交付

平成 15 年 12 月料金改定の適用

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

大口水道使用者からの地下水転換の申し出に対し

- ① 水道需要者の協力義務
 - ② 地下水転換をしないよう指導できることおよび従わない場合の公表
 - ③ 大口使用の料金引き下げ
- をセットにした条例改正を行うこととした。（詳細は以下の通り。）

- ① 指導事業の運営に相当な影響を与えるものとして、年間水道使用量が 36,000 m³以上の大口使用者に対し、地下水利用への転換をしないよう指導することができる旨の規定を加えた。
- ② 上記①の指導に従わないときは、その経緯を上水道事業の運営状況と併せて公表することができる旨の規定を加えた。
- ③ 2ヶ月につき 6,000 m³を超える使用分について 1 m³当たり「270 円」を「220 円」に改定した。

(2) 効果

料金改定により、年間約 3,000 万円の減収となるが、対象となる大口使用者が使用量の 8 割を地下水利用に切替えるとすれば、約 2 億の減収となってしまうため、この改定により、大口使用者の地下水への切り替えを食い止めた。

今後の課題等

この料金改定は、地下水利用転換を抑制するための必要最低限度のものであり、料金体系そのものを見直すものではない。

今後は、水利用減少化に対応する料金体系の構築が必要になってくると思われる。

問合せ先

担当課	草津市上下水道部上下水道総務課
電話番号	077-561-6871
メールアドレス	jogesuido-somu@city.kusatsu.lg.jp

(6) 福岡市水道局 ～大口使用者への水道使用PR～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
1,561,700 人	145,070,150 m ³	31,797,998 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

本市の給水収益は、平成 12 年度をピークに減少傾向が続き、平成 23 年度以降はほぼ横ばいで、ピーク時からの減収額は約 30 億円（うち家事以外の用は約 45 億円の減収）となっていた。その要因の一つとして、膜処理技術の進歩を背景に地下水利用専用水道を設置し、水道水をバックアップ用とするケースが増加していることがあり、従来から「節水型都市づくり」を大きな柱として事業を進めてきた経緯があるが、このような状態が続くと現行料金を維持しつつ過去の水源開発に要した投資コストを回収しながら、今後必要となる施設の大規模更新事業の資金需要に対応していくことが困難になるため、検討を開始した。

(2) 経過

平成 25 年度に大口使用者である 280 事業所を対象に水使用実態や今後の水道需要の動向をアンケート調査し、以降、営業活動を行っている。

平成 30 年度を活動期間の区切りとしており、活動結果と地下水利用専用水道使用者の動向を見ながら検証と今後の取り組みについて検討を行う予定である。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

平成 25 年度から市内大口使用者（月 1,000 m³以上の事業者）を対象にアンケート調査を実施後、特に水道使用量が多い事業者について訪問や電話により水道需要を喚起するための営業活動を実施した。営業活動時には、水使用実態や今後の水道需要の動向を調査するとともに、水道水質の安全性、水量の安定性、災害対策等、本市水道事業のPRを行うことで水需要を喚起し、地下水専用水道への切り替えの抑制に努めた。

また、地下水利用専用水道設置者に課せられる義務や停滞水の発生リスクなど注意点の説明も合わせて行った。

(2) 効果

営業活動を実施した使用者について、その後、地下水利用専用水道に切り替えた事例はなく、切り替え抑止につながったと考えている。

今後の課題等

地下水利用専用水道への切り替えは近年、落ち着きつつあるものの、将来的に人口の増加が緩やかになっていくなど料金収入の増加が見込めないため、いかにして収入を安定的に確保し、安定供給のため水道施設等を維持管理していくかが課題である。

本市では新規水源確保の困難さから水需要を抑制するため逡増型料金体系を採用し、大都市の中でも逡増度が最も高いという料金体系面での課題を抱えており、原単位や大口顧客の減少により従量料金からの資本費用回収が減少している現状をふまえ、固定費の従量料金への配分割合の見直しや、大口径の基本料金設定等について研究する必要がある。

問合せ先

担当課	福岡市水道局営業企画課
電話番号	092-483-3135
メールアドレス	eigyو.WB@city.fukuoka.lg.jp

審議経過

(1) 事務常設調査委員会

第139回 平成30年3月28日(水)

(審議事項)

- ・ 副委員長の互選について
- ・ 地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案追補版の作成について

第140回 平成31年3月27日(水)

- ・ 正副委員長の互選について
- ・ 地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案事例集の作成について

(2) 経営調査専門委員会

第99回 平成30年1月11日(木)

(審議事項)

- ・ 副委員長の互選について
- ・ 地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案追補版の作成について

第100回 平成30年11月26日(月)

(審議事項)

- ・ 正・副委員長の互選について
- ・ 地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案事例集について

第101回 平成31年2月7日(木)

(審議事項)

- ・ 地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案事例集について

委員名簿

(1) 事務常設調査委員会 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

委員長	広島市水道局次長	平尾貢一
副委員長	東京都水道局総務部長	松丸俊之
〃	福岡市水道局総務部長	曾根田秀明
委員	札幌市水道局総務部長	小笠原徹
〃	仙台市水道局次長兼総務部長	本郷敏章
〃	青森市企業局水道部長	小鹿継仁
〃	横浜市水道局副局長 (総務部長)	栗谷静哉
〃	川崎市上下水道局担当理事	中村直利
〃	前橋市水道局長	丸山直人
〃	名古屋市上下水道局総務部長	白石明
〃	静岡市上下水道局次長兼水道部長	内田保彦
〃	福井市企業局長	塚谷朋美
〃	大阪市水道局総務部長	新谷憲一
〃	大阪広域水道企業団理事兼経営管理部長兼総務課長	
〃	京都市上下水道局総務部長	吉田景司
〃	神戸市水道局経営企画部長	今井邦光
〃	岡山市水道局次長	児玉成二
〃	北九州市上下水道局総務経営部長	西井保明
		佐藤保明

<前委員>

委員長	東京都水道局理事	黒沼靖
委員	仙台市水道局次長兼総務部長	松岡仁
〃	青森市企業局水道部長	相馬政人
〃	名古屋市上下水道局総務部長	磯村仁
〃	静岡市上下水道局次長兼水道部長	一木賀文
〃	福井市企業局長	國枝俊昭
〃	大阪市水道局総務部長	於勢二郎

※ 前委員の職名は、解嘱当時の職名による。

(2) 経営調査専門委員会 (平成31年3月31日現在)

委員長	東京都水道局総務部主計課長	平賀隆
副委員長	札幌市水道局総務部財務課長	渡邊昌輝
委員	仙台市水道局総務部企画財務課長	吉田勝彦
〃	福島市水道局経理課長	武田光正
〃	横浜市水道局経営部経営企画課長	山岡秀一
〃	横須賀市上下水道局経営部経営料金課長	飯島俊彦
〃	神奈川県内広域水道企業団総務部政策調整担当課長	富安豊
〃	名古屋市上下水道局企画経理部経営企画課長	舘雄聡
〃	豊田市上下水道局経営管理課長	澤田亜紀
〃	金沢市企業局経営企画部経営企画課長	高橋圭
〃	大阪市水道局総務部経営企画課長	福井信一郎
〃	京都市上下水道局経営戦略室経営企画課長	宮田一行
〃	神戸市水道局経営企画部総務課長	桑形雅彦
〃	大津市企業局企業総務部経営経理課長	佛性崇
〃	広島市水道局財務課長	榊原茂
〃	岡山市水道局総務部経営管理課長	石井昌生
〃	福岡市水道局総務部経理課長	森山和夫
〃	北九州市上下水道局総務経営部経営企画課長	中山正一

<前委員>

委員長	東京都水道局総務部主計課長	芹沢孝明
副委員長	仙台市水道局総務部企画財務課長	永澤信
委員	福島市水道局経理課長	赤間正信
〃	横浜市水道局経営部経営企画課長	吉野稔也
〃	名古屋市上下水道局企画経理部経営企画課長	蛭川賢之
〃	豊田市上下水道局経営管理課長	脇迫博文
〃	大阪市水道局総務部経営企画課長	大塚久征
〃	神戸市水道局経営企画部総務課長	前田薫
〃	広島市水道局財務課長	三宅茂雄
〃	福岡市水道局総務部経理課長	谷口善洋
〃	北九州市上下水道局総務経営部経営企画課長	中村英治

※ 前委員の職名は、解嘱当時の職名による。

参考文献

「平成 28 年度 水道統計」(平成 30 年 3 月) 日本水道協会

「地下水マネジメント導入のススメ」(平成 29 年 4 月)

内閣官房水循環政策本部事務局

「提言書 ～災害時の水の確保～」(平成 30 年 7 月)

一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会

水のレジリエンスワーキンググループ

国土交通省、「地下水関係条例一覧」、

<http://www.mlit.go.jp/common/001257327.pdf> (最終アクセス 2018, 12, 14)

参 考 资 料

参考資料 1 地下水利用専用水道に関するアンケート調査結果

1. 調査の目的

水道事業者における地下水利用専用水道に転換した事業者（以下「転換事業者」という。）への対応等について実態調査するため、各水道事業者における転換事業者の有無とその把握方法、転換による給水収益等への影響、転換事業者への対応策の検討状況等に関して設問し、調査を行った。

2. 調査対象・回収率

(1) 対象事業者

平成 30 年 4 月現在末端給水を行っている給水人口 5 万人以上の正会員 450 事業者。

(2) 回収率

90.9% (409 事業者)

(3) 調査方法

アンケート調査票を郵送し、電子ファイル (Excel ファイル) にて回答。

(4) 調査時期

平成 30 年 5 月 17 日～6 月 22 日

3. アンケート結果 (設問ごと)

【問 1 から問 4 は、調査対象者全員への共通のご質問です。】

問 1 貴水道事業の平成 29 年度末の給水人口及び給水戸数、平成 29 年度の年間有収水量及び給水収益 (税抜き) をご記入ください。

[有効回答事業者数 : 409]

給水人口

区 分	10 万人未満	10 万人以上 25 万人未満	25 万人以上 50 万人未満	50 万人以上 100 万人未満	100 万人以上
事 業 者 数	189	142	52	12	14

給水戸数

区 分	5 万件未満	5 万件以上 10 万件未満	10 万件以上 20 万件未満	20 万件以上 50 万件未満	50 万件以上
事 業 者 数	217	104	55	18	15

年間有収水量

区 分	1 千万 m^3 未満	1 千万 m^3 以上 3 千万 m^3 未満	3 千万 m^3 以上 6 千万 m^3 未満	6 千万 m^3 以上 1 億 m^3 未満	1 億 m^3 以上
事 業 者 数	162	180	44	8	15

給水収益

区 分	20 億円未満	20 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 200 億円未満	200 億円以上
事 業 者 数	202	134	51	8	14

問2 現在までの、貴水道事業において、給水収益に係る増減分析の実施について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 経常的に分析を実施している。
- ② 大きく収益が減少した場合のみ分析を実施している。
- ③ 分析は実施していない。
- ④ その他（具体的にご記入ください。）

[有効回答事業者数：405]

項 目	①	②	③	④
事 業 者 数	272 (67.2)	50 (12.3)	70 (17.3)	13 (3.2)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が4件）

「④その他」の主な回答

- (1) 決算時や大きく増減があった際に分析を実施している。(7件)
- (2) 月次データにて毎月把握している。(1件)
- (3) 大口使用者について、使用水量の変化のみ把握している。(1件)
- (4) 必要に応じて分析を実施している。(1件)
- (5) 人口減少等による収益減少などを、シミュレーションにて確認している。(1件)
- (6) 水道事業認可変更のための分析を実施している。(1件)
- (7) 人口減少率見込みにより、給水収益の減少率を推計している。(1件)

問3 現在までの、貴水道事業における大口使用者（※1）に係る使用水量の変化等の把握について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。また、大口使用者について貴水道事業体において定義している場合はその基準について具体的に記入してください。（定義していない場合は「定義なし」とご記入ください。）

- ① 把握している。
- ② 把握していない。
- ③ 大口使用者は存在しない。

[有効回答事業者数：395]

項 目	①	②	③
事 業 者 数	289 (73.2)	97 (24.5)	9 (2.3)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が14件）

問4 現在までの、貴水道事業における地下水利用専用水道に転換した事業者（以下「転換事業者」という。）の有無について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 転換事業者が1件以上あることがわかっている。
- ② 転換事業者が全く無いことがわかっている。
- ③ あるかどうか把握できていない。

<①を選択された方は次の問5へ、②を選択された方は問23へ、③を選択された方は問25へお進みください。>

[有効回答事業者数：405]

項目	①	②	③
事業者数	187 (46.2)	76 (18.7)	142 (35.1)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が4件）

(参考) 給水人口区分別の内訳

給水人口区分	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人以上	全体
①転換事業者が1件以上あることがわかっている。	48 (25.7)	78 (55.3)	42 (80.8)	8 (72.7)	11 (78.6)	187
②転換事業者が全く無いことがわかっている。	53 (28.3)	22 (15.6)	0 (0)	1 (9.1)	0 (0)	76
③あるかどうか把握できていない。	86 (46.0)	41 (29.1)	10 (19.2)	2 (18.2)	3 (21.4)	142
合計	187 (100)	141 (100)	52 (100)	11 (100)	14 (100)	405

※()内は、各給水人口区分の合計に対する割合

【問5～問9は、問4で①を選択された方へのご質問です。】

問5 貴水道事業において、転換事業者の有無をどのような方法で把握していますか。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 大口使用者に対するアンケート、訪問等による調査
- ② 専用水道設置の申請先（都道府県、保健所設置の市等）からの情報提供
- ③ 転換事業者の水道の使用量の変化
- ④ 転換事業者による給水装置の改造工事申請
- ⑤ 地下水利用専用水道への転換（又は転換予定）事業者からの相談等
- ⑥ その他（具体的にご記入ください。）

[有効回答事業者数：187 有効回答総件数：350]

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥
回答件数	19 (10.2)	80 (42.8)	72 (38.5)	86 (46.0)	75 (40.1)	18 (9.6)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合

「⑥その他」の主な回答

- (1) 関係部所（下水道部署・専用水道申請部署・保健所）からの情報提供により把握している。(9件)
- (2) 地下水等利用専用水道設置者に届出を義務付けるよう条例を改正し、届出により把握している。(2件)
- (3) 水道統計の「専用水道調査表」により把握している。(1件)
- (4) 専用水道への移行に伴う簡易専用水道廃止届の受理により把握している。(1件)
- (5) 開発指導部局からの案件照会により把握している。(1件)
- (6) 県が発行する書類、ウェブサイトで把握している。(1件)

問6 平成20年度以降の貴水道事業における転換事業者について、業種別の転換件数、転換によって減少した1年あたりの水道使用量（推定量）、推定減収額（※2）をご記入ください。その他の転換件数が1件以上の方は、その業種について具体的にご記入ください。

業種別の転換件数

[有効回答事業者数：161 有効回答総件数：1,195]

業 種	件数	割合	業 種	件数	割合
病 院	310	25.9%	サ ー ビ ス 業 (スポーツ施設等)	95	8.0%
販 売 業	192	16.1%	教 育 施 設	77	6.4%
製造業（食品含む）	155	13.0%	事 務 所 ・ ビ ル	46	3.8%
ホ テ ル ・ 旅 館	150	12.6%	そ の 他	170	14.2%

※「割合」は有効回答総件数に対する割合（他、未回答が26件）

「その他」の主な回答

- (1) 福祉施設（老人ホーム等）(93件)
- (2) 銭湯、温泉施設(59件)
- (3) 公共施設（自衛隊・行政機関・刑務所等）(5件)
- (4) 個人宅(3件)
- (5) 研究機関(2件)
- (6) 宗教施設(1件)
- (7) 自動車販売・整備業者(1件)
- (8) 運輸・運送業者(1件)
- (9) 列車車輛整備工場(1件)
- (10) 布団工場(1件)
- (11) 遊園地(1件)
- (12) 畑、農園(1件)
- (13) クリーニング業者(1件)

減少した合計水道使用量（年間推定量）

[有効回答事業者数：155]

区 分	2 千m ³ 未満	2 千m ³ 以上 1 万m ³ 未満	1 万m ³ 以上 10 万m ³ 未満	10 万m ³ 以上 100 万m ³ 未満	100 万m ³ 以上
事 業 者 数	1 (0.6)	6 (3.9)	77 (49.7)	65 (41.9)	6 (3.9)

※()内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が 32 件）

合計推定減収額（年間）

[有効回答事業者数：154]

区 分	1 千万円未満	1 千万円以上 5 千万円未満	5 千万円以上 1 億円未満	1 億円以上 5 億円未満	5 億円以上
事 業 者 数	39 (25.3)	71 (46.1)	23 (14.9)	16 (10.4)	5 (3.3)

※()内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が 33 件）

(参考) 給水収益に対する減収額の割合

[有効回答事業者数：154]

区 分	0.1%未満	0.1%以上 0.5%未満	0.5%以上 1.0%未満	1.0%以上 2.0%未満	2.0%以上 5.0%未満	5.0%以上
事 業 者 数	9 (5.8)	42 (27.3)	41 (26.6)	39 (25.3)	20 (13.0)	3 (2.0)

※()内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が 33 件）

問7 平成20年度以降の貴水道事業における転換事業者の中で、転換前の年間の水道使用量（※3）が最も少なかった事業者及び最も多かった事業者に関して、お尋ねします。

その転換事業者の業種（※4）について選択し、転換前の水道使用量及び水道料金の額（※3）、転換後の水道使用量及び水道料金の額（※3）についてはご記入ください。（※5）（金額については、いずれも税抜き・年額）

その他を選択された方は、その業種について具体的にご記入ください。

(1) 転換前の年間の水道使用量が最も少なかった事業者

① 転換前

[有効回答事業者数：144]

水道使用量	1 万m ³ 未満	1 万m ³ 以上 2 万 5 千m ³ 未満	2 万 5 千m ³ 以上 5 万m ³ 未満	5 万m ³ 以上 10 万m ³ 未満	10 万m ³ 以上
事 業 者 数	27 (18.8)	41 (28.5)	37 (25.6)	27 (18.8)	12 (8.3)

※()内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が 43 件）

[有効回答事業者数：143]

水道料金の額	100 万円未満	100 万円以上 1 千万円未満	1 千万円以上 2 千万円未満	2 千万円以上 3 千万円未満	3 千万円以上
事 業 者 数	15 (10.5)	76 (53.1)	32 (22.4)	13 (9.1)	7 (4.9)

※()内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が 44 件）

② 転換後

[有効回答事業者数：144]

水道使用量	1万m ³ 未満	1万m ³ 以上 2万5千m ³ 未満	2万5千m ³ 以上 5万m ³ 未満	5万m ³ 以上 10万m ³ 未満	10万m ³ 以上
事業者数	112 (77.8)	23 (16.0)	7 (4.8)	2 (1.4)	0 (0)

※()内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が43件)

[有効回答事業者数：143]

水道料金の額	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 3千万円未満	3千万円以上
事業者数	66 (46.2)	72 (50.3)	3 (2.1)	2 (1.4)	0 (0)

※()内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が44件)

③ 転換前と転換後の差

[有効回答事業者数：144]

水道使用量	1万m ³ 未満	1万m ³ 以上 2万5千m ³ 未満	2万5千m ³ 以上 5万m ³ 未満	5万m ³ 以上 10万m ³ 未満	10万m ³ 以上
事業者数	39 (27.1)	43 (29.8)	36 (25.0)	20 (13.9)	6 (4.2)

※()内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が43件)

[有効回答事業者数：143]

水道料金の額	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 3千万円未満	3千万円以上
事業者数	23 (16.1)	87 (60.8)	20 (14.0)	9 (6.3)	4 (2.8)

※()内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が44件)

(2) 転換前の年間の水道使用量が最も多かった事業者

① 転換前

[有効回答事業者数：144]

水道使用量	1万m ³ 未満	1万m ³ 以上 2万5千m ³ 未満	2万5千m ³ 以上 5万m ³ 未満	5万m ³ 以上 10万m ³ 未満	10万m ³ 以上
事業者数	5 (3.5)	8 (5.6)	27 (18.7)	53 (36.8)	51 (35.4)

※()内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が43件)

[有効回答事業者数：143]

水道料金の額	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 3千万円未満	3千万円以上
事業者数	2 (1.4)	28 (19.6)	38 (26.6)	32 (22.4)	43 (30.0)

※()内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が44件)

② 転換後

[有効回答事業者数：144]

水道使用量	1万m ³ 未満	1万m ³ 以上 2万5千m ³ 未満	2万5千m ³ 以上 5万m ³ 未満	5万m ³ 以上 10万m ³ 未満	10万m ³ 以上
事業者数	75 (52.1)	33 (22.9)	18 (12.5)	12 (8.3)	6 (4.2)

※()内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が43件)

[有効回答事業者数：143]

水道料金の額	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 3千万円未満	3千万円以上
事業者数	32 (22.4)	85 (59.4)	13 (9.1)	7 (4.9)	6 (4.2)

※()内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が44件)

③ 転換前と転換後の差

[有効回答事業者数：144]

水道使用量	1万m ³ 未満	1万m ³ 以上 2万5千m ³ 未満	2万5千m ³ 以上 5万m ³ 未満	5万m ³ 以上 10万m ³ 未満	10万m ³ 以上
事業者数	7 (4.9)	16 (11.1)	37 (25.7)	50 (34.7)	34 (23.6)

※()内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が43件)

[有効回答事業者数：143]

水道料金の額	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 3千万円未満	3千万円以上
事業者数	3 (2.1)	46 (32.1)	39 (27.3)	29 (20.3)	26 (18.2)

※()内は有効回答事業者数に対する割合 (他、未回答が44件)

(参考) 業種別転換前と転換後の差

(1) 転換前の年間の水道使用量が最も少なかった事業者

[有効回答事業者数：143]

水道使用量	1万m ³ 未満	1万m ³ 以上 2万5千m ³ 未満	2万5千m ³ 以上 5万m ³ 未満	5万m ³ 以上 10万m ³ 未満	10万m ³ 以上	全体
販売業 (デパート等)	2 (5.3)	3 (7.0)	8 (22.2)	4 (20.0)	1 (16.7)	18 (12.6)
ホテル・旅館	5 (13.2)	3 (7.0)	1 (2.8)	3 (15.0)	0 (0)	12 (8.4)
病院	11 (29.0)	17 (39.5)	17 (47.2)	12 (60.0)	4 (66.6)	61 (42.6)
製造業 (食品含む)	4 (10.5)	6 (13.9)	7 (19.4)	0 (0)	1 (16.7)	18 (12.6)
サービス業 (スポーツ施設等)	1 (2.6)	7 (16.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (5.6)
事務所・ビル	4 (10.5)	0 (0)	1 (2.8)	0 (0)	0 (0)	5 (3.5)
教育施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (5.0)	0 (0)	1 (0.7)
その他	11 (28.9)	7 (16.3)	2 (5.6)	0 (0)	0 (0)	20 (14.0)
合計	38 (100)	43 (100)	36 (100)	20 (100)	6 (100)	143 (100)

※()内は各水道使用量区分の合計に対する割合 (他、未回答が1件)

[有効回答事業者数：142]

水道使用量	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 3千万円未満	3千万円以上	全体
販売業 (デパート等)	1 (4.4)	11 (12.8)	5 (25.0)	1 (11.1)	0 (0)	18 (12.7)
ホテル・旅館	3 (13.0)	7 (8.1)	1 (5.0)	0 (0)	1 (25.0)	12 (8.4)
病院	7 (30.4)	34 (39.5)	9 (45.0)	8 (88.9)	2 (50.0)	60 (42.3)
製造業 (食品含む)	1 (4.4)	13 (15.1)	3 (15.0)	0 (0)	1 (25.0)	18 (12.7)
サービス業 (スポーツ施設等)	2 (8.7)	6 (7.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (5.6)
事務所・ビル	4 (17.4)	1 (1.2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (3.5)
教育施設	0 (0)	0 (0)	1 (5.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0.7)
その他	5 (21.7)	14 (16.3)	1 (5.0)	0 (0)	0 (0)	20 (14.1)
合計	23 (100)	86 (100)	20 (100)	9 (100)	4 (100)	142 (100)

※()内は各水道使用量区分の合計に対する割合 (他、未回答が2件)

(2) 転換前の年間の水道使用量が最も多かった事業者

[有効回答事業者数：143]

水道使用量	1万m ³ 未満	1万m ³ 以上 2万5千m ³ 未満	2万5千m ³ 以上 5万m ³ 未満	5万m ³ 以上 10万m ³ 未満	10万m ³ 以上	全体
販売業 (デパート等)	1 (16.7)	2 (12.5)	10 (27.0)	11 (22.0)	7 (20.6)	31 (21.7)
ホテル・旅館	0 (0)	1 (6.2)	5 (13.5)	5 (10.0)	2 (5.9)	13 (9.1)
病院	1 (16.7)	8 (50.0)	16 (43.3)	27 (54.0)	11 (32.3)	63 (44.0)
製造業 (食品含む)	1 (16.7)	1 (6.2)	4 (10.8)	1 (2.0)	7 (20.6)	14 (9.8)
サービス業 (スポーツ施設等)	0 (0)	3 (18.7)	0 (0)	0 (0)	2 (5.9)	5 (3.5)
事務所・ビル	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2.0)	1 (2.9)	2 (1.4)
教育施設	1 (16.7)	0 (0)	1 (2.7)	2 (4.0)	0 (0)	4 (2.8)
その他	2 (33.2)	1 (6.2)	1 (2.7)	3 (6.0)	4 (11.8)	11 (7.7)
合計	6 (100)	16 (100)	37 (100)	50 (100)	34 (100)	143 (100)

※()内は各水道使用量区分の合計に対する割合 (他、未回答が1件)

[有効回答事業者数：142]

水道使用量	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	2千万円以上 3千万円未満	3千万円以上	全体
販売業 (デパート等)	1 (33.4)	8 (17.8)	12 (30.8)	3 (10.4)	7 (26.9)	31 (21.8)
ホテル・旅館	0 (0)	5 (11.1)	1 (2.6)	6 (20.7)	1 (3.8)	13 (9.2)
病院	0 (0)	21 (46.7)	19 (48.7)	16 (55.2)	6 (23.0)	62 (43.7)
製造業 (食品含む)	0 (0)	5 (11.1)	2 (5.1)	2 (6.9)	5 (19.2)	14 (9.9)
サービス業 (スポーツ施設等)	1 (33.3)	2 (4.4)	0 (0)	0 (0)	2 (7.7)	5 (3.5)
事務所・ビル	0 (0)	0 (0)	1 (2.6)	0 (0)	1 (3.8)	2 (1.4)
教育施設	1 (33.3)	0 (0)	2 (5.1)	1 (3.4)	0 (0)	4 (2.8)
その他	0 (0)	4 (8.9)	2 (5.1)	1 (3.4)	4 (15.4)	11 (7.7)
合計	3 (100)	45 (100)	39 (100)	29 (100)	26 (100)	142 (100)

※()内は各水道使用量区分の合計に対する割合 (他、未回答が2件)

問8 貴水道事業における転換事業者に関して、考えられる転換理由について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 地下水導入コスト（膜処理設備設置コスト等）の減少
- ② 災害対策等における水源の二重化（バックアップ）
- ③ 不明
- ④ その他（具体的にご記入ください。）

〔有効回答事業者数：187 有効回答総件数：281〕

項 目	①	②	③	④
回 答 件 数	115 (61.5)	87 (46.5)	48 (25.7)	31 (16.6)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合

「④その他」の主な回答

- (1) 水道料金費用の削減のため。(19件)
- (2) 環境対策のため。(2件)
- (3) 水質の安定を図るため。(1件)
- (4) 給水区域外のため。(1件)
- (5) 浄水（清水）である必要がないため。(1件)
- (6) 他の目的で採掘していたところ、地下水を掘り当てたため。(1件)
- (7) 金属加工時及び機器冷却時における冷却温度の優位性（上水と比較すると井水の温度が低い）があるため。(1件)
- (8) 厚労省からの複数水源確保の指導によるため。(1件)
- (9) 以前から水道以外に豊富な水源を持っているため。(1件)
- (10) 工場内機械等の冷却水を井戸水へ転換するため。(1件)
- (11) 水道事業体が行う現行の入札制度での工事では価格が高く、民間工事と競争できないため。(1件)
- (12) 簡易水道の水源水量不足対策のため。(1件)
- (13) 大浴場の設置に伴い、業者からアドバイスがあったため。(1件)
- (14) 下水使用料の削減のため。(1件)
- (15) 民間PFI方式の導入のため。(1件)

問9 現在までに、貴水道事業における転換事業者に関して、積極的に検討し、何らかの報告書を取りまとめたこと（※6）がありますか。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。①を選択された方は公表方法について可能な範囲でご記入ください。（HP等で公表している場合は、URL等もご記入ください。）

- ① ある。
- ② ない。

<①を選択された方は次の問10へ、②を選択された方は問12へ、お進みください。>

[有効回答事業者数：187]

項 目	①	②
事 業 者 数	18 (9.6)	169 (90.4)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合

「①ある。」の主な公表方法（HPにて公表しているもの）

- (1) 【帯広市】所管委員会に報告し、資料（建設文教委員会 平成29年2月16日提出資料 「バックアップ料金制度について」）をHPに掲載している。

<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/sigikai/jyouniniinkai-teisyutsushiryo-kenbun-29.html>

- (2) 【山武郡市広域水道企業団】HPに掲載している。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suisei/chikasui.html>

- (3) 【京都市】HPに掲載している。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000196103.html>

- (4) 【神戸市】「水道事業における地下水利用水道への対応のあり方」に関する答申（H22.3.29 神戸市上下水道事業審議会）をHPに掲載している。

http://www.city.kobe.lg.jp.cache.yimg.jp/information/committee/water/preservation/tousin_100329.pdf

- (5) 【大分市】厚生労働省主催「水道基盤強化のための地域懇談会（第2回）」にて報告している。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000203977.html>

【問10～問11は、問9で①を選択された方へのご質問です。】

問10 直近に作成した報告書の作成時期について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 平成19年度以前
- ② 平成20年度～24年度
- ③ 平成25年度
- ④ 平成26年度
- ⑤ 平成27年度
- ⑥ 平成28年度
- ⑦ 平成29年度

[有効回答事業者数：18]

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
事業者数	2 (11.1)	3 (16.7)	0 (0)	1 (5.5)	3 (16.7)	3 (16.7)	6 (33.3)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合

問11 直近に作成した報告書の内容について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① アンケート調査結果
- ② 貴水道事業の取組事例
- ③ 他都市の取組事例
- ④ その他（具体的にご記入ください。）

<次の問12へお進みください。>

[有効回答事業者数：18 有効回答総件数：28]

項目	①	②	③	④
回答件数	8 (44.4)	6 (33.3)	7 (38.9)	7 (38.9)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合

「④その他」の主な回答

- (1) バックアップ料金制度の効果や課題等について検証し、今後の方向性についてまとめた。(1件)
- (2) 他都市の取り組み事例を参考とし、〇〇企業団が大口使用者又は地下水利用者に対して提案できる新たな水道料金案をまとめた。(1件)
- (3) 料金改定資料をまとめた。(1件)
- (4) 負担金制度の検討についてレポートを作成した。(1件)
- (5) 「〇〇市上下水道事業経営審議委員会」に設置した「地下水利用の在り方等に関する専門部会」により、約2年にわたり、〇〇市の地下水利用の在り方等に関する御審議をいただいた内容をまとめた。(1件)
- (6) 外部の有識者を委員とする経営調査会での議論をとりまとめた。(1件)
- (7) アンケート調査をする際、事前に〇〇市の状況について内部向けの報告書を作成した。(1件)

【問 12 は、問 4 で①を選択された方全員へのご質問です。】

問 12 現在までの、貴水道事業における転換事業者の増加に対する対応策の検討・実施の状況について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。

〔複数回答可。ただし、①～③、④～⑥、⑦～⑨、⑩、⑪の各選択肢の中で、矛盾する回答をしないよう注意してください。〕

- ① 水道料金に関する対応策を検討し、すでに実施している。
- ② 水道料金に関する対応策を検討し、実施する予定である。
- ③ 水道料金に関する対応策を検討したが、実施の予定はない。
- ④ 地下水の揚水規制に関する対応策（※7）を検討し、すでに実施している。
- ⑤ 地下水の揚水規制に関する対応策（※7）を検討し、実施する予定である。
- ⑥ 地下水の揚水規制に関する対応策（※7）を検討したが、実施の予定はない。
- ⑦ 大口使用者に対する水道利用のPR等に関する対応策を検討し、すでに実施している。
- ⑧ 大口使用者に対する水道利用のPR等に関する対応策を検討し、実施する予定である。
- ⑨ 大口使用者に対する水道利用のPR等に関する対応策を検討したが、実施の予定はない。
- ⑩ 対応策を検討したことがない。
- ⑪ その他（①から⑨以外の対応策を検討・実施している場合、その「導入経緯」、「内容」、「検討開始から導入までの期間」、「導入時期」、「効果」などが分かるよう具体的にご記入ください。）

<①から⑨を選択された方は、問 13 へお進みください。>

<⑩、⑪を選択された方は、問 26 へお進みください。>

[有効回答事業者数：187 有効回答総件数：205]

分 類	水道料金に関する対応策			揚水規制に関する対応策			PR等に関する対応策			未検討	その他
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
回答項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
回答件数	23 (12.3)	8 (4.3)	17 (9.1)	1 (0.5)	0 (0)	4 (2.1)	11 (5.9)	4 (2.1)	2 (1.1)	124 (66.3)	11 (5.9)
分類ごと 合計	48 (25.7)			5 (2.7)			17 (9.1)			124 (66.3)	11 (5.9)

※（ ）内は有効回答事業者数に対する割合

「⑪その他」の主な回答

- (1) 日本水道協会に対し問題を提起し、協会を通じて国に対し新たな揚水規制等の法整備を要望している。(1件)
- (2) 水道水を地下水等の補給水として利用する水道利用者に対し、「届出の義務」「水質の適正管理」「固定費の負担」を求める制度を新設。固定費の負担に関しては、「現時点では料金体系そのもの見直しは対応策として適しない」という答申のもとで制度設計を行ったため、水道料金ではなく、負担金で対応している。(1件)
- (3) ○○市上下水道事業経営問題検討委員会では、地下水転換への対策案として、逡増度の緩和や大口設置者への基本水量制の導入などを検討案として確認した。現在は、この方針を踏まえて、大口需要者の地下水転換を抑制し、固定費をより安定的に回収する料金制度とするため、調査・研究を行っている。今後は、さらに地下水転換対策について、多角的な検討を進め、料金体系全体との整合を図りながら、次期料金改定時に合わせて実施したいと考えている。(1件)

- (4) 井水処理施設導入時に相談が事業者からあり、検討した結果計画している水道水の使用量が少なく、水質基準を満たす水道水の供給ができなくなることが懸念されたため、本管口径等から水質基準を満たす水道水が供給できる水量を算出し、その水量を最低使用していただくようお願いし、日ごとの井水及び水道水の使用データを、毎月送付してもらっている。あくまで、「使用のお願い」であり、かつ、ホテルであるため、使用量には季節ごと、曜日ごとに大きく変動があり、設定した水量を超える月がほとんどない月もある。なお、把握している他の案件は事業撤退してしまっている。(1件)
- (5) 地下水等利用専用水道設置者に届出を義務付けるよう水道条例を改正した。また、負担金の徴収や水道水の使用量を一定確保するための方策等について他市の導入事例を研究しながら検討する予定である。(1件)

【問13～問14は、問12で①から⑨を選択された方へのご質問です。】

問13 転換事業者の増加に対する対応策の導入もしくは検討した経緯について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をそれぞれお選びください。〔複数回答可〕

- ① 議会からの要望
- ② 給水収益の大幅な減少
- ③ 住民からの要望
- ④ その他（具体的にご記入ください。）

〔有効回答事業者数：55 有効回答総件数：82〕

項目	①	②	③	④
実施済み (問12の①④⑦)	6	27	2	10
実施予定 (問12の②⑤⑧)	0	10	0	3
検討したが、 実施予定無し (問12の③⑥⑨)	1	18	0	5
回答件数	7 (8.5)	55 (67.1)	2 (2.4)	18 (22.0)

※()内は、有効回答総件数に対する割合

「④その他」の主な回答

- (1) 料金改定等検討のための参考資料とするため。(4件)
- (2) 専用水道の導入目的など、情報を把握するため。(1件)
- (3) 外部有識者で構成する〇〇市上下水道事業経営審議委員会から意見書が提出されたため。(1件)
- (4) 平成23年度の制度新設に関しては、対象者の把握(届出)、水質維持の観点(水質の適正管理)、負担の公平性(固定費の負担)への対応のため。
また、平成27年度の企業向け意識調査は、〇〇水道ビジョン2025検討の参考とするため。(1件)
- (5) 業務用料金が、地下水の利用等により、減少傾向であるため、充実した保有水源を有効活用して業務用使用水量の拡大を促し、経営の安定化を図る必要があったため。(1件)
- (6) 基本計画検討委員会の提言を受けたため。(1件)

- (7) 企業長より、自己水源として井戸利用が出来ないか検討するよう指示があり、報告書作成時に転換事業者の対応策もまとめた。(1件)
- (8) 水道ビジョンに記載し、実施する予定である。(1件)
- (9) 転換事業者が増加した場合に備えるため。(1件)
- (10) 企業誘致の際の懸念材料となっているため。(1件)
- (11) 転換事業者は少なく経営に大きな影響は出ていないが、平成30年に料金改定を行い、平成34年にも料金改定を行う予定をしているため、リスクとして大口使用者の状況を把握しつつ改定率の検討を行っている。(1件)

問14 貴水道事業において導入もしくは検討された対応策とは、具体的にどのような内容ですか。

次のうち、あてはまる項目をそれぞれお選びください。〔複数回答可〕

- ① 個別需給給水契約制度 (※8)
- ② 逡増逡減併用型料金 (※9)
- ③ 固定費負担制度 (※10)
- ④ 条例による地下水の揚水規制
- ⑤ 大口使用者への訪問による水道料金PR
- ⑥ HPでの水道料金PR
- ⑦ その他 (具体的にご記入ください。)

[有効回答事業者数：55 有効回答総件数：96]

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
実施済み (問12の①④⑦)	9	6	2	0	10	4	15
実施予定 (問12の②⑤⑧)	4	5	2	0	3	1	1
検討したが、 実施予定無し (問12の③⑥⑨)	6	8	7	4	5	0	4
回答件数	19 (19.8)	19 (19.8)	11 (11.5)	4 (4.2)	18 (18.8)	5 (5.2)	20 (20.8)

※()内は、有効回答総件数に対する割合

「④その他」の主な回答

(1) 実施済み (問の①④⑦)

- ① 水道水を非常時の補給水として利用する専用水道事業者を対象に、補給水を給水するための将来に向けた建設投資資金の確保及び一般利用者との負担の公平性の確保のため、バックアップという新たなサービスに対する、給水契約の口径に応じた料金を賦課する任意契約の制度を導入した。(1件)
- ② 平成28年料金改定時に、50mm以上の口径の基本料金を25%程度に減額した。(1件)
- ③ 地下水からの転換による「水道利用加入金」の減額制度を導入した。(1件)
- ④ 水道を多量に利用することで水道料金を減額する大口水道利用者減額制度を制定した。(1件)
- ⑤ 水道需要者の協力義務、地下水転換しないように指導及び従わない場合の公表、並びに大口使用の料金

引き下げを行った。(1件)

- ⑥ 水道施設維持負担金制度を創設した。(既存の料金制度とは別に、「地下水等利用専用水道」を設置している方に対し、固定費である水道施設維持経費を新たに負担していただく制度)(1件)
- ⑦ 逓増度の緩和及び口径別料金体系を導入し、基本料金を増額した。(1件)
- ⑧ 従量料金の逓増度の緩和と最高単価の引き下げを行うとともに基本料金の引き上げを行った。(1件)
- ⑨ 従量料金の最高単価を引き下げることにより逓増度の緩和を図った。(1件)
- ⑩ 上水道の安全性・安定性のPRを行った。(1件)
- ⑪ 従量料金の最高単価を撤廃した。(1件)
- ⑫ 転換事業者への訪問活動を行った。(1件)
- ⑬ 水道水を地下水等の補給水として利用する水道利用者に対し、「届出の義務」「水質の適正管理」「固定費の負担」を求める制度を新設した。また、固定費の負担に関しては、「現時点では料金体系そのものの見直しは対応策として適しない」という答申のもとで制度設計を行ったため、水道料金ではなく、負担金で対応している。(1件)

(2) 実施予定(問12の②⑤⑧)

- ① 口径別料金体系への変更を予定(1件)

(3) 検討したが、実施予定無し(問12の③⑥⑨)

- ① 転入割制度(2件)
- ② 従量区分の最大量の単価の減額及び逓増率の抑制(1件)
- ③ 長期割引契約(1件)
- ④ バックアップ料金制度(1件)

【問15～問20は、問12で①、④、⑦を選択された方へのご質問です。】

問15 転換事業者の増加に対する対応策を検討開始した時から、実際の導入までの期間について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をそれぞれ〔1つだけ〕お選びください。

- ① 2年以上
- ② 1年以上～2年未満
- ③ 1年未満

[有効回答事業者数：24 有効回答総件数：34]

項目	①	②	③
回答件数	12 (35.3)	15 (44.1)	7 (20.6)

※()内は、有効回答総件数に対する割合 (他、未回答が1件)

問 16 転換事業者の増加に対する対応策の導入時期について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をそれぞれ〔1つだけ〕お選びください。

- ① 平成 19 年度以前
- ② 平成 20 年度～24 年度
- ③ 平成 25 年度
- ④ 平成 26 年度
- ⑤ 平成 27 年度
- ⑥ 平成 28 年度
- ⑦ 平成 29 年度

[有効回答事業者数：23 有効回答総件数：33]

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
回 答 件 数	5 (15.2)	10 (30.3)	3 (9.1)	1 (3.0)	1 (3.0)	5 (15.2)	8 (24.2)

※()内は、有効回答総件数に対する割合 (他、未回答が 2 件)

問 17 平成 20 年度以降の貴水道事業における転換事業者増加に対する対応策導入効果について、業種別の回帰件数、回帰によって増加した 1 年あたりの水道使用量 (推定量)、推定増収額 (※ 2) をご記入ください。その他の転換件数が 1 件以上の方は、その業種について具体的にご記入ください。

業種別の回帰件数

[有効回答事業者数：13 有効回答総件数：63]

業 種	件数	割合	業 種	件数	割合
病 院	15	23.8%	教 育 施 設	4	6.3%
販 売 業	11	17.5%	サ ー ビ ス 業 (スポーツ施設等)	3	4.8%
ホ テ ル ・ 旅 館	7	11.1%	事 務 所 ・ ビ ル	1	1.6%
製 造 業 (食品含む)	4	6.3%	そ の 他	18	28.6%

※「割合」は有効回答総件数に対する割合 (他、未回答が 17 件)

「その他」の主な回答

- (1) 福祉施設 (7 件)
- (2) 公共施設 (行政機関、刑務所) (2 件)
- (3) 列車車輛整備工場 (1 件)
- (4) 造園業 (1 件)
- (5) 養豚場 (1 件)
- (6) 農園 (1 件)

増加した合計水道使用量（年間推定量）

[有効回答事業者数：12]

区 分	2千m ³ 未満	2千m ³ 以上 1万m ³ 未満	1万m ³ 以上 10万m ³ 未満	10万m ³ 以上 100万m ³ 未満	100万m ³ 以上
事業者数	0 (0)	1 (8.3)	7 (58.4)	4 (33.3)	0 (0)

※()内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が18件）

合計推定増収額（年間）

[有効回答事業者数：12]

区 分	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上
事業者数	5 (41.7)	7 (58.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※()内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が18件）

(参考) 給水収益に対する増収額の割合

[有効回答事業者数：12]

区 分	0.1%未満	0.1%以上 0.5%未満	0.5%以上 1.0%未満	1.0%以上 2.0%未満	2.0%以上 5.0%未満	5.0%以上
事業者数	4 (33.3)	6 (50.0)	2 (16.7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※()内は有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が18件）

問18 対応策導入にあたって、法的に何らかの整理はされましたか。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

①を選択された方は、法的な課題の内容と対応策について具体的にご記入ください。（記載例：制度検討の際に現行法などに抵触しないか弁護士などの専門家にアドバイスを受けた 等）

- ① 法的に何らかの整理をした。
- ② 法的な整理はしていない。

[有効回答事業者数：28]

項 目	①	②
事業者数	6 (21.4)	22 (78.6)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が2件）

「①法的に何らかの整理をした。」の主な内容

- (1) 減額の根拠や要綱制定等を、法規の所管課と整理した。(2件)
- (2) 負担金制度の創設の妥当性（水道法改正趣旨との整合性）や法的性質、対象者の妥当性、負担金算定方法の妥当性等について、弁護士等の専門家にアドバイスを受けた。(1件)
- (3) 弁護士などの専門家にアドバイスを受けた。(1件)
- (4) 記載がなかったため条例と施行規程を一部改正した。(1件)
- (5) 上下水道事業に関する経営アドバイザーに意見を伺う等により公平性の観点については個別受給給水契約を個々に結ぶことによって制度の正当性が図られる旨を確認した。また、今回の制度は試行的措置の位置付けであり、次回の料金改定の単価設定において料金体系を含めた全体的な検討材料として利用できるものと考えている。(1件)

問 19 貴水道事業において検討された対応策導入にあたり、議会や回帰事業者等への説明で工夫した点をご記入ください。

議会や回帰事業者等への説明で工夫した点

- (1) 地下水利用については課題として認識しているものの、現行法上は違反ではないこと(1件)
- (2) 他都市にて地下水利用者を対象に課している負担金については、〇〇市としては水道法第14条に抵触することが懸念されるため、現状では導入は困難と考えていること(1件)
- (3) 料金体系の見直しについては、社会情勢や経営環境を見極めながら慎重に検討していく考えであること(1件)
- (4) 制度の創設に関して市民意見(パブリックコメント)を募集、及び制度対象者への個別説明の実施したこと(1件)
- (5) フェイストゥフェイスの関係を大切にしたこと(1件)
- (6) 対象となる使用者の件数は少ないが、使用水量の9.2%を占める使用者が対象であること、平常時の基準水量以上の使用では格安で供給する一方、渇水時等の非常時には、使用抑制が期待できるメリットのこと(1件)
- (7) 地下水利用事業者へ個別需給給水契約制度のメリットを十分に理解してもらうことで、水道への回帰に至ったこと(1件)
- (8) 大量使用者と一般使用者の負担の適正化として説明したこと(1件)
- (9) 議会、回帰事業者等へ直接的な説明はなく、パンフレットやホームページを活用し、分かりやすい周知したこと(1件)
- (10) 現状では回帰に至っていないこと(1件)
- (11) 給水管口径が大きくなるに従い、基本料金が大幅に高くなっているが、従量料金の逡増度を緩和したことで、多量使用者の改定率は平均改定率よりも低くなっており、大口使用者に対して一定の配慮をしていること(1件)
- (12) 特に工夫はなく、この施策が水道財政の健全性を確保するため必要であることを強調した。(1件)
- (13) 料金改定による値下げと特別料金制度の新設により、収入減を心配する声があったが、平成28年度の水道使用量を「基準水量」とし、超えた部分のみを特別料金とすることで平成28年度分の収益を確保し、減収幅を抑えること(1件)
- (14) 事業者へ訪問し丁寧な説明を行ったこと(1件)
- (15) 料金引き下げを上下水道事業運営審議会に対し諮問、回答を得た後に議会に対して説明を行ったこと
また、地下水専用水道利用者に対して、直接訪問し本制度の説明と水道への回帰をお願いしたこと
さらに、本制度を導入するにあたり、大口水道事業者との意見交換会を実施したこと(1件)
- (16) 大口利用者を対象とする逡減制料金制度は、一般需要家への高負担となることから、導入を差し控え従来の逡増度の抑制に留め、上水道の安定供給を発信、説明するのみとしたこと(1件)
- (17) 条例ではなく要綱制定であり、議会の議決は要さないが議員全員に説明を行ったこと(1件)
- (18) 逡増型の料金体系では、大口需要家の専用水道移行により財政悪化が避けられず、一般家庭を含めた全体的な料金の値上げに繋がる可能性があることを説明し、早期に逡増逡減型の料金体系への改定し大口需要家が水道に留まるための施策を施行することの必要性を説いたこと(1件)

問 20 貴水道事業において検討された対応策導入にあたり、転換事業者への誘致（PR）で工夫した点や回帰に奏功したと思われる取組みをご記入ください。

＜問 26 へお進みください。＞

転換事業者への誘致で工夫した点や回帰に奏功したと思われる取組みの主な内容

- (1) 広報紙の掲載、チラシの配架、企業訪問等の実施したこと(1件)
- (2) 転換事業者への訪問活動において、リース契約期間の終了が近い時期に訪問したこと(1件)
- (3) 制度対象者への個別説明の実施したこと(1件)
- (4) 定期的な水道使用量確認作業により、使用水量に大きな変化が見られた利用者やアンケート等により地下水設備の更新等のタイミングを見計らって、現地調査、事情聴取を行い、地下水設備の改修、計画使用水量の見直しを求めるとともに、上水回帰を奨励していること(1件)
- (5) 料金の面では地下水の方が割安であるため、水道水の安全性や安定性のPRを行ったこと。(1件)
- (6) 対象となる利用者に対して、パンフレットの送付だけでなく訪問し、制度の趣旨と共に基準水量以上の使用料金は破格の料金設定となっている点をアピールして勧誘を行ったこと(1件)
- (7) 個別需給給水契約制度の対象となる大口利用者へ、戸別訪問やパンフレット送付など積極的な営業活動を行ったこと(1件)
- (8) 上下水道事業経営審議会委員でもある病院関係者や工業関係の組合の役員に対し、丁寧な説明に努めたこと(1件)
- (9) 地下水利用者への個別訪問説明を実施し、理解を得るとともに水道への回帰を要請したこと(1件)
- (10) 地下水転換事業者に対する訪問アンケート調査を実施したが、担当者レベルではアポイントメントの取り付けも困難であり、事業管理者を筆頭とした、管理職職員による直接訪問による対応を行ったこと
また、アンケート調査の回答内容や訪問時の聞き取りにより、リース契約に伴う制約事項や、1㎡当たりの単価等、貴重な意見を収集することができ、制度内容の検討に大いに活用ができたこと(1件)
- (11) 水道水の安全性や水道事業のPRしたこと(1件)
- (12) 転換前の負担額と転換後の負担額をシュミレーションで金額を提示したこと(1件)
- (13) 大口需要家への料金改定の趣旨説明、『水道料金値下げのお知らせ』配布、HPへの掲載等を行ったこと(1件)

【問 21 は、問 12 で②、⑤、⑧を選択された方へのご質問です。】

問 21 転換事業者の増加に対する対応策を検討開始した時から、導入予定までの期間について、お尋ねします。
次のうち、あてはまる項目をそれぞれ〔1つだけ〕お選びください。

- ① 2年以上
- ② 1年以上～2年未満
- ③ 1年未満

＜問 26 へお進みください。＞

[有効回答事業者数：9 有効回答総件数：12]

項 目	①	②	③
回 答 件 数	9 (75.0)	2 (16.7)	1 (8.3)

※()内は、有効回答総件数に対する割合

【問 22 は、問 12 で③、⑥、⑨を選択された方へのご質問です。】

問 22 転換事業者の増加に対する対応策を実施しない理由について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をそれぞれお選びください。〔複数回答可〕

- ① 議会の議決が得られないため（その理由について具体的にご記入ください。）
- ② 現状にあった対応策が無いため（その理由について具体的にご記入ください。）
- ③ 対応策を実施する人員を確保できないため
- ④ 対応策を実施する所管が明確でないため
- ⑤ 対応策を実施するための他部署との連携を取ることができないため
- ⑥ その他（具体的にご記入ください。）

＜問 26 へお進みください。＞

[有効回答事業者数：18 有効回答総件数：26]

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥
回答件数	0 (0)	9 (34.7)	1 (3.8)	2 (7.7)	1 (3.8)	13 (50.0)

※()内は、有効回答総件数に対する割合

「②現状にあった対応策が無い」についての具体的理由

- (1) ○○市における大口需要家は規模が小さく、検討した対応策では効果が見込まれないと判断したため。(1 件)
- (2) 水道料金に関する対応策を検討したが、○○市の水道料金水準は比較的高く、地下水利用コストの低下に対抗できる有効な対応策の導入には至らなかったため。(1 件)
- (3) 転換事業者の有無について把握することが難しく、また現状では把握している事業所の件数も少ないことから、対応策の検討を行わなかったため。(1 件)
- (4) 次期料金改定に向け、大口使用者の固定費負担が適正なものとなるように、固定費の配分方法の変更を主眼として新たな料金体系の検討を進めているが、一定の給水収益を確保しながら大口使用者の地下水利用を抑制させ、さらに一般使用者の負担増を極力抑える最適な料金体系の構築に至っていないため。(1 件)
- (5) 転換事業者や水道事業者双方にとってメリットがあることが重要であるため、逡減率を大幅に設定できず、その結果、転換事業者側からすれば、井水コストが安価となり、回帰に消極的になるため。(1 件)
- (6) 多少使用のお客さまに対する逡増制の見直しは平成 27 年度に実施済みのため。(1 件)
- (7) 近隣市において、類似する事例がなく○○市独自での実施が困難であるため。(1 件)
- (8) 根拠となる上位法がないため。(1 件)

「⑥その他」の主な回答

- (1) 対応策導入の同時に行う必要のある、料金改定のための準備が十分に出来ていなかったため。(1 件)
- (2) さらなる現状の分析・対応策の検討が必要と考えているため。(1 件)
- (3) 対応策実施に伴う逡取予想額が想定より多かったため。(1 件)
- (4) 平成 25 年度に大手製造業者による地下水転換があり、料金逡取分の代替収入策について調査研究を行ったものの、その後の地下水転換に関する目立った動きは無かったことから、具体的な検討は見送ったため。(1 件)
- (5) 地下水保全協議会への取組を検討したが、利害関係が著しく、実現しないため。(1 件)
- (6) 水道への回帰及び利益確保の観点から担当課（営業課）は、大口使用者又は地下水利用者に対しての新たな水道料金案を策定したが、利益確保のためには費用削減を最優先に行うとの理由で現時点においては時

- 期尚早との判断がされたため。(1件)
- (7) 平成35年度に予定している料金改定にあわせて実施予定のため。(1件)
- (8) 転換事業者が増加せず、逆に地下水の利用を取りやめたところがあったため。(1件)
- (9) 当初の想定より影響が限定的であったため。(1件)
- (10) 市内の産業振興への影響が危惧されるため。(1件)
- (11) 料金改定により一定の収入が確保できたため。(1件)
- (12) 他の水道事業体の対応策を参考に、効果的な対応策を研究・検討中であるため。(1件)
- (13) 対応策を検討する所管、実施する所管が明確でないため。(地下水等専用水道対策を行っている多くの水道事業体は、企画部署や経営部署が所管となっているが、〇〇市では所管が明確になっていない) (1件)

【問23と問24は、問4で②を選択された方へのご質問です。】

問23 貴水道事業において、転換事業者の有無を、どのような方法で把握していますか。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 大口使用者に対するアンケート、訪問等による調査
- ② 専用水道設置の申請先(都道府県、保健所設置の市等)からの情報提供
- ③ 転換事業者の水道の使用量の変化
- ④ 転換事業者による給水装置の改造工事申請
- ⑤ 地下水利用専用水道への転換(又は転換予定)事業者からの相談等
- ⑥ その他(具体的にご記入ください。)

[有効回答事業者数：74 有効回答総件数：122]

項目	①	②	③	④	⑤	⑥
回答件数	0 (0)	33 (44.6)	18 (24.3)	34 (45.9)	22 (29.7)	15 (20.3)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合(他、未回答が2件)

「その他」の主な回答

- (1) 条例により地下水の採取が規制されているため。(3件)
- (2) 専用水道の利用者が存在しないため。(2件)
- (3) 担当課からの情報提供(2件)
- (4) 専用水道転換時の届出(1件)
- (5) 専用水道設置事業者への定期的な立入検査を実施(1件)
- (6) 水道法第32条の規定に基づく申請がないため。(1件)
- (7) 自己申告(1件)
- (8) 事業計画時点での事業用水検討調査で上水道料金を調査した結果、料金が高く当初から地下水を選択するため、途中での転換は無いため。(1件)
- (9) 県のHPで確認(1件)
- (10) 使用水量の変化(増減)により、訪問等による調査を実施(1件)
- (11) 専用水道の事務処理をH25.4より行っており、専用水道設置者からの申請(1件)

問 24 貴水道事業において転換事業者が無い理由として、どのような理由が考えられますか。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 従来から水道料金の水準が低く、水道利用の方が地下水利用専用水道への転換よりも有利だから。
- ② 従来から、給水区域内は、地下水について法令・条例等（※11）により揚水規制されているから。
- ③ 従来から大口使用者（※1）に対して水道利用のPR等を行ってきたから。
- ④ 大口使用者（※1）が存在しないから。
- ⑤ 地下水の水質が良くない等水質に問題がある、または不安があるから。
- ⑥ 地下水の水量が豊富でない、または、不安定だから。
- ⑦ その他（具体的にご記入ください。）

＜問 26 へお進みください。＞

〔有効回答事業者数：75 有効回答総件数：97〕

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
回答件数	24 (32.0)	11 (14.7)	7 (9.3)	4 (5.3)	11 (14.7)	22 (29.3)	18 (24.0)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が1件）

「その他」の主な回答

- (1) 理由は不明（5件）
- (2) 当初から地下水利用専用水道で使用しているため。（4件）
- (3) 大口使用者が少ないため。（2件）
- (4) 条例により地下水の採取が規制されているため。（2件）
- (5) 地下水を浄水管理する手間が必要なので移行しないため。（1件）
- (6) 給水区域内において地下水を利用しているのは一部地域しかなく、その地域には事業者が存在しないため。（1件）
- (7) 水源が豊富等の理由により、当初から飲料用など少量しか水道水を利用せず、地下水利用専用水道へ切り替える可能性が低いため。（1件）
- (8) 水道料金の従量料金単価が低水準なため。
- (9) 転換後のことを含め、水道利用の方が、管理面等（水質悪化・漏水・設備管理等）において有利と考えられるため。（1件）
- (10) 工業用水（県）が存在するため。（1件）

【問 25 は、問 4 で③を選択された方へのご質問です。】

問 25 貴水道事業において転換事業者の有無を把握していない理由として、どのような理由が考えられますか。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 現在の経営状態が良好であるため、把握する必要性を感じていない。
- ② 転換事業者の多い都市とは条件が異なるため、転換事業者による影響はないか、あっても小さいと判断している。
- ③ 大口使用者の使用水量が減少していないため、把握する必要性を感じていない。
- ④ 給水収益が減少していないため、把握する必要性を感じていない。
- ⑤ 把握する必要性は感じているが、人手不足のため検討に至っていない。
- ⑥ 把握する必要性は感じているが、把握する有効な手段が見当たらない。
- ⑦ その他（具体的にご記入ください。）

<次の問 26 へお進みください。>

〔有効回答事業者数：134 有効回答総件数：182〕

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
回答件数	8 (6.0)	44 (32.8)	24 (17.9)	12 (9.0)	21 (15.7)	59 (44.0)	14 (10.4)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が8件）

「その他」の主な回答

- (1) 地形的に地下水の湧出量が少なく、転換事業者がないと思われるため。(2件)
- (2) 必要性を感じていないため。(1件)
- (3) 把握する有効な手段が見当たらないため。(1件)
- (4) 把握できる仕組みが確立されていないため。(使用水量の増減によりその都度問合せする方法をとっている。(1件)
- (5) 県条例により新たな井戸の利用が制限されているため。(1件)
- (6) 転換の実態があるとした場合、近年における転換よりも、過去数十年前から既に転換している事業体のほうが多数と考えられるため。(1件)
- (7) 給水装置工事申込が提出されない場合、把握する手段がないため。(1件)
- (8) 把握する手段はあるが、一部の専用水道設置者には、改正法施行時において既設であるため、設置当初の状況が、申請書類の中ではわからない。(1件)
- (9) 給水収益および使用水量が減少傾向にあるが、大口使用者および転換事業者による影響でないと判断しているため。(1件)
- (10) ○○市は地下水が豊富な地域が多く、多くの場合、新規の利用者は地下水と水道水を比較検討し選択している。このため、収益に大きな影響を与える規模の地下水への転換はみられないため。(1件)
- (11) 大口使用者が存在しないため。(1件)

【問 26 から問 31 は、調査対象者全員への共通のご質問です。】

問 26 貴水道事業における直近の料金改定時期（※12）について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 平成 19 年度以前
- ② 平成 20 年度～24 年度
- ③ 平成 25 年度
- ④ 平成 26 年度
- ⑤ 平成 27 年度
- ⑥ 平成 28 年度
- ⑦ 平成 29 年度

[有効回答事業者数：401]

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
事業者数	174 (43.4)	99 (24.7)	15 (3.7)	48 (12.0)	18 (4.5)	20 (5.0)	27 (6.7)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が 8 件）

問 27 貴水道事業において、直近の料金改定時（※12）に転換事業者対策に係る検討の有無について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 検討し、導入した。
- ② 検討し、導入しなかった。
- ③ 検討していない。
- ④ 不明

[有効回答事業者数：404]

項 目	①	②	③	④
事業者数	29 (7.2)	7 (1.7)	292 (72.3)	76 (18.8)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が 5 件）

問 28 現在までに、貴水道事業において、地下水利用専用水道のほかに上水道から転換した大口使用者（※1）について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 工業用水道への転換
- ② 再生水への転換
- ③ 該当なし
- ④ 不明
- ⑤ その他（具体的にご記入ください。）

〔有効回答事業者数：406 有効回答総件数：418〕

項 目	①	②	③	④	⑤
事 業 者 数	40 (9.9)	16 (3.9)	152 (37.4)	205 (50.5)	5 (1.2)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が3件）

「④その他」の主な回答

- (1) 専用水道扱いにはならない大口の地下水転換(1件)
- (2) 大型商業施設における下水の再利用(1件)
- (3) 工業用水道から上水道への転用(1件)
- (4) 既存水道から地下水に転換した商業用水道(1件)
- (5) 雨水利用(1件)

問 29 日本水道協会発行「地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案」（平成21年5月）について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 認知している。
- ② このアンケートを機に認知した。
- ③ 認知していない。

〔有効回答事業者数：404〕

項 目	①	②	③
事 業 者 数	121 (30.0)	186 (46.0)	97 (24.0)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が5件）

問30 転換事業者対策について、国に対して望む施策等についてお尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 水質管理の徹底や立入検査等の行政指導を実施できる指針等の明示（※13）
- ② 新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制についての法整備（※13）
- ③ 専用水道設置者等に一定の負担を求めることができる仕組みの創設等、地下水利用に係る新たな施策の検討（※13）
- ④ ない
- ⑤ その他（具体的にご記入ください。）

〔有効回答事業者数：403 有効回答総件数：631〕

項 目	①	②	③	④	⑤
回 答 件 数	126 (31.3)	186 (46.2)	190 (47.1)	125 (31.0)	4 (1.0)

※()内は、有効回答事業者数に対する割合（他、未回答が6件）

「④その他」の主な回答

- (1) 地下水利用者への水量による課税を望む。(1件)
- (2) 専用水道の設置規制については、地盤沈下等の問題を含め、環境行政として対応すべきである。(1件)
- (3) 転換減免額に対する補助金及び交付金等の措置を望む。(1件)
- (4) 水道施設の更新・耐震化補助事業の拡大や採択要件の緩和を望む。(1件)

問31 転換事業者対策について、日本水道協会に対して望むこと等をご記入ください。

- (1) 転換事業者に対する行政指導を行うことができる指針、揚水規制及び専用水道設置者等に一定の負担を求めることができる仕組みの創設や法整備に関する国への働きかけ(15件)
- (2) 地下水転換対策を実施している水道事業者の事例紹介及び実施効果の情報提供(13件)
- (3) 地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方等についての研修会の開催(2件)
- (4) 専用水道設置者等に一定の負担を求めることができる仕組みの創設の検討について、全国の水道事業者において統一的に導入が図れるような仕組みについての検討(1件)
- (5) 100%地下水利用（自己水源）でのリスク及び水道の安全性（量、水質等）を活用することの優位性の啓発(1件)
- (6) 地下水が豊富な地域では、企業による安価な地下水への水源転換政策を抑制することは不可能であると認識している。地下水は、地域の公有資源であるという認識と法整備により、それにより享受した利益を地域に還元するという仕組みや、取り組んだ企業に対して協会が強く、広く広報して、ブランド力がアップするなど、企業にとって魅力的な施策の推進(1件)
- (7) 地下水利用専用水道が、地盤沈下などを引き起こす危険があることの周知、PR(1件)

- ※1 「大口使用者」は、各水道事業体において定義している場合はその基準により、定義していない場合は目安として「月に1,800 m³以上使用する使用者」（注）として回答
（注）「地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案」（平成21年5月）にて、「使用水量が概ね日量60 m³以上の大口使用者が地下水利用専用水道への転換を図る可能性がある」としていることから設定
- ※2 税抜き、年額で、平成29年度末時点の料金表を適用して算出（平成29年度給水収益に対する推定減収割合の算出に用いるため、転換の年度に関わらず、平成29年度末時点の料金表を適用して算出）
- ※3 水道使用量及び水道料金の額については、事業年度に関わらず、転換の前後で把握している任意の1年間の実績値
- ※4 業種は、「販売業（デパート等）」、「ホテル・旅館」、「病院」、「製造業（食品含む）」、「サービス業（スポーツ施設等）」、「事務所・ビル」、「教育施設」、「その他」から選択
- ※5 転換事業者が1事業者のみの場合は、「最も少なかった事業者」及び「最も多かった事業者」の両方の回答欄に回答
- ※6 各水道事業では作成せず、各水道事業を含める都道府県等で作成している場合等は、「①ある。」を回答
- ※7 ④～⑥の「地下水の揚水規制に関する対応策」は、近年に「転換事業者の増加対策を主目的として検討されたもの」に限定し、その他の、従前からある地盤沈下対策等を主目的とした揚水規制等は、④～⑥の「対応策」に含まない。
- ※8 「個別需給給水契約制度」とは、主に大口使用者を対象に、一定の条件の下に料金負担の軽減を図る制度のことであり、前年の最大使用水量を基準として、それを上回った分については低額の料金単価を適用する一方、渇水時などには従来の最高単価よりも高額の単価を適用するという例などがある。
- ※9 「逡増逡減併用型料金」とは、高位の水量区分の従量料金単価について、それより低位の水量区分の従量料金単価より低く設定するもので、全体としては逡増型の料金体系を維持しつつ、一部逡減型の要素を取り入れている料金体系のことである。
- ※10 「固定費負担制度」とは、水道水を非常時の補給水として利用している場合、補給水を給水するための整備等の費用を適正に負担してもらえないため、補給水として水道の使用を希望する水量に基づき係る費用を負担してもらう制度
- ※11 ②の「法令・条例等」は、地下水の揚水規制に関するものに限定し、その他の条例等については、「⑦その他」を回答
- ※12 消費税率改定に伴う増税分のみの料金改定は含まない。
- ※13 平成29年度会員提出問題から抜粋

○地下水関係条例一覧

※ 条例の内容

- ① 地下水採取に対する規制あり
- ② 水源地域保全のための規制あり
- ③ 水質保全のための規制あり
- ④ その他(上記以外のもの)

2018年8月現在

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
1	北海道	—	—	北海道水資源の保全に関する条例	H24.04	②④
2	北海道	—	—	北海道公害防止条例	S46.10	①③④
3	青森県	—	—	青森県公害防止条例	S47.03	③④
4	岩手県	—	—	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	H13.12	③④
5	岩手県	—	—	岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例	H10.03	④
6	岩手県	—	—	岩手県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する基本条例	H15.10	④
7	岩手県	—	—	いわての水を守り育てる条例	H20.12	④
8	宮城県	—	—	宮城県公害防止条例	H08.01	①③④
9	宮城県	—	—	ふるさと宮城の水循環保全条例	H16.06	②④
10	秋田県	—	—	秋田県水源森林地域の保全に関する条例	H26.04	②④
11	秋田県	—	—	秋田県公害防止条例	S46.10	③
12	秋田県	—	—	秋田県環境基本条例	H9.12	④
13	山形県	—	—	山形県生活環境の保全等に関する条例	S45.07	③④
14	山形県	—	—	山形県地下水の採取の適正化に関する条例	S51.03	①④
15	山形県	—	—	山形県水資源保全条例	H25.03	②④
16	福島県	—	—	福島県生活環境の保全等に関する条例	H08.07	①③④
17	茨城県	—	—	茨城県地下水の採取の適正化に関する条例	S51.12	①④
18	茨城県	—	—	茨城県生活環境の保全等に関する条例	H17.03	①③④
19	茨城県	—	—	茨城県水源地域保全条例	H24.10	②④
20	茨城県	—	—	茨城県安全な飲料水の確保に関する条例	S55.10	③④
21	栃木県	—	—	栃木県生活環境の保全等に関する条例	H16.10	①③④
22	栃木県	—	—	栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例	S49.03	②④
23	群馬県	—	—	群馬県水源地域保全条例	H24.06	②④
24	群馬県	—	—	群馬県の生活環境を保全する条例	H12.10	①③④
25	埼玉県	—	—	埼玉県生活環境保全条例	H14.04	①③④
26	埼玉県	—	—	埼玉県水源地域保全条例	H24.04	②④
27	千葉県	—	—	千葉県環境保全条例	H07.03	①③④
28	東京都	—	—	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	H13.04	①③④
29	神奈川県	—	—	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	H10.04	①③④
30	新潟県	—	—	新潟県水源地域の保全に関する条例	H26.03	②④
31	新潟県	—	—	新潟県生活環境の保全等に関する条例	S46.12	①③④
32	富山県	—	—	富山県地下水の採取に関する条例	S51.03	①④
33	富山県	—	—	富山県水源地域保全条例	H25.03	②④
34	富山県	—	—	富山県公害防止条例	S45.06	③④
35	石川県	—	—	石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例	H25.03	②④
36	石川県	—	—	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H16.03	①③④
37	福井県	—	—	福井県水源涵養地域保全条例	H25.03	①②④
38	福井県	—	—	福井県公害防止条例	H08.3	①③④
39	山梨県	—	—	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例	H24.12	①②④
40	山梨県	—	—	山梨県生活環境の保全に関する条例	S50.07	③④
41	長野県	—	—	長野県豊かな水資源の保全に関する条例	H25.03	②④
42	長野県	—	—	長野県水環境保全条例	H4.03	②④

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
43	長野県	—	—	長野県自然環境保全条例	S46.07	④
44	岐阜県	—	—	岐阜県水源地域保全条例	H25.03	②④
45	岐阜県	—	—	岐阜県公害防止条例	S43.12	③
46	静岡県	—	—	静岡県生活環境の保全等に関する条例	H10.12	③④
47	静岡県	—	—	静岡県地下水の採取に関する条例	S52.08	①④
48	愛知県	—	—	県民の生活環境の保全等に関する条例	H15.10	①③④
49	三重県	—	—	三重県水源地域の保全に関する条例	H27.07	②④
50	三重県	—	—	三重県生活環境の保全に関する条例	H13.03	①③④
51	滋賀県	—	—	滋賀県水源森林地域保全条例	H27.04	②④
52	滋賀県	—	—	滋賀県公害防止条例	S47.12	③④
53	京都府	—	—	京都府環境を守り育てる条例	H07.12	③④
54	大阪府	—	—	大阪府生活環境の保全等に関する条例	S46.09	①③④
55	兵庫県	—	—	環境の保全と創造に関する条例	H7.07	③④
56	奈良県	—	—	奈良県生活環境保全条例	H8.12	③④
57	和歌山県	—	—	和歌山県公害防止条例	S46.07	③④
58	鳥取県	—	—	鳥取県公害防止条例	S46.10	③④
59	鳥取県	—	—	とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例	H24.12	①④
60	島根県	—	—	島根県環境基本条例	H9.10	④
61	岡山県	—	—	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	H13.12	③④
62	広島県	—	—	広島県生活環境の保全等に関する条例	H15.10	③④
63	山口県	—	—	山口県公害防止条例	S46.10	①③④
64	徳島県	—	—	徳島県豊かな森林を守る条例	H26.04	①②④
65	徳島県	—	—	徳島県生活環境保全条例	H17.03	①③④
66	香川県	—	—	ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例	H14.04	④
67	香川県	—	—	香川県生活環境の保全に関する条例	S46.03	①③④
68	香川県	—	—	香川県環境基本条例	H7.3	④
69	愛媛県	—	—	愛媛県公害防止条例	S44.10	③④
70	高知県	—	—	高知県公害防止条例	S45.04	③④
71	福岡県	—	—	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	H14.12	③④
72	佐賀県	—	—	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	H14.10	①③④
73	長崎県	—	—	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例	H20.03	③④
74	熊本県	—	—	熊本県地下水保全条例	S53.12	①②③④
75	熊本県	—	—	熊本県生活環境の保全等に関する条例	S44.04	③④
76	大分県	—	—	大分県生活環境の保全等に関する条例	H11.12	③④
77	宮崎県	—	—	宮崎県水源地域保全条例	H26.03	②④
78	宮崎県	—	—	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例	H17.03	③④
79	鹿児島県	—	—	鹿児島県公害防止条例	S46.10	③④
80	沖縄県	—	—	沖縄県環境基本条例	H12.3	④
81	北海道	札幌市	—	札幌市生活環境の確保に関する条例	H14.03	①③④
82	北海道	札幌市	—	札幌市環境基本条例	H07.12	④
83	宮城県	仙台市	—	仙台市公害防止条例	H08.04	③④
84	埼玉県	さいたま市	—	さいたま市生活環境の保全に関する条例	H21.04	①③④
85	千葉県	千葉市	—	千葉市環境基本条例	H6.12	④
86	千葉県	千葉市	—	千葉市環境保全条例	H07.10	①③④
87	神奈川県	横浜市	—	横浜市生活環境の保全等に関する条例	H15.04	①③④

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
88	神奈川県	横浜市	—	横浜市水のふるさと道志の森基金条例	H18.03	②④
89	神奈川県	川崎市	—	川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	H7.3	④
90	神奈川県	川崎市	—	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	H12.12	①③④
91	神奈川県	相模原市	—	相模原市環境保全に関する条例	S47.09	④
92	新潟県	新潟市	—	新潟市生活環境の保全等に関する条例	H09.12	①③④
93	新潟県	新潟市	—	新潟市自家用天然ガス採取規制条例	S44.10	④
94	静岡県	静岡市	—	静岡市清流条例	H18.07	②③④
95	静岡県	静岡市	—	静岡市環境基本条例	H16.04	④
96	静岡県	浜松市	—	浜松市川や湖を守る条例	H20.06	③④
97	静岡県	浜松市	—	浜松市旧細江地域自治区及び旧三ヶ日地域自治区地下水の採取の適正化に関する条例	H17.06	①④
98	愛知県	名古屋市	—	緑のまちづくり条例	H17.03	②④
99	愛知県	名古屋市	—	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	H15.10	①③④
100	兵庫県	神戸市	—	神戸市民の環境をまもる条例	H6.03	①④
101	兵庫県	神戸市	—	神戸市水道条例	H26.04	①④
102	岡山県	岡山市	—	岡山市環境保全条例	H12.03	③④
103	広島県	広島市	—	広島市環境の保全及び創造に関する基本条例	H11.03	②③④
104	福岡県	北九州市	—	北九州市公害防止条例	S46.10	③④
105	熊本県	熊本市	—	熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例	H01.03	②④
106	熊本県	熊本市	—	熊本市地下水保全条例	S53.04	①③④
107	熊本県	熊本市	—	熊本市公害防止条例	S48.10	③④
108	北海道	—	釧路市	釧路市環境基本条例	H17.10	④
109	北海道	—	帯広市	帯広市公害防止条例	H10.03	③④
110	北海道	—	帯広市	帯広市環境基本条例	H08.12	④
111	北海道	—	北見市	北見市環境基本条例	H18.12	③④
112	北海道	—	岩見沢市	岩見沢市公害防止条例	S49.04	③④
113	北海道	—	苫小牧市	苫小牧市公害防止条例	S47.03	③④
114	北海道	—	稚内市	稚内市環境保全基本条例	H15.03	④
115	北海道	—	千歳市	千歳市環境基本条例	H10.06	②③④
116	北海道	—	登別市	登別市公害防止条例	S48.07	③④
117	北海道	—	登別市	登別市環境基本条例	H12.03	②③④
118	北海道	—	恵庭市	恵庭市公害防止条例	S48.12	①③④
119	北海道	—	恵庭市	恵庭市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H11.04	③④
120	北海道	—	石狩市	石狩市公害防止条例	S48.03	③④
121	北海道	—	北斗市	北斗市公害防止条例	H18.02	③④
122	北海道	—	新篠津村	新篠津村揚水機場管理条例	H27.03	①④
123	北海道	—	福島町	福島町公害防止条例	S50.06	③④
124	北海道	—	長万部町	長万部町公害防止条例	S49.10	③④
125	北海道	—	蘭越町	蘭越町環境基本条例	H14.03	④
126	北海道	—	二セコ町	二セコ町水道水源保護条例	H23.05	②④
127	北海道	—	二セコ町	二セコ町地下水保全条例	H23.03	①④
128	北海道	—	真狩村	真狩村地下水保全条例	H26.03	①④
129	北海道	—	京極町	京極町水資源保全条例	H25.03	①③④
130	北海道	—	余市町	余市町水道水源保護条例	H9.03	②③④
131	北海道	—	余市町	余市町公害防止条例	S52.08	③④
132	北海道	—	新十津川町	新十津川町環境基本条例	H21.03	③

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
133	北海道	—	東川町	美しい東川の風景を守り育てる条例	H14.01	①②③④
134	北海道	—	下川町	下川町環境保全条例	S48.06	③④
135	北海道	—	小平町	小平町環境保全林の設置及び管理に関する条例	H10.01	②④
136	北海道	—	羽幌町	羽幌町環境保全条例	H18.03	④
137	北海道	—	中頓別町	中頓別町環境基本条例	H21.06	④
138	北海道	—	遠軽町	遠軽町環境保全条例	H17.10	①③④
139	北海道	—	遠軽町	遠軽町環境基本条例	H17.10	④
140	北海道	—	豊浦町	豊浦町公害防止条例	S48.07	③④
141	北海道	—	白老町	白老町環境基本条例	H16.09	④
142	北海道	—	厚真町	厚真町環境基本条例	H13.03	④
143	北海道	—	洞爺湖町	洞爺湖町公害防止条例	S49.03	③④
144	北海道	—	音更町	音更町公害防止条例	S49.01	③④
145	北海道	—	士幌町	士幌町環境基本条例	H19.03	④
146	北海道	—	上士幌町	上士幌町環境基本条例	H16.12	④
147	北海道	—	新得町	住みよい環境づくり条例	H21.04	④
148	北海道	—	幕別町	幕別町公害防止条例	S55.11	③④
149	北海道	—	厚岸町	厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例	H15.03	④
150	北海道	—	厚岸町	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例	S50.04	③④
151	北海道	—	別海町	別海町公害防止条例	S48.07	③④
152	北海道	—	標津町	標津町公害防止条例	S47.10	③④
153	青森県	—	青森市	青森市公害防止条例	S47.03	①③④
154	青森県	—	青森市	青森市横内川水道水源保護条例	H14.03	②④
155	青森県	—	八戸市	八戸市公害防止条例	S46.03	③④
156	青森県	—	田子町	田子町水源の森条例	H13.03	②④
157	岩手県	—	盛岡市	盛岡市環境基本条例	H10.03	④
158	岩手県	—	宮古市	宮古市水道水源保護条例	H17.06	①③④
159	岩手県	—	大船渡市	大船渡市環境基本条例	H13.04	④
160	岩手県	—	久慈市	環境基本条例	H18.03	④
161	岩手県	—	一関市	一関市水道水源保護条例	H17.12	③④
162	岩手県	—	八幡平市	八幡平市環境基本条例	H22.03	④
163	岩手県	—	滝沢市	滝沢市水道水源保護条例	H22.09	①③④
164	岩手県	—	雫石町	雫石町環境基本条例	H19.06	④
165	岩手県	—	紫波町	紫波町水道水源保護条例	H14.12	①③④
166	岩手県	—	矢巾町	矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例	H12.03	④
167	岩手県	—	西和賀町	西和賀町自然環境保全条例	H17.11	②④
168	岩手県	—	金ヶ崎町	金ヶ崎町田園環境基本条例	H10.04	④
169	岩手県	—	金ヶ崎町	金ヶ崎町産業廃棄物処理、大型畜産施設設置に関する条例	H10.04	②④
170	岩手県	—	住田町	住田町環境基本条例	H14.03	④
171	岩手県	—	山田町	山田町上水道水源保護条例	S46.12	①③④
172	岩手県	—	岩泉町	龍泉洞森と水保全基金条例	H14.06	④
173	岩手県	—	岩泉町	岩泉町環境基本条例	H14.06	④
174	宮城県	—	白石市	白石市水道水源保護条例	H13.03	②④
175	宮城県	—	蔵王町	蔵王町の環境保全に関する条例	H18.04	③④
176	宮城県	—	松島町	松島町地下水採取の規制に関する条例	S49.10	①④
177	宮城県	—	加美町	加美町水資源保全条例	H26.12	②④

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
178	秋田県	—	秋田市	秋田市公害防止条例	H09.03	③④
179	秋田県	—	大館市	大館市公害防止条例	S49.03	③④
180	秋田県	—	潟上市	潟上市水道水源保護条例	H24.12	②④
181	秋田県	—	大仙市	大仙市環境基本条例	H17.03	④
182	秋田県	—	にかほ市	にかほ市水道水源保護条例	H19.04	②④
183	秋田県	—	上小阿仁村	上小阿仁村公害防止条例	H13.03	③④
184	秋田県	—	美郷町	美郷町水環境保全条例	H20.03	②③④
185	山形県	—	東根市	東根市環境基本条例	H12.12	④
186	山形県	—	尾花沢市	尾花沢市水環境保全条例	H23.09	②③④
187	山形県	—	河北町	河北町環境基本条例	H14.03	④
188	山形県	—	最上町	最上町環境基本条例	H16.06	④
189	山形県	—	鮭川村	鮭川村環境基本条例	H14.12	④
190	山形県	—	高畠町	高畠町環境基本条例	H13.12	④
191	山形県	—	遊佐町	遊佐町の健全な水循環を保全するための条例	H25.06	①②③④
192	福島県	—	福島市	福島市地下水保全条例	S48.12	①④
193	福島県	—	福島市	福島市水道水源保護条例	H14.12	②③④
194	福島県	—	いわき市	いわき市水道水源保護条例	H4.03	②③④
195	福島県	—	白河市	白河市環境基本条例	H17.11	④
196	福島県	—	相馬市	相馬市水道水源保護条例	H16.03	②④
197	福島県	—	田村市	田村市環境条例	H17.03	④
198	福島県	—	南相馬市	南相馬市環境基本条例	H18.01	①④
199	福島県	—	伊達市	伊達市環境基本条例	H22.03	④
200	福島県	—	西郷村	西郷村環境基本条例	H17.04	④
201	茨城県	—	水戸市	水戸市公害防止条例	S48.10	③④
202	茨城県	—	土浦市	土浦市公害防止条例	S47.04	①③④
203	茨城県	—	土浦市	土浦市環境基本条例	H12.3	④
204	茨城県	—	古河市	古河市安全な飲料水の確保に関する条例	H26.04	③④
205	茨城県	—	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市安全な飲料水の確保に関する条例	H26.3	③④
206	茨城県	—	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市公害防止条例	S46.11	③④
207	茨城県	—	常総市	常総市環境基本条例	H25.03	④
208	茨城県	—	笠間市	笠間市公害防止条例	H18.03	③④
209	茨城県	—	取手市	取手市公害防止条例	S49.12	③④
210	茨城県	—	牛久市	牛久市の環境を守り育てる条例	H15.03	④
211	茨城県	—	つくば市	つくば市環境基本条例	H10.10	④
212	茨城県	—	ひたちなか市	ひたちなか市安全な飲料水の確保に関する条例	H26.04	③
213	茨城県	—	ひたちなか市	ひたちなか市公害防止条例	H06.11	③④
214	茨城県	—	鹿嶋市	鹿嶋市公害防止条例	S46.10	①④
215	茨城県	—	守谷市	守谷市公害防止条例	S49.03	③④
216	茨城県	—	那珂市	那珂市安全な飲料水の確保に関する条例	H26.04	③
217	茨城県	—	筑西市	筑西市公害防止条例	H17.03	③④
218	茨城県	—	かすみがうら市	かすみがうら市公害防止条例	H17.03	③④
219	茨城県	—	神栖市	神栖市公害防止条例	S47.02	①③④
220	茨城県	—	つくばみらい市	つくばみらい市水道水源保護条例	H18.03	②③④
221	茨城県	—	大洗町	大洗町環境基本条例	H19.03	④
222	茨城県	—	境町	境町公害防止条例	S49.09	③④

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
223	茨城県	—	利根町	利根町公害防止条例	S50.06	③④
224	栃木県	—	矢板市	矢板市水環境保全条例	H14.03	②③④
225	栃木県	—	上三川町	上三川町環境保全条例	S50.10	①③④
226	栃木県	—	塩谷町	塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全条例	H26.09	①②③④
227	栃木県	—	那須町	那須町環境基本条例	H23.09	④
228	群馬県	—	高崎市	高崎市公害防止条例	S46.12	③④
229	群馬県	—	富岡市	富岡市水道水源保護条例	H18.03	②④
230	群馬県	—	安中市	安中市水道水源保護条例	H18.03	②③④
231	群馬県	—	長野原町	長野原町水道水源保護条例	H11.03	②③④
232	群馬県	—	嬭恋村	嬭恋村開発事業等の適正化に関する条例	H3.03	②③④
233	群馬県	—	玉村町	玉村町環境保全条例	H4.12	③④
234	群馬県	—	玉村町	玉村町環境基本条例	H11.12	④
235	群馬県	—	邑楽町	邑楽町環境保全条例	S52.03	①③④
236	埼玉県	—	川越市	川越市良好な環境の保全に関する基本条例	H18.9	④
237	埼玉県	—	川越市	川越市土砂のたい積等の規制に関する条例	H14.12	④
238	埼玉県	—	草加市	草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例	H16.09	③④
239	埼玉県	—	越谷市	越谷市環境条例	S60.09	①③④
240	埼玉県	—	戸田市	戸田市環境基本条例	H12.03	④
241	埼玉県	—	北本市	北本市環境基本条例	H10.6	④
242	埼玉県	—	富士見市	富士見市環境基本条例	H13.12	④
243	埼玉県	—	坂戸市	坂戸市環境保全条例	H09.12	③④
244	埼玉県	—	日高市	日高市環境保全条例	H9.9	③④
245	埼玉県	—	ふじみ野市	ふじみ野市環境基本条例	H19.3	④
246	埼玉県	—	伊奈町	伊奈町環境基本条例	H12.12	④
247	埼玉県	—	毛呂山町	毛呂山町環境保全条例	H08.04	②③④
248	埼玉県	—	越生町	越生町環境保全条例	H16.06	③④
249	埼玉県	—	嵐山町	嵐山町環境保全条例	H7.03	③④
250	埼玉県	—	小川町	小川町環境保全条例	H19.08	②③④
251	埼玉県	—	川島町	川島町環境保全条例	H25.3	③
252	埼玉県	—	横瀬町	横瀬町水道水源保護条例	H13.09	②③④
253	埼玉県	—	小鹿野町	小鹿野町環境保全条例	H17.10	③④
254	埼玉県	—	美里町	美里町環境保全条例	H22.9	③④
255	埼玉県	—	杉戸町	杉戸町環境基本条例	H15.4	④
256	千葉県	—	銚子市	銚子市環境保全条例	H13.09	①②③④
257	千葉県	—	市川市	市川市環境基本条例	H10.7	④
258	千葉県	—	市川市	市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例(市民あま水条例)	H17.03	④
259	千葉県	—	市川市	市川市環境保全条例	H10.07	①③④
260	千葉県	—	船橋市	船橋市環境保全条例	H14.12	①③④
261	千葉県	—	館山市	館山市環境基本条例	H15.12	④
262	千葉県	—	館山市	館山市公害防止条例	S47.10	③④
263	千葉県	—	木更津市	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H6.12	②③④
264	千葉県	—	木更津市	木更津市環境保全条例	H12.12	③④
265	千葉県	—	松戸市	松戸市公害防止条例	S47.04	③④
266	千葉県	—	野田市	野田市環境保全条例	H08.07	①③④
267	千葉県	—	茂原市	茂原市環境条例	H09.12	③④

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
268	千葉県	—	成田市	成田市環境基本条例	H9.03	④
269	千葉県	—	成田市	成田市公害防止条例	S47.03	①③④
270	千葉県	—	佐倉市	佐倉市環境保全条例	H11.09	①③④
271	千葉県	—	東金市	東金市環境保全条例	H13.03	①③④
272	千葉県	—	旭市	旭市環境保全条例	H17.07	③④
273	千葉県	—	習志野市	習志野市環境保全条例	S45.04	①③④
274	千葉県	—	柏市	柏市環境基本条例	H13.9	④
275	千葉県	—	柏市	柏市環境保全条例	H13.09	①③④
276	千葉県	—	勝浦市	勝浦市環境保全条例	H11.12	①③④
277	千葉県	—	市原市	市原市水道水源保護条例	H7.3	②③
278	千葉県	—	市原市	市原市民の環境をまもる基本条例	S48.03	④
279	千葉県	—	市原市	市原市生活環境保全条例	H10.03	①④
280	千葉県	—	流山市	流山市公害防止条例	S47.06	③④
281	千葉県	—	八千代市	八千代市公害防止条例	S47.04	①③④
282	千葉県	—	我孫子市	我孫子市環境条例	H09.06	①③④
283	千葉県	—	鴨川市	鴨川市環境条例	H17.02	③④
284	千葉県	—	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市公害防止条例	S47.10	①③④
285	千葉県	—	君津市	君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H7.11	②③④
286	千葉県	—	君津市	君津市環境保全条例	H15.03	①③④
287	千葉県	—	富津市	富津市環境条例	H16.03	③④
288	千葉県	—	浦安市	浦安市環境保全条例	H20.12	①③④
289	千葉県	—	四街道市	四街道市公害防止条例	S47.12	①③④
290	千葉県	—	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例	H7.03	②③④
291	千葉県	—	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市環境条例	H11.12	③④
292	千葉県	—	八街市	八街市環境保全条例	H10.03	①③④
293	千葉県	—	印西市	印西市環境保全条例	H11.03	①③④
294	千葉県	—	白井市	白井市公害防止条例	S46.12	①③④
295	千葉県	—	富里市	富里市公害防止条例	S47.07	③④
296	千葉県	—	南房総市	南房総市長尾川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H18.03	②④
297	千葉県	—	南房総市	南房総市公害防止条例	H18.03	③④
298	千葉県	—	匝瑳市	匝瑳市環境保全条例	H18.01	①③④
299	千葉県	—	香取市	香取市環境保全条例	H18.3	④
300	千葉県	—	香取市	香取市環境基本条例	H18.03	①④
301	千葉県	—	山武市	山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例	H19.03	②③
302	千葉県	—	山武市	山武市公害防止条例	H18.03	③④
303	千葉県	—	いすみ市	いすみ市環境基本条例	H17.12	④
304	千葉県	—	いすみ市	いすみ市環境保全条例	H17.12	①③④
305	千葉県	—	大網白里市	大網白里市環境基本条例	H14.03	①④
306	千葉県	—	大網白里市	大網白里市環境保全条例	H16.06	①③④
307	千葉県	—	酒々井町	酒々井町公害防止条例	S51.06	③④
308	千葉県	—	栄町	栄町環境保全条例	H10.12	①③④
309	千葉県	—	神崎町	神崎町水道水源保全条例	H13.03	③④
310	千葉県	—	神崎町	神崎町公害防止条例	S47.07	③④
311	千葉県	—	多古町	多古町水道水源保全条例	H13.12	②④
312	千葉県	—	多古町	多古町公害防止条例	S47.05	③④

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
313	千葉県	—	東庄町	東庄町公害防止条例	S47.03	③④
314	千葉県	—	九十九里町	九十九里町公害防止条例	S48.09	③④
315	千葉県	—	芝山町	芝山町公害防止条例	S47.06	③④
316	千葉県	—	横芝光町	横芝光町公害防止条例	H18.03	③④
317	千葉県	—	一宮町	一宮町環境保全条例	H18.03	①③④
318	千葉県	—	睦沢町	睦沢町環境条例	H10.06	③④
319	千葉県	—	長生村	長生村環境条例	H12.03	①③④
320	千葉県	—	白子町	白子町公害防止条例	S47.03	③④
321	千葉県	—	長柄町	長柄町環境条例	H10.12	③④
322	千葉県	—	長南町	長南町公害防止条例	S46.12	③④
323	千葉県	—	大多喜町	大多喜町環境基本条例	H13.04	①④
324	千葉県	—	大多喜町	大多喜町環境保全条例	H08.12	①④
325	千葉県	—	御宿町	御宿町水源水質保全条例	H14.10	②④
326	千葉県	—	鋸南町	鋸南町公害防止条例	S47.03	③④
327	東京都	—	大田区	大田区みどりの条例	H24.12	④
328	東京都	—	世田谷区	世田谷区みどりの基本条例	H22.03	④
329	東京都	—	北区	東京都北区みどりの条例	S60.09	④
330	東京都	—	板橋区	東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例	H18.12	①④
331	東京都	—	練馬区	練馬区まちづくり条例	H18.04	①④
332	東京都	—	八王子市	八王子市民の生活環境を守る条例	S47.07	①③④
333	東京都	—	立川市	立川市環境基本条例	H10.03	④
334	東京都	—	武蔵野市	武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例	H24.10	④
335	東京都	—	三鷹市	三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例	H12.04	④
336	東京都	—	三鷹市	三鷹市環境基本条例	H12.03	④
337	東京都	—	青梅市	青梅市環境基本条例	H14.06	③④
338	東京都	—	調布市	調布市自然環境の保全等に関する条例	H8.03	④
339	東京都	—	小金井市	小金井市環境基本条例	H15.03	①④
340	東京都	—	小金井市	小金井市の地下水及び湧水を保全する条例	H16.03	①③④
341	東京都	—	日野市	日野市清流保全—湧水・地下水の回復と河川・用水の保全—に関する条例	H18.06	①②③④
342	東京都	—	国分寺市	国分寺市湧水及び地下水の保全に関する条例	H24.03	②③④
343	東京都	—	東久留米市	東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例	H17.06	①③④
344	東京都	—	あきる野市	あきる野市清流保全条例	H15.03	①③④
345	東京都	—	瑞穂町	瑞穂町環境基本条例	H19.03	④
346	東京都	—	大島町	大島町水源保護条例	H4.03	①④
347	東京都	—	新島村	新島村地下水採取の規制に関する条例	H01.03	①④
348	東京都	—	神津島村	神津島村水資源の保護に関する条例	H02.09	①④
349	東京都	—	神津島村	神津島村自然保護条例	H19.03	②④
350	東京都	—	三宅村	三宅村水資源の保護に関する条例	S48.03	①③④
351	東京都	—	八丈町	八丈町地下水採取の規制に関する条例	S48.06	①④
352	神奈川県	—	小田原市	小田原市豊かな地下水を守る条例	H06.09	①④
353	神奈川県	—	秦野市	秦野市地下水保全条例	H12.04	①②③④
354	神奈川県	—	秦野市	秦野市まちづくり条例	H12.07	④
355	神奈川県	—	海老名市	海老名市環境保全条例	S50.03	④
356	神奈川県	—	座間市	座間市の地下水を保全する条例	H10.12	①②③④
357	神奈川県	—	南足柄市	南足柄市水資源の保全及び利用に関する条例	H10.10	④

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
358	神奈川県	—	葉山町	葉山町土地埋立て等の規制に関する条例	H10.03	③
359	神奈川県	—	開成町	開成町地下水採取の規制に関する条例	S50.03	①④
360	神奈川県	—	真鶴町	真鶴町地下水採取の規制に関する条例	H02.09	①④
361	新潟県	—	長岡市	長岡市地下水保全条例	S61.03	①④
362	新潟県	—	三条市	三条市環境基本条例	H17.05	④
363	新潟県	—	新発田市	新発田市水道水源保護条例	H17.03	②④
364	新潟県	—	加茂市	加茂市自家用天然ガス採取規制条例	S53.10	①④
365	新潟県	—	十日町市	十日町市地下水利用適正化に関する条例	H17.04	①④
366	新潟県	—	村上市	村上市環境基本条例	H21.03	④
367	新潟県	—	五泉市	五泉市水道水源保護条例	H18.01	②④
368	新潟県	—	五泉市	五泉市飲料水確保に関する条例	S38.09	①④
369	新潟県	—	上越市	上越市生活環境の保全等に関する条例	H10.06	①③④
370	新潟県	—	上越市	上越市水道水源保護条例	H06.03	②④
371	新潟県	—	阿賀野市	阿賀野市環境基本条例	H23.03	④
372	新潟県	—	佐渡市	佐渡市環境基本条例	H17.03	④
373	新潟県	—	魚沼市	魚沼市地下水の保全に関する条例	H27.03	①④
374	新潟県	—	南魚沼市	南魚沼市地下水の採取に関する条例	H17.09	①③④
375	新潟県	—	南魚沼市	南魚沼市水環境保全条例	H16.11	②④
376	新潟県	—	聖籠町	聖籠町環境基本条例	H10.03	④
377	新潟県	—	田上町	田上町地下水採取規制に関する条例	S50.03	①④
378	新潟県	—	湯沢町	湯沢町地下水採取の規制に関する条例	H01.03	①④
379	新潟県	—	刈羽村	刈羽村環境基本条例	H17.03	④
380	富山県	—	魚津市	魚津市環境基本条例	H22.04	③④
381	富山県	—	氷見市	氷見市住みよい環境づくり条例	H17.03	④
382	富山県	—	滑川市	滑川市地下水の採取に関する条例	S51.03	①④
383	富山県	—	黒部市	黒部市環境基本条例	H18.03	②④
384	富山県	—	射水市	射水市環境基本条例	H20.03	②④
385	富山県	—	上市町	上市町地下水保全に関する条例	S50.04	①④
386	富山県	—	入善町	入善町公害防止条例	S50.04	③④
387	石川県	—	金沢市	金沢市環境保全条例	H09.09	①③④
388	石川県	—	金沢市	金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例	H20.03	④
389	石川県	—	金沢市	金沢市における水道水源の保全に関する条例	H18.03	②④
390	石川県	—	七尾市	七尾市公害防止条例	H16.10	①③④
391	石川県	—	かほく市	かほく市地下水保全条例	H24.03	①④
392	石川県	—	白山市	白山市地下水保全に関する条例	H17.02	①④
393	石川県	—	白山市	白山市水道水源地の保護に関する条例	H17.02	①④
394	石川県	—	白山市	白山市環境基本条例	H17.02	①④
395	石川県	—	能美市	能美市地下水及び砂利採取の規制に関する条例	H17.02	①④
396	石川県	—	野々市市	野々市市地下水採取の規制に関する条例	S51.03	①④
397	石川県	—	津幡町	津幡町社会環境等の整備に関する条例	S61.03	①④
398	石川県	—	内灘町	内灘町地下水採取の規制に関する条例	S51.06	①④
399	石川県	—	中能登町	中能登町地下水採取の規制に関する条例	H17.03	①④
400	福井県	—	福井市	福井市公害防止条例	H11.10	③④
401	福井県	—	敦賀市	敦賀市水道水源保護条例	H13.09	②③④
402	福井県	—	敦賀市	敦賀市環境保全条例	S47.07	①③④

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
403	福井県	—	大野市	大野市森・水保全条例	H24.9	②④
404	福井県	—	大野市	大野市地下水保全条例	S52.11	①④
405	福井県	—	大野市	大野市環境保全条例	S49.4	③④
406	福井県	—	勝山市	勝山市水道水源保護条例	H19.03	②③④
407	福井県	—	勝山市	勝山市公害防止条例	H16.03	②③④
408	福井県	—	勝山市	勝山市環境基本条例	H15.3	④
409	福井県	—	鯖江市	鯖江市公害防止条例	H13.12	③④
410	福井県	—	鯖江市	鯖江市環境基本条例	H13.12	④
411	福井県	—	池田町	池田町の水を清く守る条例	H13.06	②③④
412	福井県	—	美浜町	美しい水を守る条例	H16.09	②③④
413	山梨県	—	富士吉田市	富士吉田市地下水保全条例	H22.09	①④
414	山梨県	—	都留市	都留市環境基本条例	H18.03	④
415	山梨県	—	都留市	都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例	H25.09	④
416	山梨県	—	韮崎市	韮崎市土地開発事業等の基準に関する条例	S48.07	①④
417	山梨県	—	南アルプス市	南アルプス市水道水源保護条例	H18.09	②④
418	山梨県	—	北杜市	北杜市地下水採取の適正化に関する条例	H16.11	①④
419	山梨県	—	北杜市	北杜市水資源の確保と保護に関する条例	H16.11	②④
420	山梨県	—	甲斐市	双葉町地下水資源の保護及び採取適正化に関する条例	S49.08	①④
421	山梨県	—	甲斐市	甲斐市簡易水道水源保護条例	H16.09	①②④
422	山梨県	—	笛吹市	笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例	H16.10	①④
423	山梨県	—	中央市	中央市地下水採取の適正化に関する条例	H18.02	①④
424	山梨県	—	中央市	中央市水道水源保護条例	H18.02	②④
425	山梨県	—	昭和町	昭和町地下水採取の適正化に関する条例	H18.12	①④
426	山梨県	—	忍野村	忍野村地下水資源保護条例	H23.10	①④
427	山梨県	—	鳴沢村	鳴沢村地下水資源保護条例	S49.07	①④
428	山梨県	—	富士河口湖町	富士河口湖町地下水保全条例	H15.11	①④
429	長野県	—	長野市	長野市自然環境保全条例	H15.06	④
430	長野県	—	長野市	長野市公害防止条例	H16.09	①③④
431	長野県	—	松本市	松本市水環境を守る条例	H13.03	①④
432	長野県	—	上田市	上田市環境基本条例	H19.03	④
433	長野県	—	岡谷市	岡谷市公害防止条例	S47.04	③④
434	長野県	—	諏訪市	諏訪市自然環境保護条例	S49.03	①②③④
435	長野県	—	須坂市	須坂市水資源保全条例	S59.09	①④
436	長野県	—	小諸市	小諸市環境条例	H12.09	①②③④
437	長野県	—	伊那市	伊那市環境保全条例	H18.03	①③④
438	長野県	—	駒ヶ根市	駒ヶ根市環境保全条例	H08.03	③
439	長野県	—	中野市	中野市環境保全及び公害防止に関する条例	H17.04	①③④
440	長野県	—	飯山市	飯山市水道水源保全条例	H30.3	①
441	長野県	—	茅野市	茅野市生活環境保全条例	S48.05	①②④
442	長野県	—	佐久市	佐久市地下水保全条例	H24.06	①
443	長野県	—	佐久市	佐久市自然環境保全条例	H18.03	②④
444	長野県	—	千曲市	千曲市生活環境保全条例	H15.09	①④
445	長野県	—	東御市	東御市環境をよくする条例	H16.04	③
446	長野県	—	安曇野市	安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例	H25.3	①④
447	長野県	—	小海町	小海町自然保護条例	H01.03	①②③④

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
448	長野県	—	川上村	川上村水資源保全条例	H25.06	④
449	長野県	—	川上村	川上村自然保護環境保全条例	S51.01	①④
450	長野県	—	南牧村	南牧村美しいむらづくり条例	H02.03	①
451	長野県	—	南相木村	南相木村自然保護条例	H05.03	①④
452	長野県	—	北相木村	北相木村環境保全条例	S50.03	①②④
453	長野県	—	佐久穂町	佐久穂町地下水保全条例	H24.09	①④
454	長野県	—	佐久穂町	佐久穂町環境保全条例	H17.03	①③④
455	長野県	—	軽井沢町	軽井沢町地下水保全条例	H24.12	①④
456	長野県	—	御代田町	御代田町環境保全条例	H01.03	①③④
457	長野県	—	立科町	立科町地下水保全条例	H24.6	①④
458	長野県	—	立科町	立科町開発基本条例	S48.06	②④
459	長野県	—	青木村	青木村地下水保全条例	H27.03	①④
460	長野県	—	長和町	長和町自然環境保全条例	H17.10	①④
461	長野県	—	長和町	長和町水資源保全条例	H25.9	①④
462	長野県	—	富士見町	富士見町環境保全条例	S63.03	①②③④
463	長野県	—	原村	原村環境保全条例	H09.03	①④
464	長野県	—	辰野町	辰野町環境基本条例	H10.03	④
465	長野県	—	箕輪町	箕輪町地下水保全条例	S56.10	①④
466	長野県	—	箕輪町	箕輪町水道水源保護条例	H16.03	②④
467	長野県	—	飯島町	飯島町自然環境保全条例	H02.12	②④
468	長野県	—	飯島町	飯島町さわやか環境保全条例	H08.09	②③④
469	長野県	—	南箕輪村	南箕輪村環境の保全に関する条例	H22.12	①③④
470	長野県	—	宮田村	宮田村地下水保全条例	H29.6	①②③④
471	長野県	—	宮田村	宮田村水道水源保護条例	H9.03	②③④
472	長野県	—	阿智村	阿智村地下水資源保全条例	S61.04	①④
473	長野県	—	平谷村	平谷村自然環境保全条例	H03.04	①④
474	長野県	—	根羽村	根羽村自然環境保全条例	H16.03	①④
475	長野県	—	下條村	下條村自然環境保全条例	H17.6	②
476	長野県	—	売木村	売木村地下水資源保全条例	H3.06	①④
477	長野県	—	天龍村	天龍村地下水資源保全条例	H05.12	①④
478	長野県	—	豊丘村	豊丘村環境保全条例	H25.3	③④
479	長野県	—	上松町	上松町環境基本条例	H30.6	④
480	長野県	—	木祖村	源流の里木祖村水道水源保全条例	H26.09	①②③④
481	長野県	—	木祖村	源流の里木祖村環境保全条例	H26.03	③④
482	長野県	—	大桑村	大桑村環境基本条例	H28.06	④
483	長野県	—	木曾町	木曾町御嶽山麓開発基本条例	H17.11	①②④
484	長野県	—	筑北村	筑北村環境保全条例	H17.10	③④
485	長野県	—	池田町	池田町環境保全に関する条例	S49.03	③
486	長野県	—	池田町	池田町の土地利用及び開発指導に関する条例	H23.3	①④
487	長野県	—	松川村	松川村地下水保全条例	H26.04	④
488	長野県	—	松川村	松川村むらづくり条例	H13.03	①④
489	長野県	—	白馬村	白馬村環境基本条例	H11.12	④
490	長野県	—	坂城町	坂城町生活環境保全条例	S60.04	①②③④
491	長野県	—	小布施町	小布施町生活環境保全に関する条例	S48.12	①④
492	長野県	—	高山村	高山村開発行為の調整に関する条例	S55.12	①④

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
493	長野県	—	木島平村	木島平村地下水保全条例	H27.04	①④
494	長野県	—	木島平村	木島平村自然保護条例	H2.3	①④
495	長野県	—	野沢温泉村	野沢温泉村地下水資源保全条例	S59.04	①④
496	長野県	—	信濃町	信濃町水道水源の保護に関する条例	H03.12	①②④
497	長野県	—	信濃町	信濃町公害防止条例	S49.07	③④
498	長野県	—	飯綱町	飯綱町自然環境保全条例	H18.09	①②④
499	長野県	—	栄村	栄村自然環境保護条例	H02.06	③
500	岐阜県	—	岐阜市	岐阜市地下水保全条例	H14.06	①③④
501	岐阜県	—	大垣市	大垣市環境基本条例	H19.03	④
502	岐阜県	—	高山市	高山市水道水源保全条例	H26.12	①②③④
503	岐阜県	—	中津川市	中津川市環境保全条例	S49.09	①③④
504	岐阜県	—	恵那市	恵那市水道水源保護条例	H17.04	②
505	岐阜県	—	山県市	山県市環境保全条例	H15.04	①③④
506	岐阜県	—	飛騨市	飛騨市水源保全条例	H16.02	①④
507	静岡県	—	三島市	三島市環境基本条例	H12.11	④
508	静岡県	—	富士宮市	富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例	H02.10	①④
509	静岡県	—	伊東市	伊東市水道水源保護条例	H1.10	③④
510	静岡県	—	富士市	富士市地下水の採取に関する条例	H15.06	①④
511	静岡県	—	富士市	富士市環境基本条例	H12.12	④
512	静岡県	—	掛川市	掛川市地下水の採取に関する条例	H17.04	①③④
513	静岡県	—	下田市	下田市水道水源保護条例	H4.03	②④
514	静岡県	—	伊豆市	伊豆市地下水採取適正化に関する条例	H16.04	①④
515	静岡県	—	牧之原市	牧之原市環境基本条例	H20.03	④
516	静岡県	—	函南町	函南町水道水源保護条例	H15.09	②④
517	愛知県	—	岡崎市	岡崎市環境基本条例	H17.12	④
518	愛知県	—	岡崎市	岡崎市生活環境保全条例	H18.03	③④
519	愛知県	—	岡崎市	岡崎市水を守り育む条例	H20.03	④
520	愛知県	—	半田市	半田市環境保全条例	H19.03	①③④
521	愛知県	—	春日井市	春日井市生活環境の保全に関する条例	H19.12	③④
522	愛知県	—	津島市	津島市地下水の保全に関する条例	S52.09	①④
523	愛知県	—	豊田市	豊田市藤岡地区水道水源保護条例	H18.04	②④
524	愛知県	—	犬山市	犬山市埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例	H13.06	③
525	愛知県	—	豊明市	豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例	H21.7	③
526	愛知県	—	日進市	日進市土砂の採取及び埋立てに関する条例	H22.07	③
527	愛知県	—	みよし市	みよし市友好の森条例	H17.03	④
528	愛知県	—	大口町	大口町地下水の水質保全に関する条例	H12.06	③
529	愛知県	—	武豊町	武豊町環境保全条例	S53.03	①③④
530	愛知県	—	設楽町	設楽町水道水源保護条例	H17.10	②④
531	三重県	—	津市	津市水道水源保護条例	S63.02	②④
532	三重県	—	四日市市	四日市市水道水源保護条例	H17.06	①②④
533	三重県	—	松阪市	松阪市水道水源保護条例	H17.01	②④
534	三重県	—	桑名市	桑名市水道水源保護条例	H16.12	②④
535	三重県	—	鈴鹿市	鈴鹿市水道水源流域保全条例	H18.03	①②③④
536	三重県	—	尾鷲市	尾鷲市水道水源保護条例	H13.03	②④
537	三重県	—	亀山市	亀山市水道水源保護条例	H17.01	②④

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
538	三重県	—	亀山市	亀山市環境基本条例	H17.01	④
539	三重県	—	いなべ市	いなべ市水道水源保護条例	H17.07	②④
540	三重県	—	伊賀市	伊賀市水道水源保護条例	H16.11	②④
541	三重県	—	東員町	東員町水道水源保護条例	H14.09	②④
542	三重県	—	多気町	多気町環境保全条例	H18.1	④
543	三重県	—	明和町	明和町水道水源保護条例	H06.06	②④
544	三重県	—	度会町	度会町水道水源保護条例	H9.8	②④
545	三重県	—	南伊勢町	南伊勢町水道水源保護条例	H12.03	②④
546	三重県	—	紀北町	紀北町水道水源保護条例	H6.03	②④
547	滋賀県	—	大津市	大津市生活環境の保全と増進に関する条例	S49.2	②③④
548	滋賀県	—	彦根市	彦根市上水道水源地域保護条例	S35.03	②④
549	滋賀県	—	草津市	草津市の良好な環境保全条例	S53.07	①③④
550	滋賀県	—	守山市	守山市の生活環境を保全する条例	S51.07	③④
551	滋賀県	—	栗東市	栗東市生活環境保全に関する条例	S55.08	②③④
552	滋賀県	—	栗東市	栗東市水道水源地域保護条例	S37.03	②③
553	滋賀県	—	野洲市	野洲市生活環境を守り育てる条例	H20.04	③④
554	滋賀県	—	高島市	高島市未来へ誇れる環境保全条例	H19.07	③④
555	滋賀県	—	東近江市	東近江市水道水源保護に関する条例	H17.02	②④
556	滋賀県	—	米原市	米原市公害防止条例	H18.07	①③④
557	滋賀県	—	愛荘町	愛荘町地下水保全条例	H25.9	①②④
558	京都府	—	城陽市	城陽市地下水採取の適正化に関する条例	H09.04	①④
559	京都府	—	向日市	向日市地下水採取の適正化に関する条例	H02.03	①④
560	京都府	—	長岡京市	長岡京市地下水採取の適正化に関する条例	S51.01	①④
561	京都府	—	大山崎町	大山崎町地下水採取の適正化に関する条例	S52.10	①④
562	大阪府	—	豊中市	豊中市環境の保全等の推進に関する条例	H17.03	④
563	大阪府	—	吹田市	吹田市環境基本条例	H9.3	④
564	大阪府	—	高槻市	高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例	H22.41	③
565	大阪府	—	枚方市	枚方市公害防止条例	S46.12	①③④
566	大阪府	—	八尾市	八尾市公害防止条例	S54.10	③④
567	大阪府	—	河内長野市	河内長野市水道水源保護条例	H11.03	②④
568	大阪府	—	大東市	大東市環境の保全等の推進に関する条例	H18.03	①④
569	大阪府	—	摂津市	摂津市環境の保全及び創造に関する条例	H11.06	①③④
570	大阪府	—	東大阪市	東大阪市生活環境保全等に関する条例	S48.04	①③④
571	大阪府	—	島本町	島本町地下水汲上げ規制に関する条例	S50.06	①④
572	大阪府	—	太子町	太子町土砂埋立て等の規制に関する条例	H28.12	③
573	大阪府	—	千早赤阪村	千早赤阪村土砂埋立て等の規制に関する条例	H29.03	③
574	兵庫県	—	姫路市	姫路市公害防止条例	S48.04	③④
575	兵庫県	—	尼崎市	尼崎市の環境をまもる条例	S48.11	①③④
576	兵庫県	—	明石市	明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例	H11.06	①④
577	兵庫県	—	西宮市	西宮市水道事業給水条例	H22.02	④
578	兵庫県	—	赤穂市	赤穂市生活環境の保全に関する条例	H01.03	③④
579	兵庫県	—	三木市	三木市環境保全条例	S51.04	①③④
580	兵庫県	—	宍粟市	宍粟市環境基本条例	H17.04	③④
581	兵庫県	—	加東市	加東市良好な環境の保全に関する条例	H18.03	②③④
582	兵庫県	—	加東市	加東市環境基本条例	H21.03	④

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
583	兵庫県	—	猪名川町	猪名川町公害防止条例	H12.03	①
584	兵庫県	—	稲美町	稲美町環境保全条例	S53.04	③④
585	兵庫県	—	佐用町	佐用町水道水源保護条例	H17.10	②④
586	奈良県	—	奈良市	奈良市環境基本条例	H11.03	③④
587	奈良県	—	天理市	天理市水道水源保護条例	H14.06	②④
588	奈良県	—	宇陀市	宇陀市水道水源保護条例	H18.01	②④
589	奈良県	—	山添村	山添村水道水源保護条例	H10.12	②④
590	奈良県	—	斑鳩町	斑鳩町環境保全条例	H07.12	④
591	奈良県	—	曾爾村	曾爾村地下水資源保全条例	H24.03	②④
592	奈良県	—	曾爾村	曾爾村自然環境保全条例	H03.03	②④
593	奈良県	—	御杖村	御杖村水道水源保護条例	H14.06	②④
594	奈良県	—	広陵町	広陵町環境保全条例	H04.12	③
595	奈良県	—	十津川村	十津川村環境保全条例	H02.09	②
596	奈良県	—	川上村	川上村環境基本条例	H21.09	④
597	和歌山県	—	橋本市	橋本市環境保全条例	H18.03	④
598	和歌山県	—	田辺市	龍神村水道水源保護条例	H16.03	②④
599	和歌山県	—	田辺市	本宮町水道水源保護条例	H15.12	②④
600	和歌山県	—	田辺市	中辺路町水道水源保護条例	H15.06	②④
601	和歌山県	—	田辺市	大塔村水道水源保護条例	H14.10	②④
602	和歌山県	—	新宮市	[暫]熊野川町水道水源保護条例	H15.10	②④
603	和歌山県	—	有田川町	有田川町地下水の採取の適正化に関する条例	H23.04	①④
604	和歌山県	—	那智勝浦町	那智勝浦町豊かな水資源保全基金設置条例	H11.03	④
605	和歌山県	—	串本町	串本町水道水源保護条例	H17.09	②④
606	鳥取県	—	鳥取市	鳥取市水道水源保全条例	H16.12	②③④
607	鳥取県	—	岩美町	岩美町水道水源保護条例	H2.03	②④
608	鳥取県	—	智頭町	(智頭町)地下水保全条例	H24.03	①④
609	鳥取県	—	智頭町	智頭町水道水源保護条例	H13.09	②④
610	鳥取県	—	大山町	大山町地下水保全条例	H24.03	①④
611	鳥取県	—	伯耆町	伯耆町地下水保全条例	H25.3	①④
612	鳥取県	—	日南町	日南町地下水保全条例	H23.12	①④
613	鳥取県	—	日野町	日野町地下水保全条例	H24.9	①④
614	鳥取県	—	江府町	江府町地下水採取に関する条例	H24.6	①④
615	島根県	—	松江市	揖屋干拓地地盤沈下防止条例	H17.12	①④
616	島根県	—	出雲市	出雲市斐川中央揚水機場管理条例	H11.06	①④
617	島根県	—	大田市	大田市水道水源の水質の保全に関する条例	H17.10	④
618	岡山県	—	総社市	総社市環境保全条例	H19.03	①④
619	岡山県	—	高梁市	高梁市水道水源保護条例	H16.10	③④
620	岡山県	—	新見市	新見市環境保全条例	H17.03	②③④
621	岡山県	—	備前市	備前市水道水源保護条例	H18.12	②④
622	岡山県	—	矢掛町	矢掛町水道水源保護条例	H14.03	②④
623	岡山県	—	新庄村	新庄村地下水保全条例	H26.04	①④
624	岡山県	—	奈義町	奈義町環境保全及び公害防止に関する条例	H3.12	③④
625	岡山県	—	奈義町	奈義町環境基本条例	H14.03	④
626	岡山県	—	西粟倉村	西粟倉村地下水保全条例	H23.06	①④
627	広島県	—	北広島町	北広島町環境保全に関する条例	H17.02	①④

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
628	徳島県	—	阿南市	阿南市水道水源保護条例	H7.03	②④
629	徳島県	—	佐那河内村	佐那河内村水道水源保護条例	H26.03	②④
630	徳島県	—	海陽町	海陽町ふるさとの水を守る条例	H24.08	①④
631	徳島県	—	北島町	北島町公害防止条例	S48.03	③④
632	香川県	—	高松市	高松市公害防止条例	S47.04	①③④
633	香川県	—	善通寺市	善通寺市井戸保全条例	H7.3	④
634	香川県	—	観音寺市	観音寺市公害防止条例	H17.10	③④
635	香川県	—	観音寺市	観音寺市環境基本条例	H17.10	④
636	香川県	—	宇多津町	宇多津町公害防止条例	S49.12	③④
637	愛媛県	—	松山市	松山市石手川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H8.09	③
638	愛媛県	—	西条市	西条市地下水の保全に関する条例	H16.04	①②③④
639	高知県	—	高知市	鏡川清流保全条例	H10.10	②③④
640	高知県	—	室戸市	室戸市環境基本条例	H8.03	④
641	高知県	—	南国市	南国市環境基本条例	H12.03	④
642	高知県	—	香南市	吉川村地下水保全に関する条例	H07.06	①④
643	高知県	—	東洋町	野根川清流保全条例	H16.03	④
644	高知県	—	土佐町	土佐町環境保全条例	H14.04	④
645	高知県	—	中土佐町	中土佐町四万十川の保全及び振興に関する基本条例	H18.01	④
646	高知県	—	津野町	津野町四万十川の保全及び振興に関する基本条例	H17.02	④
647	高知県	—	四万十町	四万十町環境基本条例	H18.03	④
648	福岡県	—	豊前市	豊前市地下水の保全に関する条例	S55.12	①④
649	福岡県	—	筑紫野市	筑紫野市水道水源保護条例	H1.12	②④
650	福岡県	—	大野城市	大野城市自然環境保護条例	H3.03	②④
651	福岡県	—	宗像市	宗像市地下水の採取に関する条例	H11.06	①④
652	福岡県	—	太宰府市	太宰府市緑地の保全に関する条例	H06.09	④
653	福岡県	—	太宰府市	太宰府市環境基本条例	H13.03	②④
654	福岡県	—	福津市	福津市環境創造条例	H17.01	①④
655	福岡県	—	うきは市	うきは市地下水の保全に関する条例	H26.09	①④
656	福岡県	—	嘉麻市	嘉麻市地下水採取規制条例	H25.9	①④
657	福岡県	—	宇美町	宇美町水道水源保護条例	H1.12	②④
658	福岡県	—	篠栗町	篠栗町地下水の採取に関する条例	H27.03	①④
659	福岡県	—	須恵町	須恵町水道水源保護条例	H2.12	②④
660	福岡県	—	広川町	広川町環境保全条例	H04.07	①②③④
661	福岡県	—	川崎町	川崎町水道水源保護条例	H11.03	②④
662	福岡県	—	赤村	赤村地下水保全条例	H18.9	①④
663	福岡県	—	赤村	赤村環境保護全条例	H18.09	②
664	佐賀県	—	小城市	小城市地下水保全条例	H17.03	①④
665	長崎県	—	長崎市	長崎市環境基本条例	H11.9	④
666	長崎県	—	長崎市	長崎市環境保全条例	S49.4	③④
667	長崎県	—	佐世保市	佐世保市環境保全条例	S49.03	③
668	長崎県	—	諫早市	諫早市環境保全条例	H23.12	①③④
669	長崎県	—	大村市	大村市水道水源保護条例	H18.12	②④
670	長崎県	—	大村市	大村市の地下水を保全する条例	H12.12	①④
671	長崎県	—	対馬市	対馬市環境基本条例	H23.12	④
672	長崎県	—	壱岐市	壱岐市水道水源保護条例	H18.09	②④

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
673	長崎県	—	五島市	五島市地下水採取の規制に関する条例	H16.08	①④
674	長崎県	—	西海市	西海市水道水源保護条例	H17.04	②④
675	長崎県	—	雲仙市	雲仙市地下水採取の規制に関する条例	H17.10	①④
676	長崎県	—	南島原市	南島原市地下水保全条例	H27.12	①④
677	長崎県	—	南島原市	南島原市水道水源保護条例	H17.05	②④
678	長崎県	—	時津町	時津町水道水源保護条例	H06.03	②④
679	長崎県	—	東彼杵町	東彼杵町ふるさとの水を守る条例	H26.09	①④
680	熊本県	—	水俣市	水俣市水道水源保護条例	H21.03	②④
681	熊本県	—	菊池市	菊池市簡易水道水源保護条例	H02.09	②④
682	熊本県	—	菊池市	菊池市環境基本条例	H20.03	③④
683	熊本県	—	阿蘇市	阿蘇市地下水保全条例	H24.9	①④
684	熊本県	—	和水町	和水町環境基本条例	H18.03	④
685	熊本県	—	大津町	大津町環境基本条例	H08.12	④
686	熊本県	—	西原村	西原村地下水保全条例	H15.03	①③④
687	熊本県	—	南阿蘇村	南阿蘇村地下水保全に関する条例	H17.02	①④
688	熊本県	—	甲佐町	甲佐町水道水源保護条例	H17.03	②④
689	熊本県	—	苓北町	苓北町環境美化推進に関する条例	H05.03	③④
690	大分県	—	別府市	別府市環境保全条例	S49.12	①③④
691	大分県	—	中津市	中津市環境基本条例	H28.03	④
692	大分県	—	佐伯市	佐伯市環境基本条例	H22.03	④
693	大分県	—	杵築市	杵築市環境保全条例	H17.10	③④
694	大分県	—	豊後大野市	豊後大野市環境基本条例	H20.03	④
695	大分県	—	豊後大野市	豊後大野市水道水源保護条例	H19.12	②④
696	大分県	—	由布市	由布市水道水源地域保護条例	H17.10	②④
697	大分県	—	由布市	潤いのある町づくり条例	H2.9	①②④
698	大分県	—	日出町	日出町水道水源保護条例	H02.10	①②③④
699	大分県	—	玖珠町	玖珠町環境保全条例	H02.08	②④
700	宮崎県	—	都城市	都城市環境保全条例	H18.01	①③④
701	宮崎県	—	延岡市	延岡市生活環境保護条例	S57.03	④
702	宮崎県	—	延岡市	延岡市環境基本条例	H11.03	④
703	宮崎県	—	小林市	小林市水資源保全条例	H23.07	①④
704	宮崎県	—	西都市	西都市環境基本条例	H14.04	④
705	宮崎県	—	高原町	高原町地下水保全条例	H24.12	①④
706	宮崎県	—	川南町	川南町公害防止条例	S48.10	④
707	宮崎県	—	都農町	都農町生活環境保護条例	S60.09	④
708	宮崎県	—	門川町	門川町環境基本条例	S16.03	④
709	宮崎県	—	門川町	門川町公害防止条例	S47.03	④
710	宮崎県	—	美郷町	美郷町水環境保全条例	H20.03	③④
711	鹿児島県	—	鹿児島市	鹿児島市環境保全条例	H16.04	①③④
712	鹿児島県	—	枕崎市	枕崎市民の環境を守る条例	S54.03	①③④
713	鹿児島県	—	指宿市	指宿市水道水源保護条例	H18.01	②④
714	鹿児島県	—	指宿市	指宿市環境保全条例	H18.01	①③④
715	鹿児島県	—	西之表市	西之表市水道水源保護条例	H15.12	②④
716	鹿児島県	—	垂水市	垂水市環境基本条例	H25.12	④
717	鹿児島県	—	日置市	日置市環境保全条例	H17.05	①③④

No.	都道府県	政令市	市区町村	条例名	制定年月	条例の内容
718	鹿児島県	—	霧島市	霧島市環境基本条例	H18.09	④
719	鹿児島県	—	霧島市	霧島市水資源保全条例	H29.03	①④
720	鹿児島県	—	南さつま市	南さつま市水道水源保護条例	H17.11	②④
721	鹿児島県	—	志布志市	志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	H18.01	②④
722	鹿児島県	—	湧水町	湧水町水道水源保護に関する条例	H17.03	②④
723	鹿児島県	—	大崎町	大崎町水道水源保護条例	H28.01	①④
724	鹿児島県	—	南種子町	南種子町自然保護条例	S47.06	②④
725	鹿児島県	—	喜界町	喜界町地下水保全条例	S63.03	①④
726	鹿児島県	—	和泊町	和泊町地下水の保全に関する条例	S18.09	①④
727	鹿児島県	—	知名町	知名町地下水保全条例	H18.03	①④
728	鹿児島県	—	与論町	与論町地下水採取の規制に関する条例	S53.12	①④
729	沖縄県	—	石垣市	石垣市地下水保全条例	H14.12	①②③④
730	沖縄県	—	名護市	名護市環境基本条例	H25.09	④
731	沖縄県	—	糸満市	糸満市地下水保護管理条例	H02.09	①③④
732	沖縄県	—	うるま市	うるま市公害防止条例	H22.6	④
733	沖縄県	—	うるま市	与勝地域地下ダムに係る地下水保護管理条例	H17.04	①③④
734	沖縄県	—	宮古島市	宮古島市地下水保全条例	H21.06	①②③④
735	沖縄県	—	伊江村	伊江地区地下ダムに係る地下水保護管理条例	H16.03	①④
736	沖縄県	—	西原町	西原町生活環境保全条例	H24.12	③④
737	沖縄県	—	南風原町	南風原町公害防止条例	S47.05	③④
738	沖縄県	—	伊是名村	伊是名村地下水保護管理条例	H10.12	①③④
739	沖縄県	—	八重瀬町	八重瀬町地下水保護管理条例	H18.01	①③④
740	沖縄県	—	多良間村	多良間村地下水保護管理条例	H01.03	①③④

要 望

1. 地下水利用の実態を正確に把握し、水質管理の徹底も含め、立入検査など適切かつ迅速な行政指導を行うことができる指針等について明示されたい。
2. 地下水保全も含めた健全な水循環、水道水質の安全性の確保、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制について法整備を図られたい。
3. 専用水道の設置者及びその利用者に対し一定の負担を求めることができる仕組みの創設等、地下水利用に係る新たな施策を検討されたい。

近年、水使用の合理化・経済性の観点から、地下水等の膜処理水と水道事業者が供給する水道水とを混合して給水する、あるいは、通常は地下水等の膜処理水を給水し、そのバックアップ用として水道水を使用するといった専用水道の設置が全国的かつ急速に拡大しています。

しかしながら、このような専用水道への移行は、地下水等の膜処理水と水道水との混合給水における水質管理の実態が不明瞭であるほか、水道水をバックアップ用として使用する専用水道の場合、通常時は水道水を使用しないことから配水管内に停滞水が発生しやすく、使用時に停滞水が専用水道に混入する場合があります。

また、専用水道が水道水の使用を急激に増やした時に、配水管路内の圧力変動により、他の水道使用者に赤水などの異常が発生する恐れがあるという課題も抱えており、衛生上の観点からも看過できない状況にあります。

一方、こうした専用水道による地下水等の利用拡大がもたらす環境への影響も懸念されるところであり、これまでも地下水の過剰なくみ上げによる地盤沈下を防止するために、工業用地下水のくみ上げ規制などが実施されてきた経緯があります。

今後、専用水道による地下水利用がさらに拡大した場合には、再び地盤沈下が進行することも考えられ、環境にもたらす影響が懸念されることか

ら、これを防止するとともに、公共性の高い貴重な資源である地下水の保全を図るため、地下水の公的な管理に係る取組をより一層推進していく必要があります。

併せて、このような専用水道の水源である地下水は、国や自治体等の財政投資や使用者の負担によって整備された雨水浸透施設等による地下水涵養の取組によってもたらされているものであり、極めて公益的なものであることから、一部の民間企業や特定需要者の利益のために独占的に利用されることは、国民の共有財産である地下水の利用の観点から公平性を欠くものであります。

このような背景から国では、平成 23 年 4 月に森林・林業の再生を図るため森林法を改正し、さらに、平成 26 年 7 月には水循環基本法が施行され、今後、水資源の保全に向けて一定の前進が期待されるものの、具体的な施策については定められていません。さらに、地下水利用専用水道の導入によって、水道の使用量が非常に少なくなった場合には、水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念があります。

よって、地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応を強く要望します。